

第九十五回 参議院文教委員会 會議録第六号

昭和五十六年十一月十二日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 片山 正英君
理事 大島 友治君
世耕 政隆君
小野 明君
佐藤 昭夫君

委員 山東 昭子君
田沢 智治君
内藤三郎君
仲川 幸男君
松浦 功君
宮之原貞光君
本岡 昭次君
柏原 ヤス君
小西 博行君

國務大臣 文部 大臣 田中 龍夫君

政府委員 行政管理庁行政 管理局長 佐倉 尚君
文部大臣官房長 鈴木 勲君
文部省初等中等 教育局長 三角 哲生君
文部省体育局長 高石 邦男君

事務局側 常任委員会専門 員 瀧 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○連合審査会に関する件

○日本学校健康会法案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)(継続案件)

第六部 文教委員会會議録第六号 昭和五十六年十一月十二日【参議院】

○委員長(片山正英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案について、行政改革に関する特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(片山正英君) 次に、日本学校健康会法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮之原貞光君 いままでの健康会法案の審議のいろいろな際におきますところの政府答弁をお伺いいたす中で、私、大臣が提起をされておりますところの行政機構の合理的再編成を図るという観点とか、業務の総合的推進の面から云々ということ、従来の安全会法と給食会法を一緒にしたんだと、こういう御答弁を聞きながら、いささかも問題の妥当性を感じることができないのであります。したがって、やはりこの問題についてもいろいろこれからお尋ねをしなきゃならないと思ひますが、まず私は、また、そのことと同時に新しく発足するであろうところの健康会、この運営の問題についても非常に問題があるということを強調

く感じるのであります。その立場から、まず運営のあり方の諸問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

文部省からの法案資料を概観をいたしまして、安全会や、あるいはまた給食会と比べましても、理事長の権限が非常に強化をされておる、可能な限りいろいろな外部の意見も聞くという形のもの、非常に強化をされておる。このことは、言葉をかえて申し上げますと、非常に官僚統制と申しますか、それだけの、新しく発足するであろうところの健康会の首脳の権限というものが非常に強化をされておる、このことについてどうも合点がいかないのを感じます。あるいはこのことが、言われているところの合理的再編の真のねらいかもしれないわけでございますけれども、それでは私はやはり行革のあり方、いろいろな問題と関連をしても、非常なやはり問題点があるということをまず冒頭に申し上げておきたいと思うのであります。

そこで、お聞きをいたしますけれども、この給食会法の評議員会あるいは安全会の運営審議会、この両者とも、それぞれ十六条に掲げられているところの事項については、理事長はあらかじめ意見を聞かなければならないとしていわゆる委員の皆さん方の権限と責任を明確にしているのではありません。ところが、健康会法の同種のものの運営審議会、理事長の諮問に応じて審議をする、こういうことが明確にされておるんですね。言うならば、従来ありましたところの給食会なり安全会、委員の性格、任務ということを明確にし、言うならば、この発言あるいは権限というものが非常に強いところの若干の要素がある。けれども、出されておるところの健康会法は諮問に応じて審議をする、こういうふうにかつここに明記されておるんですね。これは何と申し上げても、著しくそれは運営審議会の権限を従来のものに対して弱めてお

る。言葉をかえて申し上げますと、先ほど申し上げたように、理事長の権限を非常に強化をしておると、こう明確に言えると思うのであります。この点は一体どういう考え方のもとにその運営審議会のあり方というものを考えられたのか、まず、その考え方を御聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま宮之原委員から御質問の問題につきまして、経過もあることでは政府委員から御答弁を申し上げます。

○政府委員(高石邦男君) ただいまの御質問でございますが、一般に特殊法人の諮問機関の審議事項につきましては大別いたしますと、当該法人の根拠法に諮問事項を列記して書く方法と、それから、諮問事項を列記しないでそれを法人の長の判断にゆだねて、長の諮問した事項について審議するという二つの方式がとられております。

御指摘のように、文部省所管の特殊法人について見ますと、私立学校教職員共済組合、日本学校給食会、日本学校安全会、国立教育会館は諮問事項を列記しておるわけでございます。ところが、その後設立されました国立劇場、それから日本学術振興会、日本私学振興財団、放送大学学園は、そういう列記の方式をとらずして、現在法律案の中で出しておるような形の方法をとっているわけでございます。したがって、今回の健康会法におきましては、最近の立法例にならうとして後者の列記しない方式をとったものでございまして、したがって、理事長の権限を強化するということをはねかきつけておるのではなくして、全く法技術上の観点での、最近の事例に従ってそういう方式をとったこととでございます。

で、具体的にはどういふような事項を諮問するかというところになるかと思ひますが……

○宮之原貞光君 質問にだけ答えておいてください。

○政府委員(高石邦男君) 以上でございませう。

○宮之原貞光君 何か、御答弁によると、最近の特殊法人の一般的なものと全く同様で、従来と意図は変わりない、こうおっしゃいますけれども、後からいろいろお尋ねしますけれども、今度新しくできるものは給食会と安全会と従来あったものをひつつけるんでしょう、一緒にするんでしょう。ところが、従来の安全会なりあるいは給食会には、明確に、十六条にあらわしめ意見を聞かなければならないところの項目はこれこれと、さらにまた、それ以外で諮問に依拠していろいろしなければならぬと、明確に区別しておるんです。それをあなたは、最近のものに機械的に右へならしたもので何ら意図はありませんと言われども、明確に違っておるじゃありませんか。そこをそこをはっきりおっしゃってください。よ、ほかのところの国立劇場法とかいろいろなものと関連させないで、いまだであつたものをそうしておるんだから。

○政府委員(高石邦男君) 確かに現行の日本学校給食会、日本学校安全会には列記主義をとっているわけでございます。そこで、新しい法律をつくるという観点で健康会法をつくるわけでございます。最近の特殊法人の諮問機関としての審議事項についての法律の立法の仕方が、先ほど申し上げたような形に大體法制局で統一されて処理されているというところでございまして、今回新しく法律をつくるわけでございますので、最近の法制局の審議において立法例とされている方式に従ってそういう条文にしたというものでございませう。

○宮之原貞光君 これは素人でもわかるんじゃないですか。これはだれが考えてもなるほどとは理解できません。これはたとえば給食会の評議員会の職務でございしますが、よく聞いてください、大臣、十六条には「評議員会の職務」という形で、「次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。」と書いてあるんですよ、あ

らかじめ聞かなければならない。第一項にずっと書いてあるんですよ。そして第二項に「前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に依拠し、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。」と、こうあるんですよ。これは安全会法の方も同じなんですよ。ところが、いまあなた方がつくろうとされているところのものはそうではなくして、初めからそういう色分けじゃなくて、「運営審議会は、理事長の諮問に依拠し、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。」と、言うならば、従来あつたものの第二項だけを引き出しておるんですよ、これは。あらかじめやらなければならぬという事項をみんなカットしているじゃありませんか。これも従来と変わらないとおっしゃるんですよ。これは明確に新しくできるものの権限を強化しようという、理事長権限の言うならば一つの、よく言われる私も使おうところの官僚制と申しますか、その権限強化をねらっているというところは、はっきりしておるじゃありませんか。そこをそこをはっきりあなた方素直に認めておいて、こうした理由はこういうところですよと言つてくたさいよ。違います。違ひませんと言つたて、明確に違ひますよ。違ひないと言つたならば、現行法の第一項に規定されたところの「あらかじめ、意見を聞かなければならない。」というものは、これはどうなるんですか。

○政府委員(高石邦男君) 条文の規定の内容としては、その表現の方法その他に相違があるわけでございます。しかし、最近のこれら特殊法人における諮問機関の一般的な規定としては、包括的にこういう表現で考えていこうということで、最近つくられた先ほどの特殊法人は全部こういう形の法律の規定になっているわけでございます。したがって、精神的には同じようなことを考えているわけでございますが、法律の条文としては確かに御指摘のような差があることは事実でございます。

○宮之原貞光君 法律というのにはでき上がると一

人歩きするんでしょうが。何もこの問題と直接関係はしないんですよ。かつて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の、いわゆる地方教育委員会の内申をまつて云々という項目でさえも、いろんなその後社会情勢が変わり、立法當時は予期しなかつたこと理由でいゆる最初の初、中局長通達を訂正して出し、この委員会でも大分混乱をいたしたことがあつた事例もあるように、法律というのは一人歩きするものなんですよ。あなた方の立場は、自分たちの都合のいいように解釈をしておりますけれども、明確に法文上は違ひありませんか。一言目には諮問機関諮問機関と、こういうふうにおっしゃいますけれども、意見を聞かなければならぬというのと、諮問に依拠して意見を具申することができるというのとは大きな違ひがありますよ、この運営上は。それを違ひない違ひないと言ふと強弁されるところに私は行政当局の真意はかりかねますね。こうしたのはもっと強くしたいからだと本音を言ひなさいよ、それなら。それならそれで終始一貫つじつま合つていますよ。それは違ひないんだと言つて、法律事項だけは明確にだれが考えても違ひないような事項を言われてみたつて、これ普通の人が納得するでしょうかね、大臣、どう思いますか。私は大臣に聞きたい、この点は。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまのいろいろと御意見がございしますが、局長からも御答弁申し上げたように、われわれといたしましては特にそういうふうな強権的な気持ちからこれを意図的に行ったものというのではなく、むしろ法制局その他のいまの立法例になつたと、こうお答え申し上げる以外にはちよつとないと思つております。が、いろいろと運営につきましては、御案内のとおり健康会なるものの本質から申しまして、特に民主的な公平な運営をしてもらわなくちゃならない、かように考えております。

○宮之原貞光君 それは大臣、あなたが運営するんじゃないんですからね。これは特殊法人として別個のやはり団体ですから、形式的にはね。だか

らあんだ、従来の安全会や給食会とは違ひなんです、新しくなつたところの理事長、役員の方々と委員の皆さんの権限は。こう説明されたら、今度新しく任命されるところの委員の皆さんは同じとは言へませんよ、明確に条文は違ひますから。意見を聞かなければならないのはこれこれと、こうあるでしょうが。それを、意見を聞かなければならないというのはなくしちゃつて、諮問に依拠して意見を述べるといふのだから、これはどう抗弁されようと、理事長の権限を強化することになるんじゃないんですか。それは、私は悪いという立場から言つておるのだけれども、あなた方がいいと思つておるのだけれども、あなた方がいいと、事実上法文を解釈すればそうなるんじゃないんですか。これはどうですか。それで違ひないと言ふんなら、ひとつ法制局の見解を求めましょうか。これは明確に違ひますよ。私も法に疎いところの素人の側から見つてわかるんですよ、これ。

○政府委員(高石邦男君) 最近の立法例になつたまででございます。文部省の所管の法人だけではなくして、最近つくられていた特殊法人における運営審議会の審議事項についての書き方は、一般的にこういうような形で取り扱うという立法例をとっているわけでございます。だから、その立法例になつただけのことでございまして、理事長の権限を強化するというようなことを考えてこういうふうな表現を変えたわけではございませう。

○宮之原貞光君 しかし、あなた何回聞いても同じようなことばかりしか言ひませんけれども、これはあなた、明らかに違ひはあります。しかも、新しくいままでなかったものをつくるというなら話はまた別ですよ。従来あつたところの安全会なりあるいは給食会の運営というものは明確にされておつたんですよ。今度は、合併したからそれをなくするといふのだから、これは明らかに従来のやり方とは違つたことを考えておるとい

ことを意味するでしょう、これ、どう言われよう。最近の立法例にならったとおっしゃいますけれども、ならうにしてもならぬにしても、明確に違つておることは事実じゃありませんか。その事実さえも認めないのですか、あなたは。運営の心構えはそれはまた別でしょう。しかし私が、法文上あなたにただしておるのは、明確に違つていふことはやはりあなた方も認めざるを得ないでしょう。違いますか、違いますか。それだけをまづ聞かせてください。

○政府委員(高石邦男君) 条文の形式と申しますか、それは違ひがあります。しかし、諮問していこうとする事項、運営については、従来と全く同じように運営をするつもりでございませう。また、そういう意味で立法例にならったまででございませうので、従来の運営の方式を変えるという気持ちには全くございませう。

○宮之原貞光君 あなた方監督庁でしょう。都合のいいときには監督庁として、これを運営をするところの法人と全く同じなことを言ひながら、今度は、それだけ走り出すと、あれは特別の法人でございませうから自主性がありませうというに決まっていますよ。幾らあなたがそういうつもりですと言つたって、法文上は明確に違つたんだから、これは、だれが見たって、幾らこの法案に賛成だと言ふ皆さんでも違つて、これ、それをあなた方、違つけれども運営については従来と変わらないようにやりたいというのは、あなたの希望の指導の心構えかもしれぬけれども、私はいま法律をずっと審議しておるわけですから、明確に違つてその意図というのは、明らかにこれは理事長の権限を強めようとする以外の何物でもない、そのことだけは明確に言つておきます。

次にお聞きいたしますが、この健康法の十八条の委員の選考に係るところの問題ですが、「健康会の業務の運営に必要なる者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者」というふうに書いてあるんでございませうが、これは具体的にどういう基準をお考えになつておるん

ですか、それをお聞かせ願ひたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 具体的には、まず学校の設置者側の代表、それから学校側の代表、それから保護者の代表、それから医歯薬関係者の団体の代表、その他学識経験を考へておるわけでございます。

○宮之原貞光君 そういたしますと、従来の給食会あるいは安全会の評議員あるいは運営審議会の選考基準と同じものかどうかというふうに理解していいんですか、違つてませんか。先ほどは明確に違つたけれども、これは非常にばかしてあるんで、今度は何の考へ方をお聞かせいたします。

○政府委員(高石邦男君) 委員の選任に当たりましては、従来安全会、それから学校給食会が選んでいました考へ方と基本的には同じような考へ方に立つて選びたいと思つております。

○宮之原貞光君 基本的には同じだからと。しかし、選考の範囲とか基準が少しは今度は違つていくというふうに理解していいんですか。ただあなたの設置者とかあるいは保護者とか、学校代表云々というような御答弁からお聞きいたしますとほとんど同じようにも聞こえるんですが、どうですか。

○政府委員(高石邦男君) 今回の委員につきましては二十五人になっておりますが、従来は安全会が二十人、それから給食会が十五人ということとございませうので、従来選んだ人々をそのままそれぞれの者を寄せ集めると三十五人になるということと、二十五人の範囲内におさめなければならぬという調整をする必要がございます。したがういまして、全く同じような人をそのまま横滑りみたいな考へ方でお願ひをするというわけにまいりませんので、若干の調整をしながらやっています。しかし、その際の基本的な考へ方は、従来選んでいた母体については維持していきたいと、こ

ういうふうな考へております。

○宮之原貞光君 いまそれぞれありますわね、評議員なり運営審議かね。まあ現在のものは評議員が十一名、あるいはまた安全会の方は十九名、三十

名ですわね、現職の皆さん。その人々を全くそのまま再任をするんかというのを聞いておるんじゃないんです。いわゆるこの選考の範囲とか何とか、基本的にとおっしゃいましたから、いわゆる大体その出どころというものはこれに準拠してつくるといふふうに理解していいんですかどうですかと、こ

ういうふうな聞いておるんです。何人も人間はみんな同じようにするんですかと聞いておるんじゃないんですから、正確にひとつ、お答えする場合にも答えてください。

○政府委員(高石邦男君) 基本的には準拠して考へたいと思つております。

○宮之原貞光君 そこでお聞きしたいんですが、給食会の評議員の十一名の皆さん、あるいは運営の十九名の現職の皆さんを見ますと、これは都県及び市の教育委員会のそれぞれの長と名のつ

くところの人々、全国のPTAあるいはPTAの会長、県給食会の役員が給食会の評議員のほとんどを占められていますね。あるいはこの安全会の運営の十九名のメンバー見てみますと、これまた県市の教育長あるいはまた公立の学校長、医師会、町村会、それから学識経験者として昔の皆さん方の大先輩の体育局長をこう充てておられるんですがね。私はやはり一体こういう基準、具体的な人々のものを別にして、基準で果たして今後のこの新しい気持ちで発足をしようとするところの健康会のこの審議委員のメンバーとしていいんだらうかどうか。少なくとも、やはりそれぞれの学校の先頭で苦勞されておるその現場の先生方、そういうものに対するところの配慮というのは一つもないんです。言うならば、あせひこうせひと命令をせよとせよと、こ

ういふ手元にありますところの十一月一日の名簿でお伺いする限り、私はこれではどうだろ

うかと思ひます。

この際、それは学校長もいいでしょう。PTAの責任者もいいでしょう。しかしながら、現場で安全会なり給食の実際の仕事をやる

ところの何十

万というそれぞれの先生方がおる。その現場代表とか、あるいは現場代表を踏まえたところの職員団体の代表というものを思い切つてや

つておるんか、こ

ういふ手元

聞かせたいと思うんですがね。たとえば、給食会法は第十三条にこの兼職の禁止事項を書いてありますね、条文がありますね。それにはこう書いてあるんです。「理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が云々」というようにして、「この限りでない」と明示をしております。安全会法もまたその第一項にはこれと同じ趣旨のことが書いてあるんです。しかしながら、安全会法はわざわざ第二項を起項して、「前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に關し、安全会と取引してはならない。」と、この明確に規定をして、いわゆる給食会なり安全会の役員のあるべきところの姿勢というものをきちんと規定をしておりますね。ところが、いま審議をしておりますところの健康会法は、同じく十三條に「役員」と、こうやって、わざわざ非常勤者を除くと、こう書いてある。――「は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣」云々と、このところは規定をしておるんですが、私は、この規定事項は明確にいままでの給食会なりあるいは安全会と役員の問題について非常に緩和しておると思っておりますが、そうじゃありませんか。

○政府委員(高石邦男君) 御指摘のように、この役員の取り扱いについては若干の緩和をしております。具体的に申し上げますと、非常勤の役員につきましては他に職業を有しているというのが一般的に予想されることでございます。したがって、非常勤の役員についてまでこういう手続によるというところは、むしろ普通は他に職業を持っておりますから現在の通念上はおかしく申しませうか、実態に合わないというように考えられるわけでございます。そういう意味から、非常勤の役員についての兼業について緩和しているということとは御指摘のとおりでございます。

それから、常勤の役員につきましては、営利を目的としない公益法人等の評議員になるというよ

うなことも予想されますので、そこまで規制することは必要ないのではないかとというのが最近の考え方でございます。したがって、最近新しくつくられました特殊法人の役員に関する立法例は、そういうような線に従って整理をされているというところになっていくわけでございます。そういう意味におきまして、役員の問題について、御指摘のとおり若干の緩和をしておりますというところは事実でございます。

○宮之原貞光君 これは非常勤役員だけじゃないでしょう。これ、厳密に言いますとまた私はおかしいと思えますよ。たとえば給食会、安全会法は明確に、「他の職業に従事してはならない。」と書いてある。ところが健康会法は「他の職業」ということでなく、いわゆる「営利を目的とするところの団体の役員」とわざわざ入れてあるんですよ、これ。だから、その団体の役員でなければいいということなんです、裏を返せば。営利を目的とするところの団体の職員でなければこれは構いませんよというところなんです。そういったものと、いわゆる前に不祥事件が起こりましたね。そういうものから見て、営利を目的とするところの団体の役員でなければというところから入ってきていいんだと、こういうように、これは法律上、法文上見るとこれはやられておいて、それは逃げる道はないんですよ。ただ任命しさえしなければいいですよ、こうあなた逃げたいんですよけれども、しかし、少なくとも皆さん方のこれに對するところの姿勢のあり方として、私は本當に、かつて昭和四十二年のようなああいう不祥事件を起こすようなことにならないようにしようとするならば、役員の姿勢というものは厳重過ぎるほど嚴重であっていかるべきだと思うんです。ところが、この兼職規定のところは明らかに非常勤だけでなくて、そのところにもこっそり抜け道をつくっているじゃありませんか、これ。だから、私は先ほどから言うように、たとえば理事長権限の強化の問題といい、この役員のいわゆる兼務規定といい、非常に緩和しているのは何かここに意

図があるのじゃないかと言いたくなるんです。このところをやっぱりわかるように説明してもらわなければだめですね。どうなんですか、それ。○政府委員(高石邦男君) 常勤の職員につきましても緩和しているわけでございます。したがって、常勤の職員につきましては、常勤の職員が営利を目的としない公益法人、そういう役員になる、ないしは評議員になるというような者につきましては特に承認を受けなくてもいいということになるわけでありまして、職員につきましては、この常勤の役員というものはフルタイムの役員でございますから、他の営利を目的とするまあフルタイムの職員になるというところは勤務時間の関係で当然できないというふうに常識的に考えるわけでございます。ただ、役員でございますというところの役員でない勤務の形態でございますので、この役員のところについてはこういう表現にして整理をしているわけでございます。

○宮之原貞光君 まあいろいろ答弁をされて、これは最近の特殊法人の一つの法形態の傾向ですと、こうあなたはおっしゃりたいんだらうけれども、現存するところの給食会なり安全会のこの役職の兼務よりもっと緩和をし、そしてまた先ほど申し上げたところの、理事長の権限を強化しておいて、最近のはやりであります。はやりでありまして、これはもうどうかと思えますよ。国民に疑惑を持たさないように、特にこういう品物を扱うこういうものとかかわるところの役員の姿勢を明確に正しておくということは、きわめて私は重要なことだと思えますよ。それならば、常識的には、前はこういう欠陥があつて不祥事があったから今度はこれ以上に厳格にしましたと、これなら私はよくわかるんですよ。ところが逆に、ありませんか、これ。私はどう考えても、皆さん方のこの健康会の機構、運営の問題について非常に一つのやはり物の考え方が底流としてある。どうも納得できません、それはね。法文はこうあるけれども、また、運用の面で以前と変わらないようにしますと、こういうことしか答弁ははね返ってこ

ないと思うのでございますけれども、非常に問題点があるということだけは私はこの際きちんと指摘をしておきます。

そこで、役員の構成状態でございますが、現在の、役員の方々の前歴は大体どうなっていますかね。それをお聞かせ願いたい。

○政府委員(高石邦男君) まず給食会関係で申し上げますと、土生理事でございますが、前職は国立科学博物館次長であります。それから月本理事、これは食糧庁経理部長でございます。それから大町監事、林業信用基金総務部長でございます。それから非常勤の監事、野尻さんは首都高速道路公団常任監事でございます。

それから、安全会の渋谷理事長、文部省の体育局長でございます。それから三木理事、京都国立博物館次長であります。それから安全会の理事、非常勤の望月さんは国士館大学教授でございます。それから監事の中城さんは日本学術会議事務局の学術部長から事務次長になった人でありまして、それから非常勤の小山さんは全国連合小学校長会会長でございます。

以上でございます。

○宮之原貞光君 これ、いま発表された方の前歴、たとえば博物館館長と言いますけれども、それは文部省の局長、次官を経なければいけませんから、こゝろを考えると、ほんとにやっぱり文部省のOBの皆さんですわね、これ。あるいはまた食糧庁と申しますから農水省関係の皆さん、あるいは金融界の皆さんの大体古手と言つては失礼ですけども、定年になられたところの方がそのままた天下っておるといのが大体の実態でございますわね。どう否定しようともそうなると思ふんですね。そういうような構成メンバーで、一体、今度は行革の精神に沿つたところの清新な健康会が出来ますよと、この世の中に説得力があるでしょうかね。私はやはりそこにもこの問題点を感ずるんですよ。

これは、日本給食食品連合会というのがありますね。これは民間企業九十五社が入っておりますと

この給食用の食料を専門的に扱ういわゆる御問屋の団体です。いま私は記憶しておるんですが、五十二年の一月のころでしたか、この給食品連合会の皆さんが国会陳情をやられておる。そのときの陳情書なり添付文書も拝見をしたことがあるんです。その中に「子どもを喰いものにする天下り機関」といいます。「子どもを喰いものにする天下り機関」という見出しのもとに、たとえば給食会の役員は文部省二、農林省二、大蔵省一、都庁一、銀行一という出身母体だ。これはその当時のものでしょう。そしてまた、管理職の課長クラスも、四課と二主幹のうち、四人とも文部省方面から来られたところの天下りでございまして。各都道府県の給食会の役員もそれぞれの自治体においては大同小異の皆さんだ。こういうところの皆さん方がそれぞれ役員になっておられるから、天下りの強味で学校長や栄養士に給食会物資の購入を要するような雰囲気をつくっている、こういう文書がある。私は最初文書見たときには、これはどこのだらうかと思つて見たんですが、これがれっきとしたところの、いわゆる民間企業の九十五社でつくられているところの日本給食品連合会のいわゆる陳情文書と添付されておりました。この資料なんです。これは後ほどおいおいお聞きしたいですけれども、それは、給食会と反対をするところの団体だからあたりまえだと思われませんか？ せんけれども、常識的にそういうような業者関係の業界の皆さんでさえも、この構成についてはその当時からこういう指摘の仕方になっておるんです。これはそういうことではないと思うんだけれども、いわゆる強要するとか顔をきかせるということだと思ひますけれども、これはいまあなたから現職のこの役員の皆さんを言われましたけれども、大体大同小異ですよ、この構成から見ますと。これでは日本学校給食会なるものがますます官僚化する、あるいはお上の御威光をかけて品物を人に売りつけておるといふ、こういう非難をその人々から受ける、この私は要因になると思ひます。

んです。これであつては困ると思ひます、今後の運営を考えるとすれば、また、先ほど来申し上げておる通りに、新しい健康会になっていくんですから、もうそういう旧来の——よく各官庁、それはあなた方文部省だけじゃない、ほかの官庁の特殊法人もそうだしと言いたいんでしょけれども、せめても文部省あたりからでも、そういう天下りだ天下りだという非難を受けないような、ひとつ今度の人選のときには思い切つた角度からの清新な人事をしていただきたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか、これ。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまのような、そういう御指摘がございまして。これからのいふ、な、そういうふうな人事に当たりまして十分心して配慮してまいりたい、かように考えております。

○宮之原貞光君 これはまた衆議院の文教委員会の審議の際に指摘されたことでございまして、当時の柳川体育局長は、よく調べて答弁をいたしますとして、当時の審議の中では保留になっておるところの問題ですが、こういうことです。

給食会の理事長が、五十四年の七月から五十五年の三月までの空席の期間の給与の処理の問題なんです。議事録を拝見いたしますと、理事長の俸給は月額七十一万五千円、それに特別調整手当八%、期末手当の三・八カ月分を加算すると相当なやういふ金額になる。しかるに五十四年度決算では、不用額が四百八十七万しか計上されておらない、これは一体どういふわけだろうか。こういう質問に対して、前局長はいろいろ言われておりますけれども、最終的にはよく調べて答弁をします、こうなつておるんですね。これは新しい局長でございまして、よくいろいろなことで勉強されておると思ひますが、いまそれはどうなつておるんですか、この問題についてお答え願ひたい。

○政府委員(高石邦男君) いますぐにその手持ちの資料の状況がわかりませんので、午後の時間にも調べた上で御報告申し上げたいと思ひます。

○宮之原貞光君 その中身はことしの四月二十二日の文教の議事録をもう一回見てください。前任の局長がその問題について明確な答弁をなされておらないから宿題になっておつたんですよ。しかし、もう衆議院では審議する暇がありませんから、私、同僚議員から、そのことどうなつておるか聞いてくれと、こういうことも言われておりますので、ひとつ午後きちんと御回答願ひたいと思ひます。

それからもう一つです。これまた同じ衆議院におけるところの問題点ですが、給食会の定員は三十八名、ほかに十名の職員があるということが委員会でも指摘されましたね。そのときに、その定員の三十八名、十名の給与の出どころの問題が出たんです。いろいろの受け答えの中で明確になつたのは、定員の三十八名分は国庫補助金の三億二千四百万円の中の業務経理分から支出をされております。十名分は物資経理事業の中から六千八百万円支出をされておりますという答弁があつたんです。

なお、この答弁に關しまして、いわゆる三十八名の定員と十名の職員を含めたところの給食会のこの職員構成の問題がいろいろ議論になっております。そのときに、給食会の日本常務の方から、いやその給与の問題については物資経理事業費のわずかに〇・二%ぐらいしかありませんから、それは問題になりません、こういう答弁をした。それがまたおかしいじゃないかという話からいろいろ議論する中で、単に給与の出先だけじゃなくて、その三十八名と十名の間に身分も給与も違つて、一体同じ仕事をしながらこういうことがあつていいんだらうかという問題が議論になりました。

同時にまた、この問題について、いわゆる現業官庁の多い農水省や建設省あたりはそういうやうな矛盾をほとんどいま改善をしつとあると。しかし、この問題については全然改善をされておらない、こういう問題のやりとりがあつたんでございまして、それは直接給食会の常務との間のやりとりでございまして、監督官庁としてこの問題を一体どのように考えておられるのか。当然だといふふうに考えておられるのか、あるいはすでに農林省や建設省でやっておるやうに、そういう身分とか給与というものの格差を是正をし、同じ従業員をそういうことのないやうにしよという方向で動くという考えなのか、これは仕方のないことだと放置されるつもりなのか、そのところをちょっとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(高石邦男君) 日本学校給食会の職員として採用しているその身分上は全く同じであります。ただ、給与の財源措置につきまして、国費で手当てをしている人と、国費の手当てのない、物資経理の中から出しているという財源の手当てが違つておるやうです。

そこで、特殊法人の人事費につきましてもできるだけ節約を図るというやうなことから、なかなか全部を国費で処理するということが非常にむづかしく、抑えてきたというやうなことで今日まで流れてきているわけでございます。そこで、物資経理の中で、やはり有効な基本物資、承認物資を取り扱うに当たっては、その経費でこれらの人たちの人事費を充てるという財源の抽出方法が違つただけで、給与の基準であるとか身分であるといふのは全く同一でございます。

○宮之原貞光君 だからどうだと言ふの。当然で構いませんと言ふの、あなたは。結論言つてくださいよ。

○政府委員(高石邦男君) この内容について、現在、それぞれの歴史的な背景でどういふ形になつておりました、日本学校給食会が小麦粉を取り扱うやうになつた際に、その人事費を国費で財源措置をするか、小麦粉の勘定の中で財源措置をするかというやうな考え方、小麦粉を日学給が扱うやうになつて四人、それから米の利用を考へるやうになつた段階で四名、それから輸入牛肉を取り扱うやうになつた段階で一名というやうな形で、国の財源で措置する対応ができないということ、こゝまで来ておりますので、これをこの際は一気

に改善をしていくことは非常に困難でございます。

○宮之原貞光君 私の理解では、身分の面、給与の面もこれだけの差があるということを知りておるんですが、あなたはないということでございます。それから、これは私のところでもきちんとして調べて、まだ私の持ち時間大分あるようですから、またお聞きしたいと思いますがね。

ただ、いま御答弁になられたことですね。一体そういうことは好ましいことなんですかね。たとえば行革という大義名分の中で合理的な運営をしよう、というところで二つの特殊法人を合併する、定員は幾らですと決められておる。わざわざ国庫から補助金としてその人件費分も若干出しておるんです。そういう仕組みの特殊法人であるのに、別に仕事をやって事業で得たところの利益の中で、人件費は別に十名の定員を払っていいんだという運営が一体いいんでしょうかね、これ。

これは行管の局長も来ておられますから、行管の局長にもお聞きしたいと思っておりますが、私は、たとえば特殊法人全体のあり方が、国からは人件費の補助は一切もらいせん、したがって、そのことについては事業収益の中から人件費を払いますと言ふなら、それも一つの考え方だと思っております。ところが、いまも申し上げたように、三億二千四百万円というゆるゆるの国庫補助金の中から、その人件費の三十八名分というのには払われておるんですよ。そして片一方、なお決められたところの定員外のもの事業収益というところでやるという、こういう運営のあり方が、言われておりますところの行革の言う機構整備合理化ということになるんでしょうか、どうでしょうか。これは行政管理局長おいででございますが、いまお聞きしてどう思われますか、そういうことがあっていいんですか、どうですか。

○政府委員 佐倉尚君 ただいまの特殊法人の中において国庫支出の補助金の方から、あるいは委託費の方から出ている人件費、それに加えまし

て、それぞれの特殊法人において必要に応じて自分のところでやりくりして人を雇っている、こういうことは一般論として適切であるかどうかという問題だと思います。

特殊法人は、先生よく御存じのとおり、非常にいろいろな種類のものがございまして、一般論だけで私がお答えすることは不適当かと思ひますけれども、その特殊法人において必要に応じてそういう措置がとられるということは場合によってはあり得るかと思ひます。

ただ、さらに一般論で言えば、特殊法人というのは国の事業に非常に密接なものを分担してやっていると、そういうような立場から申しますれば、余りにそれが乱用され、横行するというような事態は望ましくないというふうに考えてよろしいかと存じます。

○宮之原貞光君 これは国民の立場からすれば、いま出ておるものは可能な限りいろいろな行政機構を簡素化をして、よく政府は「小さな政府」と言いますね。冗費は省いて、そうしてやはりその筋道をきちんとしておきたいというのが、たとえばあなたの方の出されておるところのあれでしょう、行政改革の基本的調査審議事項の「適正かつ効率的、弾力的な」云々。こういうようなことから見れば、国民にやはり特殊法人のあり方もわかるようにしてもらわなきゃ困るんですよ。片一方は国からもう、一つの方は事業費からばつとくすねて、しかも十名ですよ、十名、三十八名プラス十名。こういう運営をされたんじや、一体どういう意味で特殊法人を皆さんが無理して合併するかというところに相なるんですよ、これは。だから私は、これは決して好ましいことだとは常識的に考えられせんよ。いまあるものを直ちにやめろとまでは私は言いませんよ、それは。しかしながらこういう方向は、たとえばすでに農林省なり建設省にもあったのが指摘をされてだんだんそれを少なくしておるんですよ。そういう方向ぐらひは私は文部省はあつてしかるべきだと思ふんですよ。そういう努力をされるころの意思があるの

かどうか。私はやっぱりこれは大臣にお聞きした方がいと思ひますが、どうですか、お聞きされておつて。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま行管の方からお話があったように、特殊法人というもののいろいろ沿革がございまして、一概には言えないものだと、こういうふうな考えております。

ただいま局長からいままでのお話もございまして、これは今後こうあるべきだということて全部を統一していった方がいいかも少し考えたとい、かように考えております。

○宮之原貞光君 これはだれが考えても自然な形、ノーマルな形だとは思ひませんよ。だからして、ほかの省ではそれを縮小しておるんですよ。局長はそれ知りませんか。農林省や建設省の、えてしてこういう現業官庁に多いんですよ、現業の分野で。だから、そういうことが指摘された中で漸減をしておるんですよ、これ。文部省だけはやっぱりあくまでも従来どおりいくつもりですか、それなら。これは局長に聞きましょう。

○政府委員(高石邦男君) いろんないきさつがございまして、結局日本学校給食会が小麦粉とか米を取り扱う際に人の手当てをしなきゃならぬ。そこで、それを人件費に対する国の補助金で処理をするかどうかということがいろいろ問題になったわけでございます。ただ一方、小麦粉にいたしましても米にいたしましても、相当大幅な国の助成をしていくわけでございまして、したがって、そういう一方において物資そのものに大幅な助成をしていくんだから、その範囲内で、その父兄負担をふやすわけでもないんだから、その範囲内で人の捻出をしながら具体的な仕事をやっていったらどうかというふうな話の経緯がありまして、現状のような状況になつていくわけでございまして、したがって、そういうことの背景のなない形であれば特殊法人として全部同じような取り扱いにするということが望ましいと思ふんですけれども、そういうような背景がございしますものから、なかなか私の方で理想としてそっちの方

に全部進めてまいりますということを申し上げても、財政当局との折衝の過程ではそれが実現する見通しについては非常に問題が多いわけでございます。

○宮之原貞光君 仕方がないという答弁ですけれども、たとえば人件費の六千八百万円は物資経理事業費の中から出しておるんですよ。端的に申し上げれば六千八百万円分だけ米の値段なりあるいは配給されるところの小麦粉なり減額してもらえれば一番ありがたいですよ、それは。何のことはない、それがいいの、若干利きも入れておいてそれを子供たちにおろしておいて、これは利益を得た、その利益でやっておるんですよ。そういうものが特殊法人のあり方として好ましいと言ふんですか、あなた。たとえば、そういうことであります、大きなビルがあつてビルの賃賃を取りましたというのなら話はわかりますよ。物資を現実に売らないうのが、これは。売ってきたところの剰余金から出すんですよ、六千八百万円というのは。だとするならば、それは何かというと、実際の給食代を払つておるところの子供たちですよ、これは、一人当たり幾らになるかは別にいたしまして、その姿勢がどうかと言うのです、本当に。学校給食会としては低廉な物資をわれわれとしてはやり出すというの一枚看板でしょう。国としてもそういう方針であるならば、むしろやはり国庫の中で、補助金の中でそういうものを逐一肩がわりして、いわゆるそういうことを疑われるような、勘ぐられるようなことをやめるといふのが行政の指導の姿勢じゃございせんか。それをあなたは仕方がないと言つてそのままだらばいいつもでも置いておくつもりですか。こういうことじゃ国民は納得しませんよ、実際給食費を払つたところの父母の立場に立てば、一銭でも少なくしてもらいたいというのがみんなの気持ちですよ、これは。また皆さんも低廉な物資というのが一枚看板でしょうが、出どころがどこだけに私は問題にするんですよ、これは。それでもやっぱり仕方がないとおなとおし

やるんですか。

○政府委員(高石邦男君) 御意見はよくわかるわけでございます。

そこで、それらの人件費を国民の税金によって補助金という形で国が金を払うといっても、やっぱり国民の税金でございますから、税金で手当てをするか、ないしは物資経理の経理事業の中で手当てをするかというところに考え方はなるうかと思ひます。

それから、小麦粉につきましては、六億近い補助金を一方において国は出しているわけでございます。米においても六割引き、七割引きと、相当な多額の経費を出しているわけでございます。したがって、そういうような物資を取り扱うのについては、そのうちの方でカバーしているという考え方も一方においては成り立つわけでございます。そういういきさつがありまして、このような実態になつていくわけでございまして、その実態について、税金で全部人件費を肩がわりする方式に統一すべきでないかという点についてはいろいろないきさつがありますので、いま自信を持ってそういうふうにしたというところが申し上げられない段階、状況であるということでございます。

○宮之原貞光君 問題はあれでしょう、子供らに對するところの給食費の中で加算されるわけでしよう、これ。本日は義務教育だったから、いわゆる国際的なあれじゃないですけれども、行く行くは無償のところまでいくくらいのはやっぱ一つの理想を持ってもいいくらいの問題ですよ、学校給食というのは。それをいまのお話では、そのところから若干利きやを取るのかあるいは別に税金の中から補助金としてもらうのか、両方やり方がありまして、あなたも、大体その姿勢がおかしいんです、あなたは。しかも、これはこれから申し上げますけれども、本来なら二つの法人があるというのに、合併するから非常に合理化されるわけですから人員も縮小されなければならぬはずなんです。けれども、あなたはもうそういうものは一指も触れない、あるいは場合によっては十名が

二十名になるかもしれないという前提のもとでの論議の置き方です。これでは何のためのいわゆる機構改革の一環としてのこの健康会かと、こう言われても仕方ないやありませんか。問題はやはり教育という立場から見るとの学校給食なんですよ。その給食費にかかるところの問題でしょう。同じ金がかかるとするならば、別途の物の考え方というものをあなたは文部省の行政当局としては考えていい、これが私には基本的な立場じゃないかと思ふんですよ。そここの物の考え方があるう少しはばかいかかと思ひますよ、それ。もつとひとつこの問題については検討してもらいたい、それだけは申し上げておきますよ、それは。それで、次は設立の趣旨の諸問題について若干お尋ねをいたしたいと思ふのでございまして、ちよつと冒頭に申し上げましたように、行政機構の合理的な再編成を図る観点から統合したというのが文部大臣の御説明ですがね、どれくらい合理的な再編成になったのかと、こう見ますと、定員はわずかに三名減、役員も何か非常勤はさきの答弁では特別扱いをされておるわけですから、非常勤も減らしたうちには入らぬと思ふんです。これは調べてみますと人件費はわずかに六十万ですか、年間ね。いわゆる役員も常勤を二名だけ減らして、これでもう合理的な再編成ができたということ、これはやっぱり一つの物の考え方ですと、これをしきりに言っておられるんですけれども、どうも私はこの中身なりあるいはいろんなものを見てみますと、単に従来の安全会と給食会とを加えただけのもので、何ら中身に合理的な再編といううなものはないか、あるいはないか、これはどうなんですか、本日はこれは行政機構の合理的な再編成と、こう言えるでしょうかね。これは文部省に聞けば言えますと、こういうことになるかもしませんが、これは行管の管理局長にお伺いをしたいと思ひますが、そういうやり方でも減らしさえすればいいというのが大体の行管の物のお考えですか。ただ形式的に二つのものを一つにしさえすれば大体皆さんの方針に沿つておるんだと、

こういうふうな理解してよろしうございまいしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 特殊法人につきましては、従来からその数につきましても縮減するといふような方向で来ております。これは五十五年の行革と呼ばれる五十四年十二月の閣議決定の中でも十八法人の縮減をうたつておりますし、特殊法人の数を減らすといふことは一つの基本方針であるといふふうな考えでいるわけでございまして、いま問題になつておりますこの学校健康会を設立するといふことにつきましても、文部省所管の法人等をつくるということにかんがみまして、この二つの統合といふことが、それが契機になつていふことは言えると思ひます。

先生御指摘の、それでは何でもくつつけて数を一つ減らせばいいのかといふことでございまして、それは決してそうではございせん、やはり特殊法人の合理的な再編成という観点からしますれば、統合された特殊法人といふものが、やはりその業務の運営において、あるいは機構において合理的な運営なり機構の簡素化といふものが図られなければならないといふのが筋でございまして、もちろん一般論として私が申し上げておるわけでございまして、特殊法人はやはり縮減していく、数も縮減していく。さらに、いま申し上げましたように、その際にも当然運営なり機構の簡素化、合理化といふものが必要であるといふふうな考えでいるわけでございまして。

○宮之原貞光君 ところが、いまあなたは一般論として言われましたけれども、それは同じ政府の立場ですからあなたの苦衷はよくわかるんですが、しかし私は、あなたの意のあるところを賢察しながら申し上げますと、これはお義理にでもその方針に沿つたとはどうしても理解できないんですよ。具体的にどういふ機構になつていふかと、こう見ましても、何らそういうところの、たとえば機構の簡素化とかいろいろなもの工夫があるなどと思はれるところがないんですよ。事例を申し上げてみましょうか。いわゆる二つを一緒にして

業務を総合的に推進をいたしますと、こうあるんだけれども、じゃ業務内容はどうかという従来そのまま、そのままだですよ。しかも、給食会と安全会の方には一緒になれなれと言ひながら文部省には二つのやはり課があるんですよ。給食課といふものと保健課といふものがあるんですよ。命令する方の自分のところは二頭立てにしておいて、下だけ一緒になれ一緒になれと言つたて、これ無理な話でしょう。そうは思ひませんか、あなたは。文字どおり機構改革の旨に沿つていふとするならば、一緒にした以上は総合的な――提案説明にも運営や業務の面で推進するといふんですから、本省の方もこれは給食課と保健課が一緒になつてこれをどう舞台回しをするかという物の考え方があつてしかるべきじゃないでしょうか、そうでしょう。上だけ置いてあるんですよ。これ大臣、どう思はれますかね。それでもやっぱりやれるといふあれですか、沿つていふと思ひますか、あなたは。あなたのところのひざ元は二つあるんですよ、厳然として。何ら話題にもなつておらぬんですよ。下だけ一緒にして総合的にやりますと、こうあなたは提案理由の中で説明された。しかし、全然なつてない、ならぬはずですよ、それは。上の方の頭が二つなんです。こういう矛盾したものを置いておいて、や行政機構改革の一環に沿つたところのこの健康会法ですと、こう言われたら、これはさうださうだと言ふ方が無理じゃありませんか、いかがでしょう、大臣、それ。

○国務大臣(田中龍夫君) これはおっしゃるとおり、行政改革の趣旨にのっとりまして、その中で少なくとも児童生徒の体位、健康といったようなもの、さらにまた安全という問題について共通点を統一したにすぎないと思ひますが、これもさらに今後両方が合体することによつてのいろいろな新しい問題を解決していきたいと。また、そういうふうなことに関連いたしまして、対象の特殊法人が一つでありまして、それを所管いたします各省あるいは部局といふものが分かれていふ例

は幾らでもございしますので、両方からこれが協議して指導していくことも十分できる、こういうふうな考えております。

○宮之原貞光君 大臣の自分の部下を思う気持ち、配慮する気持ちはわからぬでもないですけれども、常識的には通用しませんね、これ、そうでしょう。しかも、この給食会と安全会の仕事というのを見ても、給食会は本来は、もともと給食用物資の売り渡しでしょう。買って渡すわけでしょう、売るわけでしょう。そういう何となくパイヤー的な仕事です。安全会はどういうかという、それぞれの掛金によるものの相互の扶助組織です。本来性格的に別なんです、仕事の面から言えば。それを皆さんは無理やりひつつけたんですよ。ひつつけてやると合理性がある合理性があると、こう皆さんは一生懸命説得されておるんです。合理性があるならば、文部省の方も合理性があるように統合していくのがあたりまえでしょうが、と言います。それを無理してひつつけておるから、上の方は合理性がないから、本音は、二つそれぞれの役割を持つんですよ、ここにこの問題の、やっぱり一つの問題点があるんです。これは中央官庁だけじゃないですよ。地方の行政当局も考えてもらいたい。地方組織を見ても、給食会の方は都道府県に学校給食会がある。さらにはその下に市町村というのがある。ただ安全会の方は、便宜供与という形で県の教育委員会の職員にその仕事をさせておる。これが大体の状態なんです。だから、中央は頭二つだけけれども、それなら地方は一緒になれるんかと。これ、なれるようにいまから指導されるんですかどうですか、局長。現実には二つあるんですよ、下の方も。これはどうするんですか、そのところをまず聞きたい。

政全般につきまして、都道府県とか市町村をも対象にした指導、助言をやるし、施設設備の補助金なんかの執行もやるわけでございます。やっぱり学校保健課につきましても同じようなことでございますので、ただ法人の統合ということだけで行政組織の再編成、統合ということだけをいいます。いままの、もっと広い範囲で検討していかなければならぬ問題だと思えます。同様に、都道府県の段階におきましても、給食業務を執行している課も、同じところと違う課があるわけでございます。体育課というふうな形でやっていると、これもあります。保健体育という課を設けてそれらの仕事をやっているとあります。給食課という独立した課で処理しているという、県の段階における行政組織にもいろいろ実態は差がある。それは、その県の段階における事業量を考へて適正な行政組織をつくるという観点で分けられていると思えます。

そこで、具体的に都道府県における給食会、財団法人としての給食会というのがありましていろいろな仕事をしています。これは形としてはそのまゝの形でございします。それから、安全会の特殊法人の支部職員でございします。したがって、これも形はそのままの状況で具体的な末端業務は処理するということになるわけでございます。したがって、端的に申し上げますと、都道府県の段階における統合ということはないわけでございます。

○宮之原貞光君 どうですか、局長、聞いてもらいたい。行管局長にお聞きしますけれどもね、二つのものをひつつけたと、けれども下の方はやっぱりそのまま置いておきますと、上の方も置いておきますと。本音はやりたくないから、やれやれと言っているんだから、かっこうだけはつくやれやれと言っているんだから、無理してひつつけたんじゃないでしようかね。本音に、たとえばここに大臣の提案説明にあるように、行政機構を合理化する編成ですとか、あるいは業務のいわゆる総合的な運営を図りますというならば、これはつくられたところの機構みんながそういう方向に逐一進まなきゃやばいじゃないですか。いまの局長の答弁をお聞きいたしますと、何のことはない、ただ二つ、安全会と給食会と一緒に家の中に入れたんだと、これだけでしよう。下の方はまた別々です。これで本当に業務の総合的な運営ができますか、あるいはいよいよゆる行政機構の合理的な再編成と言えりませんか。

私は、行管の局長にこういう答弁を求めるのは無理かもしれませんけれども、一般論でいいですけれども、たとえばそういう特殊法人を一緒にした場合に、私は当然下の地方組織もそういう方向にいかなくならないと思うんですが、その点どうですか。

○政府委員(佐倉尚君) 一般論でよろしいとお話でございますけれども……

○宮之原貞光君 だから、一般論以外にあなた言えないんだもの、残念ながら言ってもらえない。○政府委員(佐倉尚君) 先ほど申し上げましたように、これは五十四年の予算編成に際しまして、放送大学というものがぜひ必要であろうという議論になったわけでございします。その際に、政府としては、スクラップ・アンド・ビルドの原則で、特殊法人の数もふやさないという方針がございします。この二つを統合していただくまして、それで一つの特殊法人をつくらうじゃないか、こういう話になったわけでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、それでは何でもかんでもくつつけりゃいいのかということではないわけでございます。いろいろ検討の結果、文部省ともよく相談の結果、この二つはやはり同じ体育局の所管でもございしますし、また児童生徒の健康の保持増進、そういうものに関係があるということで、この二つを一つにするということが考えられたわけでございます。さらに、役員につきましてもその際に減員をしておりますし、職員についてもわずかでございします。

が、そういうことがあったわけでございます。それから業務の面につきましても、いま直ちになかなか実績の上がするような目に見えるような合理化というものができないかもしれないけれども、この二つを統合することによりまして、これから将来業務の運営の合理化という点につきましても、ある程度の展開があらうかというところは期待できるわけでございます。そういうことで、この二つの特殊法人をこの際統合していただくということでございまして、閣議決定における趣旨はそういうところにあるかというふうに考えております。

○宮之原貞光君 私は、局長が一般論として言われながらも、本音を言っていたと思うんですよ。それはやっぱり放送大学との引きかえです。これはやっぱり放送大学との引きかえですよ、何たって。どこかないかということで、たまにあなたが言ったように体育局の中に二つの特殊法人があったから、それを無理してひつつけたんだと、これが正直なところじゃないでしょうか。それを大上段に振りかぶって、行政機構の合理的な再編成でございとか、あるいは業務の総合的な運営ができるんですよ、こう言われるから無理がくるんですよ、本音に。私は、やっぱりいまのあれ聞きながら思うのは、たまたま体育局の管轄下にあったところの安全会と給食会こそ迷惑千万だと思えます。これは迷惑な話ですよ。しかもあなたの方では、将来はこれがこうずつとくまくなっていくだろうというふうに期待されるとおっしゃるんですけれども、行政指導されるところの肝心かなめの皆さんは、地方の足の方もそのまゝにしておきたいというんです。頭の方もそのまゝにしておきたいというんです。残念ながらあなたの方がねらうところの方向には、これはお義理にでも進みませんよ。しかもまた、あなたにお尋ねしますけれども、この行政機構、特殊法人、いろいろなものをやっているわけ、人員の面でも予算の面でもあれじゃないですか、やはりあなたの方ねらいは小さな政府をつくるというの

○政府委員（佐倉尚君）

先生御指摘の予算の面につ

第六部

文教委員会會議録第六号

昭和五十六年十一月十二日

【参議院】

○宮之原貞光君　この問題だけは確かですね。い

私はもう一つ具体的に指摘し

私調べてみました。安全会と給食会の五十四年、

上げますと、両方合わせて五十四年が三十一億五

が、文部省からの予算要求は三十六億六千五百万

政府の考えておられる所の行政改革によって簡素

ベースアップ分ですと、こう言いたいでしょうけ

%しか組んでない。これは人件費でござりますと

にもこれ以上聞きませんが、十分留意して

年十一月十二日【参義完】

○政府委員（高石邦男君）

○宮之原貞光君 いや、いまいいことだという話

構でしよう。それならは、せうかく合併して総合的な運営をすると言ふし、さう、減らすところば

予算の面でも言ひます。と言ひながら計にわたるですよ。私はこの八千万が悪いとは言わない。

こう言えますかね。しかもあれじゃありません

二名の増を。これまた例のお米を売ったところの

うか別にいたしましても、肝心かなめのひぎ元は

そこに私はもともとの二つには無理があると三

いよ。

れは、国庫の補助金によって整備したいということ

ですと整備してきているわけでございます。

そこで、寺殊法人を一つ減らすという二重目

うことで何にもメリットがないというものであ

務をやっているわけですから。だから、学

研究も深めながら、そしてなお一層いまままで以

いろいろ伺いますと、どうも掲げられておる

九	
---	--

ころの言葉なり文章と実態が合わぬのです、かみ合わぬです、これ。だから、これ納得せいで納得せいで言つたて、なかなか納得できないゆえなんですよ。たとえば、揚げ足をとるつもりはないですけれども、定員の問題についてもあなたは三名減らされた、こう非常に一歩前進である、評価されておるでしょう。いまのお話を聞くと、二名増をまた要求されておるんですよ、片一方では、それを認められたらプラス・マイナス一じゃありませんか。こういうものなんですよ。だから無理しておるんじゃないかと私も言つておるんです。私はやはりいままでの質疑の中から感じ取られるのは、一体これが果たしておたくが主管官庁としてやっているとこの行政改革という問題に名実ともに沿つたものだろうかどうだろうかという疑念は一向晴れないんです、これ。

そこで行管局長にお尋ねしたいんですけれども、現に学校給食は、御承知のように四十二年八月に行管の方で、すでに第一次の臨調の基本方針を踏まえて、学校給食会の使命は終わったので廃止せよと、こう言われましたね。同時に、同年十二月の閣議でも、特殊法人整理の一環として給食会の業務内容の、脱脂粉乳から牛乳に切りかえる昭和四十五年までに廃止すると、この閣議では決定されております。さらに、四十五年の十一月には行管でこの方針を確認をし、五十二年十二月の閣議では、今後米飯給食の拡大に伴う小麦粉の取り扱いの数量の減少等を勘案し、定員等合理化を図る、こういうふうな学校給食会の廃止とか、あるいは定員減という方向はすでに閣議でも何回でも決められておるんですよ。けれども、残念ながらそれは実効が上がつておらない。そして今度は御承知のように放送大学というものの引きかえに無理に統合した。言うならば、統合という名の存続なんですよ。存続、拡大ですよ、これは。こういうやり方を、やはり行管としては、いままでの行管の方針あるいは閣議決定に沿つてやつておるところのりっぱなものだと評価されておるんですか、どうなんですか。これは一般

論では困りますので、これにあててひとつ御答弁いただきたいと思うんです。

○政府委員(佐倉尚君) お話のように、四十二年の十二月十五日の閣議におきまして「脱脂粉乳の牛乳への切替が終了する時期をもつて廃止する」。そのときにも、「ただし、今後取扱う基本物資の変動による、その業務内容に重大な変更が生じた場合には改めて検討する」ということの口頭了解がされております。その後、四十六年以降小麦粉の供給事業を引き継ぐことによつて、上記の閣議口頭了解のただし書きに該当するものとして存続することになったという経緯が一つございす。その後、五十一年度から学校給食に米飯給食を導入することに伴い、米飯給食用の米穀の供給事業、これを適正にかつ円滑に実施する必要があることにかんがみまして、同会に米飯給食用の米穀を引き続き一元的に取り扱つていただく。で、従来と同様、小麦粉その他の学校給食用基本物資を取り扱わせることとして存続させる方向が五十二年十二月の二十三日の閣議決定で決定されております。この趣旨に沿ひまして、現在こうした経緯がございしましたが、それで今回の統合に当たつて、両法人の事業目的の類似性等に着目して決定したというのが経緯でございます。でございすので、ただいま先生お話しのこと、こういうような統合が行政改革の趣旨に沿うのかというお話でございすけれども、やはりこの統合というものが、統合すること自体、並びにその役員の数も非常勤を含めれば五人も減るというようなこと、あるいは先ほど私からも申し上げ、文部省の方からも御答弁のありましたように、業務の中身につきましても今後合理化の展開があるというような全体を勘案しますと、不十分ではあるかと存じますけれども、その線に沿つたものというふうな考へております。

○宮之原貞光君 まあ同じ政府の仲間ですからね、いまのあなたの答弁の苦衷はよくわかりますわね。ただ、あなたの不十分ながらという、本当はここなんでしょうね、本音はね。これがどう考

えてもそうならないところに私どもは問題があると、こう言っているんですがね。

そこで、まあそれはいいでしょう。あなたにお聞きしますけれども、あれですか、五十四年の十二月二十八日でございますか、閣議決定は、文部省はいま一つの特設法人を減ずるという形に相なつておるんですかね、どうなんですか、それは。これは別に。

○政府委員(佐倉尚君) それは御指摘のとおりでございます。五十四年の十二月の閣議決定におきましてはそのように決定されております。それで……

○宮之原貞光君 決定されたかどうかだけお聞かせ願ひたいです。

○政府委員(佐倉尚君) 決定されております。

○宮之原貞光君 そこで、これは大臣にお聞きした方がいいんですかね、あれは特設法人ですから必ずしも体育局の所管とは言えませんが、この方針に沿つて内々検討はされておるんですか、どうですか。それを大臣にお聞きしたいと思うんですかね。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの閣議決定の趣旨は引き継ぎたいとして承知いたしておりますが、寄り寄りという方向で話はございす、が、いまだ結論に達していません。

○宮之原貞光君 これは行管の局長さん、幾ら閣議で決めても粘りに粘つて情勢の変化を待つておれば、いわゆるしないでもいいというかつこうに相なるといふことになりすね。というのは、だつて学校給食会のこの閣議決定の経緯を年次的にずっと追つてみれば、そうなつていますね。だから、皆さんの打ち出されるころのものは、真つ正直に受けてそれをやるとそれその行政官庁としては非常に損なんだ。粘りに粘つてやつておけば、いつかはこれはゼロにできるんだということを私は証明するんじゃないだろうかと思うんですがね。たとえば、いまの五十四年の十二月のやつにしても、もうあれから何年しますか。検討しておりますと言つけれども、何ら少しも、つめの

あかほども、その片りんさえもわかれないじゃないですか。まあ恐らくほかの官庁もそうだと思いますけれども、日本の官僚機構の、官僚の皆さんの図太さといひますかね、それをつくづく感ずるんですよ。これは何も文部省だけ言つてもいいじゃないですか。どの法人にしてもそうじゃありませんか。特に文部省の方は、いままでの給食会の方のずうつと経緯を見ても、あるいはもう一つ減らせということについても、いまの大臣の御答弁をお伺ひいたしますと、何ら具体的にされてない、放置をされている。これは粘りに粘つていけば大体いいという形に相なるように感じられますが、私どもの方もそういうふうな受けとめておいて、文部省ががんばればとしたりした方がいいたいかね、いかがでしょう。

○政府委員(佐倉尚君) 御指摘の五十四年十二月の閣議決定のう一つという話でございす、が、これは日本学校給食会と日本学校安全会とを統合するという措置の完了後ということになっておりまして、その具体的内容につきましてはこれからということ、ただいまの文部省の方の御答弁でもこれからということでございますが、文部省において極力早期に具体的結論を得べく検討を続けていると承知しております。

○宮之原貞光君 どうも長時間ありがとうございました。いいです、局長さん。あなたの苦衷はよくわかりましたけれどもね、期待が期待外れになつておるものから、こう申し上げておるんです。

切りとしてはいいので、また新たな問題なので午後にはさせていただきます。

○委員長(片山正英君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後零時五十九分開会

○委員長(片山正英君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

的に図りながら、正しい食生活の形成を図っていくという方向に努力していかなければならない、そういう点では米飯の導入につきましてもまだ努力をしていくべき点がある、こういうふう

に思っている次第でございます。

それから、給食費の問題につきましては、学校給食は二つの形態で財源が賄われておりまして、親たちの納める給食費、これは主として食材料費を親たちの負担にしております。そして、あとの人件費とか施設設備、これは設置者の負担ということにしております。この原則はほとんど維持されているというふうに考えるわけでござい

ます。そこで、給食費の父兄負担ということも、できるだけ合理的に考えながら、食材料の購入を計画していかなければならないということで努力を行っているところであります。その食材料の調達に当たりまして、日本学校給食会、県の給食会と民間業者とのかわり合いというものがいろいろ教育現場で議論されているわけでござい

ます。いづれにいたしましても、給食費は親が払いますから、親の払う給食費が最も適切、合理的に使われていくという形で物資の調達、こういうことを考えていかなければならない、そういう面での物資供給体制の整備、体制づくりというのは、今後一層進めていかなければならない。これは民間側の協力も積極的を得ながら、そういう体制づくりをしていくことが必要であろう、

こういうふうな考えでござい

ます。

○宮之原貞光君 私のあるいは質問が正確に理解できるように申し上げなかつたせいかもしれませ

んが、私は学校給食のいわゆる普及率とか給食費の問題をいまはお尋ねをしておるわけじゃないんです。先ほど、あるべき姿はいわゆる学校給食法の二条によるこのところに持っていくのがやっぱり学校教育という立場から給食の姿なんだと。したがって、これらの四項を念頭に置きながらどういふことで進捗しつつあるかということ

は、栄養の改善及び健康の増進を図ること。このことについてはお答えをいただいたと理解をいたしておりますが、いわゆるここに言うところの

一、二、こういう問題等は、実際の給食活動、学校教育の一環としての給食教育という、こと

をきわめて関連が深いところの問題でござい

ます。で、若干、御答弁なければいいですから、その問題を中心にして少しお聞きしたいんです、私が申し上げているところの趣旨はね。

「文部時報」をいつもよく読ませていただいておりますが、ここに出てくるところの座談会とか、あるいは給食関係に絡むところの論文、まあ私は若干自画自賛のところはありますけれども、これは一応それなりに学校給食の普及とともに教育的ないわゆる効果の面も、私も客観的に見て一歩一歩前進しつつあるのではないかと、そういう認識は持っております。したがって、終戦直後の二十一年に学校給食実施の普及奨励という三省の次官通達がそもそもの始まりだったわけですから、それを入れて、たとえば先ほど大臣も言われましたところの人間性豊かな児童を育成するための学校給食ということを、さらに指導要領等の中で明確にしてい

たいというところは、一歩前進だし、あるいはいわゆる五十五年の教育課程改定の中のゆとり時間の活用の中で、この学校給食をもう少し落

ちついた給食時間という配慮がばつばつなされてきていることは、これは結構だと思

うんです。ただ、しかしながら、私がここでお聞きしたいのは、「日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣」あるいは「学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う」というこの面から見た場合に、いま行われておるこの問題で、みんなその方向に沿っておるのかどうかという点で私一つ疑問を感じておるところがあるんです。それは何かというと、給食の共同調理場の問題ですね、いわゆる給食センターの問題です。現実の姿としてセンター方式と自校方式がありますわね。その普及率のことも聞いてはおるわけござい

ますが、果たしてこのセンター方式というの

が、この給食法の第二条の中に規定されておると

ころの、いわゆる最終的な目標を達成しようとするところの方向に沿ったものであるかどうか、こ

ういうことになりまして、これは疑問に思

うを得ないでござい

ます。その点、どう皆さんはこの共同センター、いわゆる給食センターの設置の問題について考えておられますか

ね。

○政府委員(高石邦男君) 共同調理場方式というの

が四十二、三年ころからだと思

いますが、地方の要請としてそういう形で共同調理場設置というのが趨勢として起きてきたわけでござい

ます。

そこで、国といたしましても、単独校に対する施設設備の補助だけではなくして、共同調理場についても施設設備について補助をするということ

をとったわけでござい

ます。そのときの考え方といたしましては、共同調理場方式をとるか、単独校方式をとるか

は設置者の判断で選択してもらいたいという考え方

で、国としてはいづれかの方式でもよろしいという考え方

で今日まで推移しているわけでござい

ます。

○宮之原貞光君

いわゆる学校給食の普及が、特に小学校あたりは相当高い率にある、とするならば、従来のような、学校給食の当初のような子供に栄養を与えよう、

どうだということだけじゃなくて、いわゆる目標として定められておるところの教育効果、その面の子供のしつけの面、いろいろな面においてこれは上げるように学校給食が質の面で強化されなければなら

ないのは、これは当然なんです。またそういう方向にいくところの段階にあると思

うんです。私は、そのときに、私はいま局長の答弁から考えるのは、ど

っちでもいいんだというふう

にこれを指導の心構えとしておられるようであり

ますが、そのことに非常に疑問を感じると言

うんです。確かにこのセンター方式はまと

まった食事の量産ができますわね、これ。あるいは経済的にも自治体にと

っては非常にいいことで、経済的な面から見ればこれはやはりほ

っておけばそういう道を選びますよ

ね、これは当然。一つの学校

学校に設置者がこの自校方式の設

備をするというよりは合併した方がい

いことに決まっておるんですから。一体そのことが、教育という面から見て学校教育におけるところの給食のあり方という理念から見て好ましいもの

かどうかという、その問題なん

ですよ。私がいま申し上げたように、自治体にとっては安上がりで簡便で非常にいいで

しょう。しかしながら、先ほど特に私が指摘をいたしましたところのこの一

項、二項ですね、これをやはり徹底させていこうと

いうことに相なりますれば、これはこの

センター方式はいいとはどうしても考えられ

ませんがね。言うならば料理の工場化

みたいなものですよ、これは。できたからはいっていき

て、そしてそれを食べるというこ

とだけでしょう。しかし、本来ならば調理のやり方、いろいろな面から子供

のやはり学校生活の実際の面に即しながらや

っていくというのが望ましい姿じゃないで

しょうかね。そのところがどうお考

えになりますか。私は、その方が望ましいというならば

逐一そういう方向に皆さんは指導し

てもらわなければ困るけれども、それは自治体にお任せいた

しますと、これではいか

かかと思う立場から申し上げるん

ですが、どうなんですか、それは。

○政府委員(高石邦男君) 共同調理場が地方で要求されて

いきました背景はいろいろあると思

うんですが、一つはこういう事情があるわけ

です。都市部において各学校に調理場をつ

くるといった場合に、運動場も十分な敷地がないとどう

してもつくれないと、つくれない以上は給食の実

施がなかなか実現できないと、そういう場合に、や

っぱり大都市においてはそういう共同調理場を新

しく設けて、そして数校を一緒に調理するとい

う方式をとることを通じて学校給食を

実施していくという背景で共同調理場化が考

えられたところござい

ます。それからもう一つは、いま御指摘のあり

ましたように、できるだけ地方公共団

体における経費の負担を合理的に使

っていくという観点で、人件費その

他のことを考えますと、共同調理場方式による方が合理的な節約された

予算でできるとい

う

う

う

うような背景があつて、そういう面からの共同調理場を設置していきたい。大きく言えばそういう二つの考えから共同調理場というものが今日の形態で行われているわけでありませう。

そこで、教育論でございませうけれども、實際上、学校で調理する場合でも、子供たちは調理をする人々の実際の作業を身近に見ているわけではないわけですから、むしろ授業が並行して行われているわけですから、子供たちにとってはでき上がったものをいただくというふうな形になるわけでございます。そういういたしますと、その調理の過程まで、教育の仕組みの中で十分評価されるということまで学校給食で期待することは非常にむずかしいということになるかと思ふんです。そういう意味で共同調理場方式も全く非教育的だといふふうなきめつけるわけにいかないといふふうな思ふわけでございます。したがって、いずれの方式をとるかはその設置者の判断にゆだねると、こういう方針を出しているわけでございます。

○宮之原貞君 あなた、言葉を拡大して答弁をされたら困りますよ。私は非教育的だということに申し上げてないんですよ。給食センター方式よりは自校方式ということがより教育の給食を通じての子供のいろんな面のしつけ、いろんなことをするのによりいいじゃありませんかと、そのところをどう考えておるんですかとあなたに聞いています。それをあなたは、私の質問が共同センター、いわゆる給食センターはだめだから云々と、こういうふうにあなは受け取って答弁されていますけれども、よく質問の趣旨も考えて答弁していただかないですか。私が先ほど来言っているのは、より教育的だということ、教育という分野から考えればどっちが好ましいかということをお聞きしようと思つておつたんですけれども、あなたが給食センターをつくつたところの理由、二つ挙げられた。その第二点のいわゆる経済的な効果、量産というのはまあ一致するでしょう。もう一つは、都市部では敷地がないから勢いやるという

うなら、これは学校給食の普及は都市部でうんとなけりやならぬでしょう、そういうものがつくられておるところでは、これは後から聞きますけれども、たとえば中学校の普及率見てもらいなさい。特に大都市部では中学校の普及率というのはほとんどゼロじゃありませんか、少ないじゃありませんか。大阪と京都見てもらいなさい、一〇〇以下でしょうが、そこには共同センターないかと思ふますよ、それは。普及率の実際見たつてその言えるじゃありませんか。大阪とか京都という大都會のところで、中学校の学校給食の完全給食が一〇〇以下というの、もしあなたが言うように敷地が云々というならば、いわゆる給食センターがあつて舞台が回ればもっとも普及しておつたはずじゃありませんか。これはすぐ反論できることなんですよ。しかし、私がいま質問しているのは、本当に学校教育のあり方、教育の本質というところから考えると、これはやっぱりあるべきところの姿というの、もう従来のような便宜的な考え方から、自校方式という方向に指導を強めていかなければいけません。それをあなたも、こう申し上げておるんですよ。それをあなた自身そういう方向性を示しているんですよ。言つておるんじゃないですか。私はここに十一月九日の日本教育新聞を持っておるんですが、あなたはこの問題について、たとえば十月五日の都道府県会館で開かれましたところの全国体育・保健・給食主管課長会議で、高石体育局長は学校給食の新しい運動という問題を提起されておる。あるいはまた、十月二十二日の浦和市で開かれたところの全国学校給食研究協議大会でも何か講演をされておる。そのあなたの言われているところの新しい運動というの、私が新聞を見る限り、後からあなたの方からお聞き願ひなすやうなりませんけれども、はしを使用するところの運動ということと母親の給食参加運動ということを言われておる。それならば、しかもあなたが言

われておると新聞に報道されているのは、母親に学校給食に参加をしてもらい、給食の実態を知ってもらつたために、調理への参加、献立の様子、給食実施へのアドバイス等の形で積極的に参加してもらつたところの運動を広めてもらいたい、こう言つておるんですよ。そういうことを強調すればするほど、給食センターでそれできますか、あなた。明確じゃありませんか。むしろ自校方式の方が充実する中でこそあなたの講演したところのものが生かされるじゃありませんか。だから、あなたは言葉をとりまいて、揚げ足をとりまいていう立場で、いやお願いしてありますと、こう言うけれども、本当にあなたの方の指導の方針というものは、教育的に見るならばどうかと、このところを私は謙虚になつてあなたに聞いておるんですよ。それを依然としてそれは自治体にお任せしますと。じゃ、あなたの演説はこれはどうですか、あなたの演説は。ばくはなかなかないことを言ふと思つて非常に感謝しているんですよ、これは。賛成しているんですよ、本当は。これはさすがはやっぱり体育局長だ、いい運動の提起をされるなど。そしてこれを忠実にやろうとすればするほど、自校のやはり給食方式というのをやらない限り、肝心な給食の調理への参加、それから献立の様子、いろんなもの、お母さんもらつたやうに、一緒にやられて給食も食べて、それで子供とのつながりを密接にして、それをまた家庭教育の中に反映させましよう、これでしよう、あなた。これならいい。これを率々服膺するといふことになれば、これはあなた給食センターでいいと言えぬでしようが。そのところどうなんですか、本音は。好ましい方向ぐらいいつちやうなものでないか。いいんじゃないでしようかね。

○政府委員(高石邦男君) 学校給食について私がそこで申し上げた考え方を少し述べてみたいと思ふんです。今日学校給食というものが、戦後学校の場合で登場した内容であるわけですが、したがって、給食が教育の一環であるといつても、現場では一体どういう形で生かしていくかというのに戸惑いがあることは事実であります。そこで、学校給食につきましても、学校給食という食べ物を取り扱うような内容は、ただ学校だけでそれを完成することは非常にむずかしいので、家庭との協力を得なければ正しき食生活を子供に身につけさせることはできないといふことを思ふわけでありませう。本来、食生活における責任はそれぞれの家庭が責任を持つというのが今日給食を実施している場合でも原則だと思ふんです。そこで学校給食がどうしても家庭とのかかり合いといふのを重視していかねば、真にバランスのとれた栄養の摂取といつても、給食で食べるのは大体年間の食数で言つと二割弱ぐらいのものでございませう。家庭が正しい食生活を身につけさせる努力をしていかなければならぬ。そこで、学校給食のいろいろな取り扱ひの場合にも、学校では、子供だけを対象にしてその給食の指導とか教育をやるだけでは真の成果を期待できない。そこで、どうしてもお母さん方へ呼びかける運動ということを展開して、そしてお母さん方が食生活に対する正しい理解を得て、そして日常の食生活の中で生かしてもらうと、こういうふうな展開していくことがきつて重要であらうといふような観点で、先ほど御指摘のありましたようなことを考えて指導しているわけでございます。

一つは、お母さん方に、学校給食が一体どういふふうにして献立がつくられているかと、そしてどういふものを食べているのかと、そして、給食の指導というだけけれども、学校の先生方が子供たちに給食を通じてどういふ指導をしているかといふようなことを実際見てもらう、聞いてもらう、そして場合によっては参加してもらう、そういうことが必要であらうといふことを考えているわけでありませう。ただ、その参加する形態は、共同調理場の場合と単独校の場合と、いろいろ参加の形態については差があると思ひます。差があると思ひますか、その形態に応じて、その内容が正しく理解されるような形で参加を進めていかな

ければならないと思うんです。そこで、調理への参加といつても、年がら年じゅうお母さん方を調理室に入れるというようなことはなくして、やっぱり具体的にこういう形で調理が行われているということを見てもらおうと。それは、学校で見ても、場合もありましょうし、共同調理場で見ても、場合もあり得ると思うんです。それから、献立につきましては、共同調理場でつくられた場合もそれぞれの学校で配付されるわけです。こういう形で、献立はつくっているというところを共同調理場からそれぞれの学校に配付いたしまして、献立の中身は単独校の場合でも共同調理場の場合でも同じようにわかるような工夫をしなから実施をしているわけでございまして。そうすると、あとは具体的に生徒と教師の心の問題、教育の問題ということになりますから、それはどういう形態をとるかを問わずでございまして、そういう意味で、共同調理場は非常にまずいとか単独校がよろしいと一概に言えないということで、設置者の判断で選択をしていただきたい、こういうことを申し上げているわけでござい

ます。

○室之原貞光君 あなたのその物の考え方はぼくは賛成だと言っているんです、さきさきから。珍しく一致したんです。ただししかしながら、あなたの言うことを忠実に実行しようとするほど、一体給食センターに行つて、工場見学をして、あそこで給食の調理場というのはわかったということになるんでしょうかね。これは大きな工場でしょう。二千人分、五千人分も、大きい工場になると何万人分とつくっておる——何万人までは大げさだけれどもね、五千人、一万人分ぐらいのところもありますよ。そういうふうな工場化したところに行つて、このぞいておいて、ああ大体調理の様子はわかりましたと、教育的ですと、こういう判断できますかね。しかもあなた、この中に書いてありますように、給食のあり方についてのアドバースというのがあるんですよ。だから工場と一緒に駆けていって見てきて、それからまた今

度は学校まで走つていってそのあれを見るんですか。これは本当に学校教育の中で、あるいは学校の校舎という一つの中で、この調理が、調理師の皆さん、栄養士の皆さんでつくられて、その中で、きょうの献立はこういう栄養価がありますとか、そういうものを自分で目の当たり見、それで子供たちにそれぞれのものが運ばれていく、そういうものを見、そして自分も場合によっては給食と一緒に子供たちと食べる機会もあると、こういうところの子供たちとのつながりがあつてこそ、あなたのおっしゃるところのことが実現するんじゃないでしょうか。これ、常識で考えられますよ。それを、バスに乗つていって工場へ行つて見

学してきて、さあ十二時近くだから走つて自分のところの学校へ行つてやれたら、そんなむづかしいことではないでしょうが。もしあなたがそういうことまで考えないでやつておるとするならば、これぐらい現実無視の話はありませんよ。現実の実際やっているところの人から見れば、あんなかなか文部省の局長というのはいいことを言っている、これはひとつ父母の皆さんにも呼びかけて、ばくらの給食に来て見てもらい、いろいろなことに一度、時には参加してもらつてやろうと、そういう中から子供同士と母親との接触ができ学校とのつながりができるんだと。それぞれ工場に行つたりあるいはまた学校に行つたり来たりしておつて、そういうものはできませんよ。あなたは教育の実際知らぬからでしょう。実際学校におつて、日常接しておる子供の様子から見れば、自校方式のこの中でこそこういうあなたのねらつておるものができるんですよ。これは別だというのは宙に浮いたものにしかならぬ、これは言っておきますけれども。私はやはりあなたにこれはいい方法だと言っているのはそこなんです。本当にこれは教育ということも、高石さんは失礼ながらよく知つておられるものだなと。えてしてやつぱり中央官庁の局長という人は教育知らぬからね、現場の実際を。これは大変なしろものだと思つて

おつただけけれども、どうもお話を聞くと、そこまでは考えておられないようでございますけれども、それはどうですか。あなたのところの方針を本当に忠実にやつていこうとすれば、そこまではないかなければいかぬですよ。そういう方向に指導していくということになりませんか、重ねて聞きますけれども。

○政府委員(高石邦男君) 調理そのものを学校でやるか共同調理場でやるかというのは、まあ本質的に教育の場での活用ではそう変わらないと思うんです。それは親たちが給食の実態を見に行くといつても、学校の場合でも、何も朝から二時間、三時間かけて見る場合を考えているのじゃなくして、たとえばきょうは給食がどういう形でつくられるかというそのことを見に行くということになりますし、きょうは給食の試食会をしてみようというふうな、いろいろな年間の学校の教育計画の中で、給食の指導の実態を見たり、食べるような時間をセツトされたり、給食の調理の実態を見たりというふうな形で考えておるわけで、一日に全部一括上程して、何もかも仕上げるというふうなことはなかなか実際上できにくいんで、そこま

で考えているわけではないわけです。それから、共同調理場というものが発生したいきさつはいろいろあるわけでございまして、しかも、現実的には五割近く共同調理場によつて調理されているという実態もあるわけなんです。だから、それは単なる教育的な観点だけではなくして、やつぱり教育に伴う経済投資ということも考えていかなければ、何もかも金さえつぎ込めばいいというわけにはいかないという事情もありますので、そういうことを考慮した上で、共同調理場方式によるか単独校方式によるかは地方公共団体の選択にゆだねると、こういうことを考えているわけでござい

ます。

○室之原貞光君 大体局長の提唱しておられる本音が、私が期待をしておつたもの、非常に評価しておつたものとは全く違つているということがわかりました。これは、やつぱりおたくには教育がないんですね、残念ながら官僚ですよ。たとえば、工場をつくられたところの給食でも学校でつくるところのものでも同じだ。なるほどつくられたものは同じですよ、これは。そういうところからは学校教育のねらつておるところの学校給食の成果というものは出てまいりませんよ、これは、率直に申し上げなければならぬ。もう少しやはり教育というものが、子供との本当の触れ合いの中から物事が効果が高まつてくるという一つの視点で、残念ながら率直に申し上げて、失礼ですけども欠けていますよ、それは。なるほどそれは中央で考えられるところの官僚的発想以外にない。これは私はやつぱり言わざるを得ないですよ。いままでのあなたに対するところのこの問題の評価というのが全く変わったことは、残念ながらも告白せざるを得ません、これは。

いま、たとえば東京都下で、武蔵野とか青梅市あたりで、この給食センターの廃止問題がいろいろ大きなトラブルになっていますよ。これは単にその従業員の労働条件の問題ではないんですよ。問題はやはり、地域の皆さんがそれに賛同しておられるというの、この教育という分野から見たとこの、この機械化された、工場化されたところの給食方式というよりは、それは設備も十分だろうけれども自校方式というものをしなう強く普及させていって、学校教育全体の中でのこの給食というものを直そうじゃないかというこの父母の教育に対するところの目の見方が、向け方が非常に違つてきておることから出てきておるんですよ。このところを皆さんは理解することなくして、いや、あの給食センター反対の運動は労働条件の問題であると、こうお考えになつておるとするならば、これは大変な間違いですよ。それだけは私はこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

ところで、あなたにお聞きしたいんでござい

思うんです。そこで、学校食堂というもののあり方について御見解を承りたいと思うんです。

昨年九月の「文部時報」の座談会を拝見しますと、非常に学校食堂を重視する、教育効果を上げる面でも大事なんだということで、大幅な補助金を出したいということ、前局長は言っておられるようでありますが、それはなかなか結構なことだと思ふんです。そこで、やはりこの学校食堂のあり方の問題でいろいろ問題が出てまいりますのは、大食堂形式がいいのか、それとも小規模の食堂を持ちながらある程度ずっと巡回させていくという方式がいいのかと、こういうことも、ひとつこれは学校食堂のあり方の問題の中で検討されなければならぬ課題だと思つておるんです。

しかし、残念ながらそれは設置者とのいろいろな関係の中で、この学校食堂という数はそう大きく普及していないことも事実でしょう、それは、やはり多くの都市のところでは、いわゆる教室にそれが持ち込まれていくところもあるでしょう。ただ、東京都下のドーナツ現象を起しておるところでは、生徒が、やはり児童が減りますから、教室が余つておるから食堂をつくつておるわけでございますが、さて、多種多様であるわけですが、けれども、あなた方が望ましいと思つておるころのいわゆる学校食堂のあり方というものはどういふふうに考へておるんですか、どういう方向でそれを指導しようというお考えですか、そこを聞かせていただきたい。

○政府委員(高石邦男君) 学校食堂そのものについて、われわれもそういうものがあつた方が望ましいと、こう考へております。

そこで、どういう食堂の形態にするか、これは食堂をつくるといひましても、相当な経費を要する点もございまして、それはそれぞれの学校ないしは設置者において、どういう形の食堂にするかというところは工夫して取り上げていただきたいと、こういうふうに思つております。これも大食堂方式か小食堂方式かという議論がありましても、食堂を使つて楽しく食べるといふ

だけではなくして、食堂の後片づけその他に伴ういろいろな人件費、いろいろな整理の時間、そういうことを考へながら、食堂というものはどういう規模にするかは各学校の実態に応じて考へてもらいたい、こういうことを考へております。

ですから、理想としては、それぞれの学校で学校食堂があることは望ましいわけでございますけれども、急にそれを全国的に整備するということ、なかなか現在の財政状況下においては非常に困難な点がございまして、工夫しながら、できるだけ努力をしながら普及に努めてまいりたいと、こう思つております。

○宮之原貞光君 私は、だから、いいからすぐくりなさいと言つてゐるわけじゃないんだ、それは、金がないということとはみんな知つておるんだから。ただししかしながら、ばくは、文部省には給食課というのがあつて、それは補助金をくれるだけの仕事だと思ひます。先ほど午前中の質問からも、いやそれだけではありまじやない、あなた答へてゐるんだから、給食のやつぱりあるべき姿とか、学校教育から見たところの給食はどういふのが望ましいという指導がなければ、これはもうそだと思ふんです。だから、あなたに聞いておるの、そういう一つの指導性がないことにはどうにもできぬでしょう。だから、こういう問題は、結論を得ないにしても議論されておるまじやない、結論されておるまじやない、これはもう地方任せですか。それはどうなんですか。これも私はやっぱり学校給食課というものがあつた以上は一つの任務だと思ひますがね。

○政府委員(高石邦男君) 食堂をつくる一つは、食事の環境をよくするということだけではなくて、もう少し積極的に教育効果を求めたいと思つてゐるわけなんです。その教育効果というのはどういうことかと言へば、低学年と高学年が交流して食事をとると、そしてその世話活動その他を通じて心の触れ合いといふものを確かめ合う、そういうことになりますと、学年を超えた形で使えるような食堂ということにならうかと思ふんです。そうする

と、学年を超えた形の食堂ということになると、教室の広さよりもっと大きい内容が必要であらうということでございます。それから、学校規模で二、三百の学校と千人を超えるような学校については、やっぱりおのずからその食堂の形態についても変わつてくるであらうと。そういうことを含めて、給食のいろいろな研究大会その他では、現場の意見も十分聞きながら最も望ましい形での給食、食堂のあり方というのをいろいろ研究を続けてきてゐるわけでございます。

○宮之原貞光君 ひとつ、いつまでも研究しないで、もう給食が実施されてから大分長いんですから、そろそろ方向性を出して、またこういう方向でどうだろうかというの、たとえばあなた方が主権をなさるところの給食研究会あたりで議論をされるというふうに指導してください。皆さんがそれだけの体験をただ聞くだけじゃ能じゃないと思ふんです。だから、研究中から、もう一歩踏み出していただきたい。これだけを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、続いて局長にお聞きいたしますが、はし使用運動というやつです、これは私もまだ本意を聞かないで、余りこでいいとか悪いとかと言つたまた判断が間違つてゐる感じがしますが、あなたの提唱しておるこの給食のはし使用運動というのは、これは何ですか。ひとつそれを聞かせてください。

○政府委員(高石邦男君) 学校給食の食器に一体どういふふうなものをしようかというのは、非常に三十年の間苦労をしてきてゐるわけでございます。その結果、先割れスプーンというふうなものが主体となつて食事のおかずをとるという形態が大部分である。しかし、よく考へてみると、日本の食生活とはしといふのは切つても切り離すことのできない食生活の重要な要素である、それをやっぱり学校の場で使うという努力をしていかなければ本場に正しい食生活を身につけるといふことにはならないのではないか、だから、まず教育現場ではしを使うという運動を積極的にやつてもらい

たいという、その手始めに、ことし局長通達で、一体どういう実態になつてゐるかという実態調査からいま調べてゐるわけでございます。そして、あわせてはしの積極的な使用をそれぞれの給食の場で展開してもらいたい、こういうことを考へてゐるわけでございます。

○宮之原貞光君 これ、大分あなたの答弁よりもこの新聞は先走つて書いておるんでしょかね、あなたの演説の内容を。そして、具体的な提案としては、はしの持参については、毎日洗つてきなさい、母と子の共同作業をして行ふことが大事、家庭から持参させると衛生面が心配なんじゃないか、はしのおよそ本末転倒だ。不衛生にならないように心がけるのが親の役割、はしの心配まで学校がするほど給食がお仕着せなものになつてよいのかどうか、こういうふうなことをずっとあなた述べておられるんですよ。そうすると、いまあなたの構想では、はしを毎日持つてきなさいということまであなた講演の中でされておるんですよ。だから、あなたは、いわゆる給食のはしですべて食べなさいと、はしだけを中心にしてやつて、そのはしというのが家から持つてきてやるんですよ、こういうところの構想なんですか。もし、ここに新聞に書かれておるのが事実と違つたすればもう少し聞かせてください、あなたの高遠な指導を。

○政府委員(高石邦男君) もちろん、はしだけをしようんじやなくて、ナイフだとかスプーンとか、そういうものも併用しながら使つていくわけでございます。

そこで、一つは、そのはしがいままで使われなかつた要因は何であるかというところをいろいろ分析してみますと、一々はしを洗淨して、そして学校に備へつけるといふことも、消耗率が激しいものだからそれを補給することが非常に大変だ、それから、はしを洗うのも大変だといふようなことから、はしがややもすると使われなかつたという原因があるわけでございます。

ぱり給食について、食事については本来家庭が責任を持つという体制を考えるならば、はしとはし箱は自分の親の負担で買う、そしてそれを毎日学校に持つてくるといふ形でのはしの使用運動も考えられるのではないかと、そういう意味でそういうことも講演の場で申し上げたわけがあります。したがって、衛生管理とかいろいろな問題がありますので、もちろん学校では洗う施設を整備することは必要でございましてけれども、それをする前に、やっぱりはしぐらいは自分の家で親子がつけ、本人も気をつけて、そしてきれいなはしを学校に持つてきてそれで食べる。そしてまた持ち帰ってきれいに管理するといふようなしつけ教育、これをやることは必要ではないかという意味で、はしの持参運動という形態をとってはしの使用の運動を展開する方法もあるのではないかと。そういう意味で、その講演の中で申し上げるようなことを申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 小出しにきれいで、尋ねられて初めて言うんじゃなくてそれを初めから言っておいてください、時間も節約できますからね。

私は、はしを積極的に使用するというのは結構なことだと思ふんですよ。決して悪いことと言っていないんですよ。けれども余り用心せぬで、自分が言ったことは言った方がいいですよ。ただ、はしをもつてすべてを律しようというのではこれはできませんわね、それはその日の献立も違ふんだから。スプーンの日もなきやなりませぬわね。だから、その点を十分考えなきゃならぬ。それは確かにいまの子供が鉛筆一つ削れないということもあるんですから、また、はしの波及的な効果として指先云々というのそれはいいと思うんですよ。ただししかしながら、やはりこれらの問題は、教育という分野から考えていけば、そのことと先ほどあなたのおっしゃったところの母親運動というのが一緒にならなければ、これは意味がないんでね。しかしながら、料理つくるのは工場で

よろしいというのはどうも一貫性がなくて、画竜点睛を欠くと申しますか、これはちょっと私はいかがかと思ひますが、いずれにしても、そういう問題も含めながら、本当に学校給食を、教育効果を高めるためにどう今度は生かすかということに私はもう目を向けるべきところの段階にきていると思うんですよ。そのところを踏まえたところの指導というものを皆さんも積極的に指導されること、その段階じゃないか、こういう立場からいまして申し上げておるんですよ。

そこで、時間の関係もありますので次に移りますが、こういう学校給食のあり方の問題と関連をいたしまして、国際公教育会議の学校給食にかかわるところの報告というのがありますね。これについて若干お聞きしたいんですが、一九五一年のこの会議にはどの局長が出席されたんですか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和二十六年当時ですから文部省は当時行っていないと思ひます。

【委員長退席、理事大島友治君着席】
○宮之原貞光君 公教育会議というのは文部省が出るところの仕組みになってるんじゃないですか。何か頼んだんですか、依頼したんですか、だからに。いわゆる職員団体の皆さんの行く性格じゃないんで、ほとんど皆さんがずうっと代表を出してらるんですよ。——もういいでしょう。

それは後で調べておいてくださいよ。
それで、採択されたところの「学校給食および衣服に関する各国文部省にたいする勧告第三三三号」、こういう中身については御存じでしょうね。そしてまた、もう三十年も前から大分これを尊重されながらいろいろやっておると思うのであります。中身を御存じなのか、御存じであればどういう評価をしておられるか、そのところをちょっとお聞きしたい。

○政府委員(高石邦男君) 承知しております。
この学校給食、衣服に関する勧告につきましては、学校給食の分野については非常にある意味では積極的な内容の勧告になってるわけでございます。したがって、まあ、ある意味では理想

的な形で内容がいろいろ述べられているということが言えるかと思うわけでございます。
○宮之原貞光君 この「学校給食ハンドブック」というのはどこでつくってらるたか、局長、給食会ですか、これ。どこでつくってらるたか。
○政府委員(高石邦男君) 文部省の給食課の法令研究会がつくっております。
○宮之原貞光君 ああそうですか。文部省でつくっておるならなおさらこの問題についての評価というものを聞きたいですね。

これ、文部省でつくっておるところの給食ハンドブックの二百三十ページ、国際公教育会議の勧告というので非常に高く評価してらるたんですよ。これは私は、局長あたりは読んで拳々服膺すべきだと思ふんだけれども、このここに掲げているところの内容については御存じですか。

○政府委員(高石邦男君) 承知しております。

○宮之原貞光君 それならお尋ねしますが、勧告の中には、先ほどちょっとお尋ねいたしましたところの学校給食室の設置、いわゆる食堂でしうね、これ。こういうものを非常に強調しておる。それから、学校給食というものの給食費の問題と関連をして、理想的な姿はそれは無償だけれども、しかし、それはいろいろそれぞれの国によって違ひはあるだろうから、差別をなくしてすべての子供に与えるようにしなさいとか、あるいは給食の献立への注文、栄養士の養成措置あるいは学校給食に対する公的機関による効果的な監督、いわゆる所管官庁のですね、こういうこと等を具体的にもう書いてあるんですが、一体文部省は、あんなかなかこれは理想的なことが書いてあるということ、これ片づけておられるのか、それとも、その勧告されたところの趣旨については可能な限り努力しようとして努めておられるのか、そこはどうなんですか。

○政府委員(高石邦男君) この勧告自体は非常に結構な内容であると考えているわけであります。したがって、この内容の方向に向かって実現できるものは実現していくということで、先ほど

学校食堂の話がございましたけれども、そういうものも補助金を計上しながら整備していこうというふうな対応をしまして、この勧告の趣旨そのものについて何ら私の方は疑義を持つものではないと思ひますけれども、その趣旨の実現に向かつてそういう努力をしていかなきゃならない、こういうふうな思っているわけでございます。

○宮之原貞光君 ひとつ常にそのことを念頭に入られて、ひとつこの学校給食の普及を指導していただいたいと思ふんですがね。

それで、まあ先を急ぎますが、先ほどちょっと局長の方からもあったんですが、学校給食の普及状況ですね、小学校と中学校はわかりました。しかし、中学校は完全給食の比率というのはまだ低いんでございまして。それ以外に、たとえば高校の夜間課程の学校給食、障害児関係学校の状況、これは一体どういう状況ですかね。

○政府委員(高石邦男君) 夜間定時制高校につきましては、完全給食が学校数で五一・七%、生徒数で五四・三%でございます。

○宮之原貞光君 五一・七%。

○政府委員(高石邦男君) 学校で五一・七%、約五〇%強です。それから、特殊教育諸学校は学校数で六八・六%、生徒数で七〇・一%が完全給食でございまして、で、特殊学校につきましては、大補食、ミルク、それを入れてまして学校数で七五・八%で、それから幼児数で七五・五%、夜間定時制につきましては、補食、ミルクを入れますと、学校数でいきますと九六・五%、生徒数でいきますと約九〇%というところで、夜間定時制においては完全給食は先ほど申し上げたとおりでございまして、補食給食、ミルク給食を入れると九〇%を超えているという状況でございます。

○宮之原貞光君 ちょっと残り時間が少なくなつたんでしよりますが、これは、中学校の実施状況がなぜ悪いという問題ですよ、普及率がね。しかもこう見てみますと、大都市部が非常に立ちおくれしてるんですね、これ。どういふふうにその

理由というのを考えにしているのかね。私、文部時報を見る限り、座談会等あたりでは、小学校よりも十年おくれで実施されたからとか、財政上の理由からだとか、食事時間が少ないからだとか、いろいろの理由を挙げておるようですが、これ、けれども、財政上の理由云々だったら小学校も中学校もその設置者にとっては同じです。ね。しかも、大都市が決定的に——先ほども申し上げたように、大阪、京都が一〇%以下という理由は、これはこのままこれが当てはまるのかどうか、私は非常に疑問を持っています。しかも、この普及率の上昇のテンポを見ても、そうでしょう。中学校は五十一一年が五五・〇、五十二年が五五・四、五十三年が五五・六、五十四年が五五・七と、〇・一%程度しかこれは進んでいないんですよ。しかも、皆さんの座談会で皆さん方が言っておるこの理由から見ると、財政がないから、食事時間が少ないからというならば、それを具体的に皆さんの指導の中で補強していただければ、年間〇・一という普及率にはならないと思えますがね。これは一体どこに問題があると思っておられるんですか、そのことをちょっとお聞かせ願いたい。

○政府委員(高石邦男君) まあ私たち自身も、その中学校の実施についてあらゆる機会に指導してきておりますけれども、御指摘のように伸び率がきわめて低いわけでございます。これは、いまの時点で考えますと、戦後少しづついろいろな形でそれぞれの学校で給食が行われた時期から、大都市になりますと、たとえば百校を一気にやらざるを得ないと、十年がかりでばつばつやっていくというような行政の対応が非常にむづかしいというように、したがって、たとえば百校を一気に給食をやるとすれば、相当膨大な経費を必要とするというように、普及が伸びないという状況であるかと思うわけでございます。

財政上云々ということぐらいの分析ですか。特に、大阪、京都は低いというのは何というふうにあんた方は理解しておるんですか。それはもう設置者負担にみんな任せてあるということですか。私は、それではちょっとあなたの方の指導の姿勢としていかがかと思えます、財政上の理由だけでは、どうなんですか、そこは。

○政府委員(高石邦男君) そういう財政上の理由と、それからもう一つ、やっぱり給食を実施するに当たって学校側にそういう体制をつくっていただくということが必要だと思っております。それから、まあそれに対する親たちの理解というふうな要因もあろうかと思っております。

○宮之原貞光君 これは、あなた方はもう一歩突っ込んで、なぜ普及しないかと、そこにメスを入れなきゃだめですよ。私をして言わせれば、いわゆる食事時間なんか非常に中学では問題にしないかならぬ問題があると見ておるんですよ。言うならば、皆さんはせっかく教育課程のゆとりと時間というものの運用というのを強調しながら、いまこの受験競争の激しい中では、中学教育は高校への入試入試ということをやっているから飯を食う暇もない。だからパンと何かで、牛乳で間に合わせるという、このところのゆとりの時間の活用の方法というものが小学校よりも著しく落ちておるんです。だから、あなたの方自体のこの調査によっても、小学校は四十四分だけれども、中学校は三十七分と云っているでしょう、これ以下だと実際思うんですよ。そのところが、私は教育ということの立場から、この学校給食というものをあなた方は目を見開いてもらわなきゃ困る、そう先ほど来強調しておるこのゆえんもここにあらざるんですよ。単に財政上の問題だとか、学校の受け入れという問題でこれは言い逃れできませんよ。もっとも根の深いところの今日の学校の教育体制、中学校教育のあり方、このところの問題ですよ、これ。高校への受験で忙しいんだから昼飯も食う暇がない、そんな学校給食なんてまどろっこしいことができるか、これが子供

たちの状態です。当然私はやっぱりそれぞれの中学校の先生方の気持ちの共通の問題だと思っております。そのところを、本当にゆとりの時間というのを皆さん設置されたんだから、これはこうしなさいと強力な指導をしてこそこれは多くの普及率というのが出てくるんですよ。私は大臣ね、時間がありませんから言いませんけれども、この物の考え、こういう観点から学校給食を指導していくという立場にない限り、これは机の上だけで解決できませんよ、ただ設置者に任すということでは、その点どう大臣はいまのやりとりを聞いておられてお感じですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 実は拝聴いたしております。ましてまことに共感を覚えるものがござります。この間行革の委員会、本岡さんが多分給食の問題を御質問にならうと実は思っています。ところが私が閣僚になつてよその大臣と余りやり合つたことはなかつたんですけれども、この給食の問題に対してどうも自治大臣の考え方が私の考え方と非常に違つたので、安孫子君と私は、この給食の問題じゃいふ二人でやり合つたのですが、やはり経済的な関係とか、あるいはやはりいろいろなそういうふうな四圍の状態、給食はいろいろあるべきかということに對しまして、ちょうどここに、宮之原先生の御質問がありやせぬかと思つたもので、さういふふうないろいろな給食のあれを検討して、自治大臣ともやり合つた問題なんかあるんですが、やはり先ほど来、冒頭申し上げたような教育効果という問題は、われわれ文部省の者といつたしましては十分に考えなきゃならぬ問題で、単なる経済性の問題や、あるいはまた行政の問題だけで割り切れない、それこそ教育に對する心の問題とか、そういう問題がやっぱりどうしても自治大臣と私は見解を異にするので、そのままだと物別れになつておるのであります。しかしさうは、大変現場の、しかも詳細にわたつてのお話を私は快く拝聴した次第であります。いまの中学校における受験という問題とも関連した、またゆとりのある教育というものを

われわれが唱えておる考え方、そういう問題に觸れての御見解に對しましては、確かにわれわれは統計面だけで見ても数でも給食率が低い。小学校の生徒さん方と違つて、やはり給食をしようとしても今度は生徒さんの方方もいま忙しいんだから、いま勉強で大変なんだからということでもやりにくい点があるかもしれないが、しかし、教育の理想は理想として、そういう問題こそ私もがまじめに分析もし、考えなきゃならない大事な問題が伏在するということを感じております。いろいろと御意見をありがたうござりました。

○宮之原貞光君 時間がありませんから残りには次にします。

○柏原ヤス君 今回、日本学校健康会法、この法律によつて安全会と給食会が統合されることになりましたが、まず給食会の今日までの経緯を見ますと、昭和四十二年と昭和四十五年の二回にわたつて廃止を決定する閣議が開かれております。なぜ廃止を決定するに至つたかという理由、またその後廃止決定があつたにもかかわらず今日まで続いてきている、それにはどんな理由があつたのか、こういう問題につきましては文部省の御説明がいろいろござりました。要するに、指定物資四品目というふうな給食の中で、非常に大事な物資を取り扱うためにこの給食会という会はあつた方がいんだ、仕事がやはりあるから今日まで続いていんだ、こういうふうな簡単に理解してよろしうござりますか。

○政府委員(高石邦男君) 経過を少し詳しく申し上げてみたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) ああ、そうですね。四十二年、四十五年の廃止の決定は、日本学校給食会が取り扱つておりました物資が脱脂粉乳だつたわけで、脱脂粉乳を生乳に切りかえていくというところで、生乳に切りかえてしまつたら脱脂粉乳は要らなくなるんじゃないかと。要らないんだあれば、取り扱う日学給も要らないじゃないかというふうな、単純に言いますとそういう流れが

わかれが唱えておる考え方、そういう問題に觸れての御見解に對しましては、確かにわれわれは統計面だけで見ても数でも給食率が低い。小学校の生徒さん方と違つて、やはり給食をしようとしても今度は生徒さんの方方もいま忙しいんだから、いま勉強で大変なんだからということでもやりにくい点があるかもしれないが、しかし、教育の理想は理想として、そういう問題こそ私もがまじめに分析もし、考えなきゃならない大事な問題が伏在するということを感じております。いろいろと御意見をありがたうござりました。

○宮之原貞光君 時間がありませんから残りには次にします。

四十五年まで続いたわけです。そして、四十五年以降、ところがその後小麦粉、それから米、そういうものを日本学校給食会が一元的に供給するという新しい任務を負うに至ったわけでございます。そうすると、やっぱり米飯給食の実施とか、それから小麦粉の取り扱いが日本学校給食会がなければ円滑な供給ができないということで、五十二年の閣議了解の段階ではもう廃止という線は消えまして、日本学校給食会が米飯用の米、それから小麦粉、そういうものを一元的に取り扱うような機関になったので、そういうものを安定供給するようにしてもらいたい、しかし定員の削減、合理化は図ってもらいたい、こういうような閣議了解になって、そして今日まで流れてきたわけでございます。

○柏原ヤス君　ですから、廃止しない方がいいから今日まで続いていたわけですね。ところが、昭和五十四年になって日本学校給食会と日本学校安全会と、放送大学設置のときに統合するということ、こうした閣議決定が行われて、簡単にと言っちゃ言い過ぎかもしれませんが、当然必要なこの給食会が安全会と統合されると、ところが、この出された法案は、行政機構の合理的再編のためとか、業務の総合的推進のためというふうな旗印で出されているわけです。統合されるわけですから、これがこの委員会ではもう最初から問題になって、きょうもその議論が続いている。私も先ほどからいろいろ伺ってございまして、また行政管理局の立場での御説明も伺ったんですけれども、お聞きすればお聞きするほど放送大学学園設置のための法人減らしだ、もうそう考えるのが正しい理解の仕方だ。文部省は旗印だけはおもつものような旗印を出しているけれども、やっぱり文部省の腹も、仕方がない、こういう気持ちでいらっしゃるんじゃないか、こういうふうな理解しておりますが、どうでしょう。

○政府委員(高石邦男君)　御指摘のように、放送大学学園法案を出す際にそういう議論がありまして、文部省の所管の法人としてスクラップしていき

くと、そういう方針があったことは事実であります。ただ、そういう方針があったから、そのことだけで今回の統合を考えたわけではございませんので、その文部省所管の法人の中で子供の健康に関する仕事を日本学校給食会も日本学校安全会も取り扱っておりますので、そういうことの背景を持ちながらこの両法人を統合し、今後はより一層緊密な連携のもとに児童生徒の健康増進のための仕事を進めていきたい、こういうふうな経過でございます。

○柏原ヤス君　それでは、今回の統合によって削減される役員と職員の数、これが何人か、また、それに伴って削減される金額はどれくらいか、この点改めてお聞きいたします。

○政府委員(高石邦男君)　まず、現在日本学校給食会と日本学校安全会にいる役員は総数が十三人でございまして、十三人といいますが、常勤が七人、非常勤が六人でございまして、それを、今度は十三人から八人に減らすわけでございます。この八人の構成は、常勤が五人、非常勤が三人という役員構成になるわけでございます。したがって、役員構成になるわけでございます。したがって、減少するわけでございまして、この役員の数として給与の平年度化の節約が平年度ベースで約三千五百万円ということになるわけでございます。

職員については、両法人が閣議決定されたときには二百九十七人であったわけでございます。統合後は二百九十三人と、その後減少しておりますので、合計四人減っていくというふうな形になるわけでございます。

○柏原ヤス君　私が調べたところによりますと、その職員の問題ですけれども、安全会の方は二百五十六人、給食会の方は三十八人、合計二百九十四人、それを今度健康会に必要な職員が二百九十三人、ですから、結局職員の削減された数は一人だ、こういうふうな調べたんですけれども、そのとおりでしょうか。

○政府委員(高石邦男君)　ちょっと時間の経過がありますので、両法人を統合していくという時点

では、先ほど申し上げました二百九十七人でございしますが、現在の時点で言いますと先生御指摘のとおり二百九十四人でございまして、

○柏原ヤス君　二百九十四人でございしますんで、たくさんいますよと言わんばかりでなく、何人減らしたかって聞いているんです。一人減らしただけと堂々とおっしゃたらどうなんですか、それ言うともまずいんですか。

○政府委員(高石邦男君)　統合後の数は二百九十四から二百九十三人になりますから減少は一人でございます。

○柏原ヤス君　はっきり言ってくださいよ。

そこで、この行政機構の合理化とか、業務の総合的推進だとか言ったって、たった一人を減らしたにすぎないと、これは数の上で事実だと思えます。で、私は、行政改革の一環としての統合だとか文部省がしゃべっているんだから、事務組織の合理化があるのが当然だ。しかし、新しくつくられるこの健康会は、事務組織として総務、学校安全、学校給食の三部がつくられるというところですが、総務部門のところが見ただけでも、人事、会計、こういう総務部門に必ずある職場、そこには二つの法人が重複して行っていた事務が私は相当あると思うんですね。それが、先ほどの御答弁のように職員の減といふのはわずかな一人だ。これでは行政改革の意義といふものを強調しておきながら、事務組織の合理化はやってない、こういうふうな言われても仕方がないと思うんです。その点いかがですか。

○政府委員(高石邦男君)　両法人の総務部門を担当しておりますのは、現在、人数で言いますと三十六名でございまして、新しい組織でつくります総務部門は三十一名でございまして、そこで、この総務部門は確かに給与とか人事とか、そういう面の仕事を同じところでやっているとすればそれは合理化できるわけでございまして、そこで、総務部門に新しい一つの企画室というものを実はつくっておりまして、その企画室に総務部門で重複する人

たちをそこに配置して、そして今後両法人の持つ

ている企画調整の仕事を進めていくというふうな新しい体制をしくということでも機構づくりを考え

ておりますので、総務部門としては、絶対数としては減りますけれども、総合的なトータルとしては、企画室を設置したために総体の数字は余り減っていないということでございます。

○柏原ヤス君　納得したようななしのような御答弁ですけれど、次にこの健康会法の第十九条にある事業規定というものを言いますと、これはいままでの給食会法、安全会法に掲げてあった事業規定をそのまま移しかえただけだ、こういうふうな思い

います。そこで、両法人が統合されて健康会となった後もその業務の内容はいままでと同じだ、こういうふうな思いしますが、この点もどうなん

しょうか。

○政府委員(高石邦男君)　健康会においては、給食会、安全会がやってきた業務を引き継ぐということ、業務内容もそういう観点でつくられております。ただ、二つの業務を従来どおりのそのままにやらせないというだけでは十分な統合の目的を果たし得ないということで、先ほど申し上げました企画調査室、そういうような事業もこの組織の中でつくりながら、両者の連携が進められるような対応を事業としてやっていきたい、こういうふうな思っている次第でございます。

○柏原ヤス君　そこで、健康会ができて一つの法人になるわけですが、東京の本部は統合合併され

ると、これはわかるんですが、各県の段階で一体どうなるのか、何か理解できないわけなんです。まあ御説明を簡単にしていたら……。

○政府委員(高石邦男君)　日本学校給食会という特殊法人は、現在中央にある特殊法人でございまして、それから学校安全会の特設法人というものは、中央にある学校安全会、各支部に特殊法人の支部として置かれていて、それが末端の学校の給付事業をやると、こういう形になっているわけでございます。そこで、安全会については末端の学校現場までそういう意味では特殊法人が全部事業を展開するというような形ができ上がっているわけ

でございます。そこで、給食会の業務は、そういう系列と比較いたしますとそういう姿になっていないわけでありまして。それから、実際上どういう形で処理しているかといふと、県では財団法人として給食会をつくっているわけでございます。それから市町村では市町村で財団法人をつくっているわけでございます。したがって、特殊法人と財団法人ですから、それを強いてまた特殊法人の系列の中に入れても仕方がないというわけでございます。現在、県では給食会、その間、端々では特殊法人という機構組織の中には、いろいろな問題が起るべきだということになります。現在の給食会、末端の給食会、そういうものの機能が十分生かされれば給食物資の円滑な調達、それに差支えないということでは、末端までは特殊法人という機構組織の中には、いろいろな問題が起るべきだということになります。現在の給食会、末端の給食会、そういうものの機能が十分生かされれば給食物資の円滑な調達、それに差支えないということでは、末端までは特殊法人という機構組織の中には、いろいろな問題が起るべきだということになります。

○柏原ヤス君　そこでこの県段階で、健康会というものが、いままで県の教育委員会の中に同居していた安全会が支部としてありました。それが健康会というふうになるわけですか。そうしますと、その健康会と特殊法人として別個にあった給食会との関係はどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(高石邦男君)　日本学校給食会と日本学校安全会とは一本になりまして健康会という組織になってしまします。それから、末端における支部は健康会の支部になります。その支部は共済事業を展開する仕事を受け持ちます。

それから県の給食会、市町村の給食会は財団法人のまに残るわけでございます。そして、そこで給食の物資の関係を取り扱うということになるわけでございます。

○柏原ヤス君　それはわかります。ですから、この健康会、この県の段階の健康会と財団法人として県また市町村にあるこの関係はどうなんですか。何にも関係がないのか、それとも何らかの形の関係性を持つのか。

○政府委員(高石邦男君)　いま現在、日本学校給食会が取り扱っている米穀、それから小麦粉、こ

ういう基本物資の取り扱いが県の給食会が行うわけでございます。したがって、今度でございます新しい健康会の事業の中で、従来やっていました給食会のそういう基本物資の供給業務は県の給食会が引き継いで行い、県の給食会の立場で仕事をやるというところで、基本物資の流れにつきましては県の給食会がとり行う。それから一般物資につきましては、これは市町村の給食会と県の給食会と国の特殊法人としての日本学校給食会、一般物資については直接の流れがないわけでは、流れがないという直接的なルートではないわけでは、いわば市町村の給食会が一般物資を買う際に、県の給食会が買いません。それから市町村の段階で、一般物資の調達の判断はその市町村の給食会が全く独自に判断できるということになっているわけでございます。

○柏原ヤス君　私がお聞きしているのは、県の段階の教育委員会に同居していた安全会が、今度健康会の支部になるわけでしょうか。それと、その物資をいろいろやっていく財団法人の関係ですね、全然関係ないんですね、それじゃ。何にも関係ない、御説明がないのだから関係ないということですね、そうですか。

○政府委員(高石邦男君)　はい、そうでございます。○柏原ヤス君　それじゃ下の方は、下という県の段階へいくと、もう全然別のもので、ただ、給食会の方は何と言いますか、それじゃ。

○政府委員(高石邦男君)　県の学校給食会、財団法人学校給食会としてそのまま残るわけでございます。それから、日本学校安全会の支部は、日本学校健康会の支部として残るわけでございます。

○柏原ヤス君　くだいようですけれども、そうすると県の段階へいくと健康会がここに、給食会がここに、何と統合もしていないし、別のもので、こういうわけですね。それでもや

つぱり文部省がそれを監督するわけでしょう。○政府委員(高石邦男君)　県の学校給食会の監督官庁は都道府県でございます。文部省ではないわけでございます。

それから、現在も日本学校給食会と県の給食会は上下関係、監督関係にないわけでございます。一方は特殊法人であるし、一方は財団法人でございます。

○柏原ヤス君　そうすると、安全会と給食会、二つの法人があつて、それが一つになるということでは本部の段階だけで統合するんであつて、県は別だ、くだいようですけれども、そういうのが、行政機構の合理的再編とか業務の総合的推進とかというふうに言えるんじゃないかね、それが。

○政府委員(高石邦男君)　国の事務をいわば国にかつて特殊法人というものをつくって仕事をさせるという形でできたのが特殊法人であるわけでは、安全会と日本学校給食会というのを一緒にしようという国レベルにおける特殊法人の統合問題として処理しているわけでございます。したがって、地方自治の原則から、地方でいろいろな行政組織を持つていけるものまで国がやるから地方でやるべきでないわけでございます。あくまで地方の実態は地方の府県の段階で考えていかなければ、処理してもらわなければできない問題でございます。

○柏原ヤス君　よくわかりました。そこで、健康会の内容をいろいろ調べてみますと、お聞きしてみますと、一体今回の統合によるメリットは余り期待できないんじゃないかと、そういう印象をますます強く持つわけですが、先ほどの役員、職員の削減以外に、やはり統合するんだと、合理化するんだと、新しい総合的施策というものはやはり考えていらつしやると思つて、また考えていかなければならないと思つて、そういう点でお考えになつていられるようなものがあつたら、お聞かせいただきたいと思つて

です。○政府委員(高石邦男君)　子供の健康、安全、それから食事というものは、一連の内容はやっぱり子供の体に関する問題だと考えていいと思つて、そうしますと、いままでは健康、安全の問題は健康、安全という独立した分類をし、研究をし、仕事をしてきた。これが一体化いたしますと、たとえば学校における病気の、子供たちの病気の、一つの法人になりますと、より密接な連携のもとに仕事ができるということになるわけでございます。したがって、各種の給食の研究協議会とか、健康、安全の研究協議会というもののについては、むしろ給食のときには健康、安全のことを余り頭に置かないで議論して研究をしようというものが、一体化してきますので、より能率的な子供の健康のための研究討議、仕事を進めることができるだろうというふうなことを考えているわけでございます。そして、先ほど申し上げました企画調査室を設けたいというのもそういうことでございまして、両方の持つていけるそれぞれの中身を十分につなぎ合わせて、そして総合的に施策を展開していきたい、こういうふうになつておられます。

○柏原ヤス君　統合するということは、もうこれは決定になるわけですが、ぜひそういう点で、いまお話がありました企画室ですか、そういうふうなものがある一つの機能を發揮して行われるとなれば、またそれに期待をかけるわけでございます。

そこで、最後にもう一点、それぞれの法人で給与基準が違つていまして、それで、今回の統合によって職員が不利になるようなことがあつてはならない、こういう点もこの統合の面で大事な問題だと思つて、この点、職員の立場に立つて十分な配慮をお願いしたいと思つて、いかがでしょうか。

○政府委員(高石邦男君)　職員の処遇、給与の間

題につきましては、統合によって不利益にならないようにしていきたいという基本的な方針のもとに考えていきたいと思っております。

○柏原ヤス君　そこで、いままでの給食会は、小麦粉、米、脱脂粉乳、輸入牛肉といった指定物資四品目のほかに、現在二十一品目の承認物資を取り扱っていますが、これは健康会設立後は健康会法第十九条に基づいて行うことになるんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君)　御指摘のとおり、十九条第三項の規定に基づいて基本物資についての取り扱いを引き続き行うほか、なお必要に応じて承認物資についての取り扱いを行うということになるわけでございます。

○柏原ヤス君　そこで、学校給食の物資の供給事業に中小企業を利用してどうかと考えております。文部省はこの点についてどんなお考えでいらっしゃいますか。

○政府委員(高石邦男君)　まず、学校給食用の物資調達に当たりますと基本的に考えております。それは、まず良質な食材料でなければならぬ。それから、食材料費は父兄負担でございます。それで、できるだけ低廉な価格でそれを手当てできるように考えていかなければならない、これが給食のサイドからの一つの強い要請でございます。したがって、市町村の給食会が物を一括購入していく組織をつくったのは、そういう要請を満たすために県の市町村段階でまとまって食材料を一括購入していただくことで、そういう組織ができ上がっていったわけでございます。県の給食会もそういう市町村の要望に応じて一般物資を取り扱っていくことになってきたわけでございます。したがって、基本的にはそういう立場で、あくまで児童生徒、父兄負担の軽減ということを常に念頭に置きながら給食用物資の選定をしていかなければならないと思っております。

しかし、一方においては、やっぱり民間の活力、中小企業の活力、そういうことを十分に生

かしていかなければならないというように、そこで、その両方が相協力し合って、いま申し上げたようなことが達成できるような供給体制ができていくべき、もっとも民間の活力を利用していききたい、こういうふうな思われ方をしております。

○柏原ヤス君　臨調第一次答申で学校給食事務の民間委託が取り上げられております。また、新聞の報道を見ますと、自治省も同様の方針を決めて、委託のための手引きづくり、これを始めていくというように報道されております。このような情勢に対して大臣はどのような対応をなさろうとしていらっしゃるのかお聞かせいただきたいんです。

○国務大臣(田中龍夫君)　文部省といたしましては、臨調の答申及びそれを受けた閣議決定に基づいて対処するものとしておりますが、学校給食については従来から調理業務については直営方式によって、その他の業務、すなわち配送業務については大幅に民間委託を取り入れられてきており、こういうような状態でございます。しかし、今後ともこの実態を踏まえた答申の趣旨に沿って、地域の実情に即して効果的な運用をしていきたいと思っております。ただいま先生のお話のような、地元の中小企業あるいは地元の関係の業界、こういうふうな問題等につきまして、やはり教育委員会その他の地元の方々の御意見も十分尊重してまいらなくてはならない、こういうふうな考えております。

○柏原ヤス君　そこで、文部省の調査を拝見いたしますと、米飯給食の実施率は非常に進んでいる、今年度中には九六％に達する見込みだと言われておりますが、これは学校給食用の米が六割引き、炊飯用設備の新設校は七割引きという大変よい特別措置がされているのでこのように進んでいると思うわけです。ところが、この特別措置が今年度で打ち切られる。ぜひこうした値引き措置は五十七年度以降も継続して実施されるように、これは要望しておきたいと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(高石邦男君)　御指摘のとおりでございます。米飯給食の普及にはこの値引きというのが大きき効果をもたらしていると思っております。したがって、文部省といたしましては五十七年度以降においても引き続きこの措置が継続されるように食糧庁にお願いをしていきたいと思っております。

○柏原ヤス君　絶対にそういうようにやるという確約はできませんか。

○政府委員(高石邦男君)　農林省が決めるもので、文部省はお願いする立場でございます。○柏原ヤス君　がんばっていただきたいと思っております。

そこで、先ほどもこの学校給食法の第二条に四つの目標が掲げられております。それについて非常に具体的な質問がされ、それに対する御答弁を伺っていたんですが、私もぜひこの四つの目標をもっと充実させていただきたい。先ほどのように、法人が一つになれば、そういう給食の面も大いに進むんだ、充実させるんだ、企画室というような強力なものもそこにつくるといってお話の中で、ここで取り上げて強くこの四つの目標を充実させていただきたい、こう思っています。申し上げるんですが、この給食の場で使われる食器、これに対して文部省としては改善策を持っていらっしゃるのかどうか、抽象的な漠然とした質問でございますけれども、簡単に答えたいと思います。

○政府委員(高石邦男君)　現在日本学校給食会では食器具改善研究委員会というのを設けているわけでございます。これは御指摘のように食器の改善を図りながら、学校給食の中心をより豊かにしていくということを取り組んでいるわけでございます。文部省といたしましては、今後これらの研究成果を踏まえて、地方に対する指導を積極的に進めてまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君　一つの具体的な例ですけれども、いまは先割れスプーンがほとんど徹底して使われている。それにはしを使うべきだ、スプーンも使うべきだ、フォークも使うべきだというように意見が出ていくわけですが、私はもうこれは議論したり研究したりしている段階じゃないんじゃないか。大体先割れスプーンなんて、あんなおかしいものが徹底するということがちょっとおかしいんじゃないか。私たちがあれ使ってみたら、これはすばらしい食器だなんてだれも思わないと思うんですね。やはりしは必要なんです、スプーンも必要なんです、フォークも必要なんです。これはもうフォークはいつの時代から使われたなんて研究するまでもなく、フォークで食べるものはフォークで食べるようになっていくわけなんです。そういうものが食器として設備されていらないから問題なんです、先割れスプーン以上にもっとおかしいな、宇宙人でも使うような食器が研究すればあらわれるか、ぱつと使えばぱつとなると、出たり入ったりするなんていうそんなものができるわけでもない。やっぱりしを使うときはしを用意する、フォークで食べるときはフォークで食べる、そういうものを準備すればいいんじゃない。私は研究するなんていうのはおかしいと思うんですね。だから、文部省としては給食をもっと充実する、教育的な立場で取り上げていく。また、いま日本の教育に欠けている問題が、こういうスプーンを使わせる、フォークを使わせる、はしを使わせるというふうなことで、少しでもプラスになるんだって大したものでもないでしょう。はしの一ぜん——一ぜんといったら子供の数がたくさんいるんだから容易じゃないと、洗うのが大変だ、大変に決まっているじゃないですか。家庭の主婦の食事の仕事だって大変なんです、大変なんです。それを学校の子供にちゃんとした食事らしい食事をさせると、その作法を教えるとなればそんな簡単なものじゃない。受け持つの先生も大変だし、また学校も大変だし、また、文部省も私はもう給食をやると決めた以上は簡単にできるものじゃなくて大変なものなんだということを

頭に置いて力を入れていただきたい。研究なんかまどろっこしくて何をしているんだと。やりたくないから研究研究というふうには煙幕を張って、そしてあでもないこうでもないと言っているんじゃないか。局長さんが何か研究会へ出られて演説しているというけれども、そんなばかばかしいような演説をよくみんな黙って聞いているなど、それだけの説教するやらやんなさいと、そういうふうに私は思うんですね。いかがですか、この食器一つの問題でも。

○政府委員(高石邦男君) はしとかスプーンとかナイフ、フォークの問題についてはまさに先生おっしゃるとおりでございます。したがって、現場においてそういうことを積極的に使うように指導しているわけです。

先ほど申し上げました食器の改善委員会というのは、盆とか皿とか、いわば入れ物につきましてもいろいろな研究をしているということでございます。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕
はしとか、そういう問題についてはもういまからでも、あすからでも使ってもらいたい、こういうふうには指導しているわけでございます。

○柏原ヤス君 その問題の二つ目、二番目の「学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと」と、大変いい目標で、また、これこそ学校給食で私は十分に養える。そのためには、私は先ほど問題になっておりました学校食堂、これをもう設置すべきだ。先ほどの御答弁だとあつた方が望ましいなんて、望ましいなんてそんなのんきに言っているときじゃない。毎日毎日食事やっているのですね、実際、あれだけの子供が。理科を教えるのには理科室があるでしょう。音楽を教えるのに音楽室があるわけですよ。どうして給食を実施しているのに食堂を置かないか。これは日本の国が戦争に負けて貧しいときには食堂はなかったとしても、こゝまで来た日本に、しかも教育が充実していると言っているときに食堂がないなんというのは私は恥ずかしいことだと思うんですね。望

ましいなんていうようなのんきなことを言っていないで、私はつくるべきだ。しかし、つくるべきだと言ったって地方自治体、その現場ではいろいろ問題があると思います。しかし、文部省として何%は県に食堂を持った学校をつくりなさいと、もう数を示して計画的にやらなければ私に進まないと思います。望ましいとか、研究中だなんて言っているんじゃない。やっぱり何%と。そういう点で食堂がどこまで設置されているか、その状況を文部省としてはつかんでいらつしやいますか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和五十四年十月現在で、小中学校で九百十三カ所設置されているわけでございます。漸次毎年百五十から百七十カ所程度の予算を計上いたしまして、いまおっしゃったような気持ちで食堂の整備を進めてきているところでございます。

○柏原ヤス君 何となく元氣のない声で答えていらつしやいますけれども、あなたががんばらなければ推進しないわけですから、もっと元氣よくこれだけはやってみせる、あの局長さんのときにこれだけいったというくらいにがんばっていただきたいと思うんですね。とにかく給食の現場へ行ってみますと、それこそもう食堂がないんですから、勉強しているところで道具を片づけながら給食を配っている、運動服を脱ぎながら皿並べているというふうな、とにかくこんなところで子供が給食を食べて、こんなふうになっているのかというのは、行ってみなければわからないわけですね。

反対に食堂のある学校へ行きますと、本当に望ましい形で給食をしております。また、給食をつくらた人たちも、給食を配る先生方も非常に楽しく、そして張り合ひのある給食活動をしているわけなんです。ですから、ぜひ学校食堂というものは設置していただきたいということを、先ほど御質問した社会党の先生と同じ気持ちで、もうそれ以上に私はこれだけはやっていただきたいと思うんです。大臣、いかがですか。
○国務大臣(田中龍夫君) そのとおりでございます。

○柏原ヤス君 力強く、こういうふうに承っておきたいと思ひます。ありがたうございました。それから、三番目の「食生活の合理化、栄養の改善及び健康増進を図ること」とありますけれども、栄養士による栄養指導が非常に重要になってくるわけですね。そういう点で、単独校においてははどういうふうにしなさいというふうに文部省では指導していらつしやいますか。

○政府委員(高石邦男君) 学校栄養職員につきましては、定数改善の目標といたしましては、単独校の児童生徒数七百人に一人という配置を計画しているわけでございます。

○柏原ヤス君 具体的にこういうふうには指導しないというものは、文部省としては示していないんですか。

○政府委員(高石邦男君) 学校栄養士の配置につきましては、単独校、共同調理場、それぞれ置くわけでございますが、その学校栄養職員が、学校の献立とか、それから子供たちの栄養指導、そういう点で積極的な役割りを果たしてもらいたいと思っております。

○柏原ヤス君 給食の問題は、また機会をいたしたいいろいろお聞きしたいと思ひます。次に、事故防止についてお聞きしたいんですが、現在、日本学校安全会に加入していない学校はどのくらいありますか。また児童生徒の数はどのくらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 日本学校安全会に加入していない学校は、小学校五十校、中学校八十二校、高等学校百二十校、合計二百五十二校でございます。

考えておりますが、その実現のためにどのような努力をしていらつしやいましたか。

○政府委員(高石邦男君) 御指摘のとおりでございます。いまして、都道府県の教育委員会を通じて、その加入の促進を図っております。具体的には、安全会において、未加入の学校に対する説明会の開催やパンフレットの送付、それと学校の訪問、そういうのを行ないながら加入の促進に努めておりますし、今後とも一層努力してまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 そこで、今回の統合、これを契機にそうした実現のためへの努力、これをどういうふうにかえていらつしやるか。新しい、また、より積極的な努力をどういうふうにお考えになっているかを、もしお考えになっていたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 先ほど、統合して新しい企画調査係を設けると申しましたが、そういうようなところで、単に災害が起きるから入れと言っただけではなくて、健康管理という面を含めて、いままで以上に積極的に加入を進めてまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 そこで、事故死亡数をちょっとお聞きしたいんですが、通学中を含めた児童生徒の死亡事故の内訳、小学校、中学校どのくらいになっておりますか。

○政府委員(高石邦男君) まず小学校で申し上げます。小学校で、突然死四十一、頭部外傷十六、溺死十九、交通事故四十一、その他十五、合計百三十二でございます。中学校、突然死三十五、頭部外傷九、溺死四、交通事故十六、その他七、合計七十一でございます。

になっておりますね。
○政府委員(高石邦男君) そのとおり、二分の一でございます。

○柏原ヤス君 子供の交通事故死、不慮の死、こういう点は非常に親にとってはショックで、また一番心配されている事故です。発生率もその比率が非常に高い。これに対して十分な補償が受けられるように検討していただけないか、ぜひそうしていただきたい、こう思いますが、その点いかがでしょう。

○政府委員(高石邦男君) この共済制度は、国と都道府県、それから親の三者が協力してこういう制度を設けているわけでございます。それともう一つは、学校側の、管理者側の責任というふうなものについて早急な補償制度が行われるというふうな観点も加えてこの制度をつくっているわけでございます。したがって、一般の子供を生命保険が補償するというようなのと若干ニュアンスが違いますが、それがございまして、いま申し上げられた突然死とか事故死というのは、どちらかというと、突然死というのは本人の病気の要因によって起こること、管理者側の責任で発生した事故とはなかなか言いにくいというふうな点がございまして、交通事故死にいたしまして、本人の責任といわば学校以外の第三者によって引き起こされるというふうなこともございまして二分の一というふうな形にしているわけでございます。で、金額そのものにつきましては、今後具体的に改善していかなければならないと思いますが、その仕組みとしてそこに全くの区別をしないで実施するという段階には、もっとも時間を経過して研究していくべき課題があるように思うわけでございます。

○佐藤昭夫君 私も、まず初めに本法案の幾つかの問題点、疑問点についてお尋ねをしておきたいと思いますが、きょうも午前中から宮之原委員初め、いろいろ質問がされておりますので、重複はできるだけ避けて、別の角度から幾つかのお尋ねをいたしたいと思えます。

まず第一の問題は、本法案が、日本学校安全会と日本学校給食会、これを、放送大学学園をつくるための全く数合わせ的な統合にすぎないということがある、いろいろきょうも指摘をされておられるわけですが、私も全く同感であります。が、逆にお尋ねをいたしますけれども、今度の統合によって、改正法案のこの「目的」の条項にも書いておられますけれども、こう二つのものの事業を統承してやっていくと、そうして「心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする」というわけですが、この条文のどこに、また「健康会法」というその法の名称にふさわしく、児童生徒の健康増進、健康推進のために、何か新しい事業をやろうという計画があるのか、内容があるのか、この点をまずお尋ねをしたい。

○政府委員(高石邦男君) 両法人を統合いたしまして、基本的には両法人の処理してきた業務を引き継ぐわけでございますが、両法人が統合されれば、運営の面でも緊密な連絡がとれるようになります。そして、それから能率の面でも増進が図られる。そして、あわせてそれぞれ両法人が持つておりましたやり得る事業についても、まだやっていなかったような事業、そういう事業についても、児童生徒の健康保持、増進の観点から、新しい事業としての施策を進めるように考えていきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 この児童生徒の健康増進のためにやり得る事業をいろいろ考えていきたい——何を考えているんですか。

○政府委員(高石邦男君) たとえば、先ほど来も議論がありましたが、学校におけるいろいろな子供の病気というふうなものがあります。子供の病気のひとつとりましても、子供の病気の食料というふうなものは非常に密接な関係があるわけでございます。骨折しやすいというのは、カルシウム分の食べ物不足しているというふうなこともデータとして分析していけば出てくるのではないかと。そういうことをつなぎ合わせることを通

じて、給食の献立にそういうものがより積極的に反映できるというデータ、資料を提供していくというふうなことができるかと思うわけでございまして。

○佐藤昭夫君 いま御説明なさっているようなことは従前の学校安全会なり、日本学校給食会なり、この組織と運営ではなし得ないこと——統合することによって初めて可能になることじゃないですか。

○政府委員(高石邦男君) 両法人がそれぞれの事業を密接な連携をとればやり得ないことではないわけですが、ただ、独立した法人でありますと、なかなか観念的にはそう言ってもその連絡、調整というのは十分に成果が上がらないということ、一体化することによってそうした面の事業がより効果的に発揮できると、こういうふうに思っているわけでございます。

○佐藤昭夫君 私はいまの説明、そういう説明をされても、どうも納得がいかないんです。先ほど来の質問の中で、合併によって役員を三人ほど減らすというふうな回答をされていましたけれども、具体的にはそういう新しい事業を統合によって始めることに伴って、職員の方々の配置計画を要するわけですか。そのプランはあるんですか。こういう新しい事業をやる、このことに伴ってこういうふうな職員配置を要するんだというふうなこと、何か考えているんですか。

○政府委員(高石邦男君) これは両法人が具体的に統合した時に、その業務の実態その他を考えた上で、そういうことを考えるべきで、ただ観念的にここにこうするということではなくて、その両法人の統合で仕事を進めていく過程の中で、いろいろな問題点を克服しながら、そういう新しい事業への展開ができるような体制づくりができるものと考えております。

○佐藤昭夫君 あなたは、この委員会での質問に対してその場限りの答弁をなさっているけれども、実際はそういうふうなことはできないんですよ。文部省にそれとなくいろいろお尋ねをする、いまのこの行革、こういう状況のもとで新事業といたって、それはもう不可能に等しいことだ。ただ、文部省としては、財政好転の暁には何か新しい事業を始めたいとも考えていないわけじゃないけれども、いま直にはむずかしいことだというのが本音じゃないですか。それを何かこの場で取りつこうために、いや新しい事業を考えています。しかし、それはいまここで、この段階で提示するわけにはいかぬ、合体が行われたその後の検討事項でという、そういうその場限りの、人をだますようなことを言われてはだめです。どっちですか。

○政府委員(高石邦男君) 新しい組織ができて最も能率的な、合理的な形にしていこうためにはどうしていくかということは、観念的にこうする、ああするということよりも、実際にでき上がった後に、役員を初め職員が一丸となってそういう体制をしていくということが最も妥当なことだと思います。そういう場合に、できてきた新しい事業展開について、いろいろな予算を伴うというふうなことが出てくれば、それに応じた予算要求を今後していかなければならないということになろうかと思えます。

○佐藤昭夫君 そうじゃありませんよ。この政府が提案をしております改正法案の「目的」第一条、この第一条に「児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、これこれこれこれ。要するに、安全会がやってきたこと、給食会がやってきたこと、これを引き続きやっていく。もって心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。」という、こゝまで条文で提起をしているわけですからね。この第一条に照らして一体どういう仕事が行われるのかという点について、この提案と同時に、やっぱりこの委員会での審議をするに当たっての一定の文部省として考えておる具体的な内容が提示されてしかるべきじゃないですか。そういう意味で重ねて申し上げますけれども

も、考えてみまうと言ったたら、いよいよそれを実際に実施に移すかどうかというの、それは二つの統合が成立した暁の話でしょう。しかし、文部省としてはこういう新しい事業を始めたい、そしてその事業を始めるに職員の数、トータルにおいてこういうことになるけれども、その中でこの分野の事業にこういうふうな人の配置をしますということを、この委員会の討議の資料として、われわれが法案の内容を判断するに当たって、ぜひ文部省提示をしていただきたいということを要求します。どうですか。

○政府委員(高石邦男君) 法律の目標とか目的というのは、一般的に大きな一つの柱を立てて書いてあるわけでございます。したがって、これはほかの法律でも言えることかと思いますが、その目標に向かって、現在の時点では仕事をしないで、その目標に照らして、それにふさわしい事業を次から次へとやっていくというのが法律の目的に従った事業展開、行政が一般に展開する仕事であります。したがって、最初から目的範囲内のもので全部くまなく一〇〇%持ち上げられて、そしてこれだけのことをやりますというように形には通常はいかない。そういう意味で申し上げておるわけでございまして、この児童生徒の健康な育成に資する事業であれば、今後積極的にやるべきことはやっていきたい、こういうことを申し上げておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 そういふ言ひ方で人をたぶらかすことはできませんよ。この提案をしておる、たとえば第十九条第三項、ここで、新しくできる「健康会」は、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。というふうに書いておることは、これは遠い遠い先のことでございまして、少なくとも今回法案としてこれを出している以上は、この健康会というものができれば、この第三項に基づいての何かの仕事が生まれるわけでしょう。第一条に飾り文句としてついておるといふ問題じゃないんでしょう。どうです

か。

○政府委員(高石邦男君) この法律の対する事業というのはいろいろなことが考えられると思うんです。当面、日本学校給食会、日本学校安全会が現にやっております業務を基本的に継承していくと、そのほかに全く一切やらないということとをこの法律は規定して考えているわけでないわけでございます。やっぱりそれぞれの両法人がやってきた事業でも、なおやっていくことが目的に照らしてふさわしい事業であれば年数を重ねてやっていくということが当然あり得るわけでございまして。そういうことのためにこういう付帯事項を入れるわけではございまして、おおよそ以上やろうとしていないんじゃないかと、それ以上やれないんじゃないかという議論とはちょっと違うかと思うわけでございまして。

○佐藤昭夫君 それでは、もう何遍も問答繰り返しておいてもあれですけれども、重ねてそれからお尋ねをいたしますけれども、この第十九条第三項に基づいて、あなた方が提案をなさっておるこの第三項ですね、この第三項に基づいて新しい健康会が何か新しい業務を始める、そういう具体的な計画があるのかどうか、それに伴っての職員配置をどうするか、こういう問題を資料として提示できるのかできないのか、できないならできないということではつきりしていただけたらよろしい。重ねてその態度をお尋ねいたします。

○政府委員(高石邦男君) これこれの仕事をするから、こういうことではできないという具体的な資料を提示することはできないのでございまして。しかしながら、繰り返し申し上げておりますように、両法人がこれからこの目的に應じた仕事をやっていくわけでございまして、今後の積み重ねで、今年度はひとつこういう事業を展開しよう、来年度はこういう事業にも手をつけようというように形で通常はいろいろな行政の仕事も法人の仕事も展開をされていきますので、その目的に應ずるような形でこの両法人の統合の暁には、児童生徒の健康増進のための事業を積極的に進めてい

きたい、こう思っておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 しかし大臣、お聞きになっていて私も疑問に思うというのは当然じゃないでしょうか。今度のこの法案は、従来あったこの安全会、給食会という二つの組織の単なる数合わせ的な合併じゃないかと、一体何のメリットがあるのかと、こういう問題をきょうの朝からもいろいろ議論されておる。そうすると、いやそうじゃありません、新しい事業も考えておるんです、ごらんください、第十九条第三項に文部大臣の承認のもとでこの目的に合致するこの事業をほとんど新しくやるような、そういう法律の仕組みになっているんです。それからあなた方はお答えになっている。それからその内容は何かと、いま何を考えているんですかと、一遍それを正式にこの法案審議の資料として提示を願いたいと言つと、いまは提示できませんというわけなんです。こういうことで一体この法案の審議ができるのか。私は、もうきょう幾らここでしても答弁変わらぬような感じがしますから、よく考えておいてもらいたい。こういうことではこの法案は審議できないと思うんです。

二つ目の問題として、理事長権限が従来の法に比べて非常に大きくなる。運営審議会とかあるいは評議会とか、こういう機関の権限が形骸化をされておるといふこの問題が午前中からいろいろ指摘をされておりました。これに対して局長の方の答弁は、最近の立法例がおおむねこういう形をとるといふことにしているんですという答弁であつたわけですが、本当にそれならば、最近の立法例の中にすべてこういう形で、従来はあらかじめ意見を聞かなくちゃならないとかというふうに定めたり、あるいは単なる理事長の諮問機関という定め方ではなくて、決定権を持った機関としてこの一定の機関を位置づけをする。こういう例が最近一つもないというのか、私はあると思うんです。それを文部省は、ああいう答弁なさる以上はいろいろ調査をされた上での発言だと思ふんですけれども、一つもないというふうに言い切る

んですか、どうですか。

○政府委員(高石邦男君) 文部省の所管としております国立教育会館以降につくられたもの、国立劇場、日本学術振興会、日本私学振興財団、放送大学学園、これらはいずれもこの立法例に同じような規定をしてあるわけでございまして。文部省以外の法律関係まで調べておりませんので、そこまではお答えできません。御了承いただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 午前中からの議論は、文部省が所管をする法人についてという限定した議論じゃなかったんじゃないですか。あなたの方の答弁は、法制局の意向もあり、最近の立法例がおしなべていま提案をしているような姿になっているんですと、こういう答弁であつたわけでしょう。

私、調べてみましたけれども、大臣も御記憶だろうと思いますが、昨年の五月、通常国会で成立した新エネルギー総合開発機構、この法案が五月に成立をして、昨年の五月十五日付をもってこの機構が、特殊法人が発足をしておるわけでありますけれども、この特殊法人には運営委員会というものがあつて、理事長当然一人及び七名の運営委員、これをもって構成をして、この開発機構の予算、事業計画、資金計画、決算、こういうものについては委員会の議決事項とするというのを法律の第二十一条ではっきり明記しているわけです。単なる理事長の諮問機関という位置づけではありません、この運営委員会は、最近の政府の行う立法例はおしなべて今回の法案で出しておるような形になっているんですというふうに言つたつて、この論法は通らない。だから、文部省の所管する法人だけこれはもうこういう形で押し切つていく、非常に運営審議会とか評議会とか、こういうものの権限を形骸化をさせていく、理事長の専断的運営に持つていく、こういうやり方にやろうとするのかというふうに疑わざるを得ない。私が出した事例、御承知ですか、この新エネルギー開発機構。

○政府委員(高石邦男君) 承知しております。

それで、具体的な法律の中身を見ないと、ここで推測でいろんな議論を申し上げるのは大変失礼かと思ひますので、少し調べた上で返事をするとすれば返事しなければなりません。少なくとも一般的な運営審議会、二十五人の委員で構成せられるような運営審議会は諮問機関という場合にはそういうことをしているもので、執行機関的な機能を果たす場合にはまた違った規定の仕方をする場合があるかと思ひます。この法案を提出するに当たりましては、法制局の審議を十分重ねた上で出しているわけでございまして、法制局としても、文部省から出してきたこの内容につきまして特におかしいとかどうかというふうな議論は全くなくして、従来の、最近の立法例に従って規定をしようということ、こういう形の条文になっているわけでございます。

○佐藤昭夫君 それでは、次回法制局にも出席をしてもらって、文部省としてもよく研究をして、次回私が提起した問題についての再度明確な答弁をお願いしたいと思ひますが、重ねて申し上げておきますけれども、理事会は理事会としてあるんですよ、この新エネルギー開発機構は、これはやはり同時に、いろんな広範な各界、各層の意見を聞くいわば運営審議会に相当する運営委員会、これは決定権を持つ決議機関だ、こういう形で、単なる諮問機関ではないという、こういう法律上の位置づけをやっている。で、文部省所管の特殊法人はこれはまた別です、こういう論法は通らないんですから、そういう点を含めてよく研究をしておいてください。次回再答弁を求めます。

もう一つの問題であります、いまの質問とも関係はしますが、理事長の権限が非常に大きく、専断的運営が行われていくおそれがあると、こういうことになりまして、それが往々にしてそこで働いておられる職員の方々の生活と権利の抑圧に理事長権限強化ということが結びついていくんじゃないかということがいままでいろいろな例で問題になってきた事柄だと思ひます。

ところで、今回二つ合併するというその組織、この日本学校安全会と日本学校給食会、これそれぞれ賃金を初め労働条件が違ふんですね、私いろいろお聞きをいたしますと。その際に、この二つの組織を統合するというのを通して、いわば労働条件の切り下げがねらわれるんじゃないかというところが職員の方々の中でも大きな不安になっているし、私もその点の心配を感じているわけなんです。で、ゆめゆめそういうふうなことは来さない、文部省としては、もちろんこれはどういふ労働条件にするかという最終的なことは、新しい健康会その理事長ないしはそれに伴う組織が決めになる問題ではあるわけけれども、指導監督の位置に立つ文部省としては、現在の労働条件の後退が起こる、不利益を来すと、こういうことには絶対しないというふうなきちつと約束ができますか。

○政府委員(高石邦男君) 両会の労働条件について差異のあることは事実でございます。そこで統合に当たっては十分な調整を行ひまして、職員にとつて総合的に従来より不利益にならないように考えていきたいと思ひております。

○佐藤昭夫君 開きがある、その場合に文部省の指導方向としては、この統合を通して言うなら条件のいい方へ全体の指導を向けていくと、こういう見地に立つのか、低い方へできるだけそろえようとする見地に立つのか。ゆめゆめ後のような立場にもしも立つということになったら、これはもう重大な問題だと思ひます。労働条件の問題というものは、これは安全会の方には労働組合が現存するわけですが、労働組合の同意なしに一方的に労働条件の変更ということ、これはできないことではないわけですね。だから、そういう意味で労働条件のいい方向へ向けて文部省としては指導をしていくという見地に立つてもう必要があるというふうな思ひわけですが、その点どうですか。

な主張はある程度わかることはわかります。しかし、一般的に公務員全体についての厳しい批判というか、合理化というのを一方において考えなければならぬというふうな状況下にもあることも事実でございます。そこで、われわれもいたしましては、職員にとつて従来より不利にならないように総合的に調整してやりたい、こういうふうなことで、個別の内容については当局と組合側と十分な話しを重ねながら双方の意思がそをしないような形で円満な解決を図って対処していきたいと思ひております。

○佐藤昭夫君 労働条件の後退が起こらないよう総合的によく判断していくということで、労働組合との合意なしに一方的な改悪ということはないという事でいいですね。

○政府委員(高石邦男君) もちろん組合との協議を十分重ねて円満な形で対処していきたいと思ひております。

○佐藤昭夫君 それでは続きまして、今回の法案が行革関連で提案をされているわけでありまして、けれども、そのことにもかんがみて、その背景になつております臨調答申が学校給食問題についてどのように提起をしているか、この問題に関して幾つか質問をいたしたいと思ひますが、言うまでもなく臨調答申は、学校給食を民間委託あるいはセンター化の方向へ、共同調理方式の方向へ、そして臨時職員化などによる職員定数の人減らし合理化、こういうものを提起をしているわけでありまして、こういう動きに対して、栄養士、調理師の皆さん方ももちろんのこと、教員、父母の中でのいわば教育的観点を抜きにしたこういう臨調答申の方向に非常に大きな不安、反対を表明しているわけでありまして、文部省としてはどのように位置づけをしておられるのかということで、これも午前中からいろいろ質問がありましたが、端的に言えば教育活動の一環として学校給食の位置づけをしておられるということですね。

○政府委員(高石邦男君) そのとおりでございます。

して、学校教育活動の一環として学校給食を実施しているのでございます。

○佐藤昭夫君 文部省は、昭和二十九年九月二十八日に文部事務次官名で、「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」という通知を出しておる。その中で、「法制定の趣旨」「法の目的」「学校給食の目標」、こういったものについてかなり具体的に積極的な指示を行っているわけでありまして、もう一回その趣旨を説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 学校給食法制定の際に、次官通達でその通知を出して、この法律の趣旨の説明と、それから円滑な施行についての通達を出しているわけでございます。

学校給食の意義は、端的に申し上げますと、児童生徒の心身の健全な発達に資する、また国民の食生活の改善に寄与するというのを目的として学校教育の一環として実施されているものでございまして、したがって、学校給食の教育目標は、学校給食の持つ教育的価値を学校の教育計画全体の中で正しく認識されて、それぞれの学校で学校給食が円滑に実施されるということを期待いたしまして今日まで進めてまいっているわけでございます。

○佐藤昭夫君 学校給食が教育活動の重要な一環であるというふうな立場は、わが国における法の制定の歴史的経緯から見てもそうであり、また国際的にも、御存じの方が多いと思ひますけれども、すでに一九五一年七月十二日、ユネスコ及び国際教育局が主催した国際教育会議、ここで「学校給食および衣服に関する勧告第三十三号」というのを採択しておる。その中で、たとえば勧告文の中で「多くの家庭における食生活は、栄養学的研究の成果による法則には必ずしも合致していないこと、さらにそこには子どもたちに質量ともに適切で調和のとれた栄養食が必要であるという観点が欠けている場合が非常に多いこと、」を考慮し、「学校が科学的基礎にもとづく栄養食の手本を示すべきであること、」こういうことを述

べて、国際的文書でもそういうことがあるわけでありすが、ところが昨今、臨調答申を待たずしてに幾つか始まっていたわけですが、今回の臨調答申が提起をしていますが、この方向が非常に激しくなっているんじゃないかというのを大変危惧するわけですが、民間委託というのは、いわば食品メーカーが工場をつくって、一つの営利事業として、営利産業として学校給食というものを扱うということにはかならないわけでありすが、そういう意味で、学校給食の持つ教育的意義、教育的価値、これが損なわれていく危険があるんじゃないか。先ほど来文部省としても言われておりますような学校給食の目的に照らして、民間委託という方向は明らかになじまないんじゃないかというふうに思いますが、見解はどうですか。

○政府委員(高石邦男君) 学校給食につきましては、教育的な観点ということとあわせて経費が合理的に能率的な形で処理されるという両方の面が必要になってくるわけでありすが、そこで、学校給食の持つ教育的な価値、教育的な効果、そういうことが損なわれない範囲内でいろんな経費、公費の合理的執行を考えていくというのは、学校給食だけではなくして一般の行政についても言えることかと思っております。したがって、そういう観点で、学校給食の業務自体についても全く従来の方式がすべて完璧であるというふうには言えない点もあるわけですが、もう少し合理化できるものは合理化していくことを考えていかなければならない点もあるわけですが、そういう意味で、学校給食の調理自体につきましては直営によってこれを処理していく。しかしながら、その他の配送とかそういう点については民間委託の導入を図る。また人手をふやすにいたしまして、パートタイムで処理し得るものはパートタイムで処理して、人件費の節約、合理化を図っていくことも考えていかなければならぬ。そういう意味で第二臨調の答申では書か

れているわけですが、われわれの給食を実施する側でもそういう意味に受け取ってこの内容を処理していきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、ただいまの答弁というのは、要約すると、給食の配送とか、そういう特別のものを除いては学校給食は本来学校または学校の管理をするという調理施設部門において調理をするということが、これが適切だと、これが文部省の指導的見解だと。したがって、この臨調答申が言っているような学校給食全体を民間委託の方向へ持っていくという、そういうことについては文部省としては賛成ができない、こういう立場だということですか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和五十六年七月十日における臨時行政調査会の報告で述べられている内容は、学校給食業務を全部民間に委託しろということを書いていないのでございます。学校給食業務については、共同調理場方式ないしは非常勤職員の活用、民間委託等を図りながら地域の実情に即してやってもいい、こういうようなことではございませんので、先ほど申し上げたような対応はこの第二臨調の考えているのと同じであるというふうに理解しているわけでございます。

○佐藤昭夫君 この臨調の答申をいぶん甘く文部省は判断していらるんじゃないかという感じがしてしょうがないわけですが、いづれにしても、文部省としては学校給食は配送とか、そういう特定の部分、これを除いて学校給食の一番基本的部分である食事をつくる部分、この部分はもちろんのこと、基本的に学校給食は学校もしくは学校が管理する施設、そういうところにおいてやるというのが、これが望ましいんだという見解だということですね。

○政府委員(高石邦男君) 学校の調理について単独方式、共同調理場方式がありますけれども、その選択は市町村の責任と判断において選択してもらいたいという態度でいることは午前中申し上げたとおりでございます。そこで、ここでは非常勤職員の活用であるとか民間委託の活用という点

について、そういうことの可能な分野についての活用を図るけれども、給食調理自体を全面的に委託をしていくということまで考えていないというところでございます。

○佐藤昭夫君 角度を変えてお尋ねをいたしますけれども、学校給食の民間委託の実情についてどういうふうな文部省は把握をしておりますか。

○政府委員(高石邦男君) これは、学校給食における外部委託は、五十六年四月に調べたものでございまして、調理業務を外部委託している学校数は七百八十三校、全体の二・六％というような数字になっているわけでございます。

○佐藤昭夫君 七百何校ですか。

○政府委員(高石邦男君) 七百八十三校です。

○佐藤昭夫君 自治省が昨年の三月段階で調査をした資料によりますと、調理部門の外部委託一・三％、いまの文部省の御報告によると、ことしの四月段階で二・六％、やはり年々外部委託がふえていく傾向にあることは否めない事実ですね。文部省としては調理部門については民間委託というのは好ましくない、こういう見解をとっているんだけれども、実際は下部の段階といいますが、市町村のそういう段階へいきますと民間委託がほとんどふえていくという、こういう傾向にある。何かこれに対して、こういう傾向に歯止めをかける文部省の指導的見解、これに沿った方向で学校給食が正しくやられていくような、そういう措置をとってききましたか。

○政府委員(高石邦男君) 給食調理自体について本質的な議論をするといろんな議論が出てまいります。しかし、給食が今日までの歴史の積み重ねで実施してきた形態は、従来、先ほど来申し上げているような基本路線に従って行われてきているわけでございます。したがって、文部省の見解というのはそれだけの市町村においても十分わかっていると思っております。また、地域は地域の実情によって、そういう形で民間に調理部門も委託してやっていると、こういうことが全くな

いと言えない状況であるということもまた事実であります。しかし、それは何々の法律に反するかというところには実は問題のむずかしさがあるというふうには思っているわけでございます。

○佐藤昭夫君 この文部省からすぐ近い、東京に近い千葉県柏市を初め、幾つかの自治体で中学校の副食をそっくり仕出し弁当屋に出す、こういう事例とか、郡山市では中学校、この市全体がこれを民間に委託をする、こういう傾向になっておるとか、大阪などでも調理部門だけをこっそり民間に委託をするという、こういう例も出てきているという状況であります。私京都ですので、京都の府立山城高校定時制、働きつつ学ぶ高校生を対象とする学校であります。ここがすでに学校給食を始めて二十年を超える歴史を持っているわけですが、最近、京都府と京都府教育委員会、ここから、これを民間委託するという問題が提起されてきて、非常に大きな論争になっているという状況であります。高等学校夜間定時制を対象とする学校給食についても、先ほど来文部省として確認をされておる、基本的に民間委託はなじまない、こういう見解でしようね。

○政府委員(高石邦男君) 高等学校についてはいろんな形態があるわけですが、これは昼間の学校で食堂を持っている学校があります。で、食堂は、むしろ民間の委託で食堂が開かれて実施されている、子供たちはこの食堂を利用しながら食事をしていくというふうな形の学校も県立の普通全日制の課程にはあるわけでございます。したがって、高等学校の段階にいきますと、小中学校とやや若干の趣が違ふかと思いますが、定時制も小中学校のような形で処理されているのが大部分でございまして、県によりましては、全日制高等学校が食堂を民間に委託しているのだから、給食も委託をしていいんじゃないか、どこがどう悪いんだと、じゃ昼間やっている給食も全部直営でやらなければいかぬのかと、こういうような議論になります。そこまでは言えないというふうなことではございまして、これらの判断につきまして

は、それぞれの団体、市町村、府県において、最も児童生徒の観点に立った措置で処理されたいことを考えていただきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 答弁の趣旨がどうもあいまいでよく私理解できないんですけれども、昭和四十五年の保健体育審議会の答申、この答申の中で、いわば夜間定時制、これを対象にして提起された内容だと思えますが、「夜間という特殊な教育条件と勤労青少年の健康管理面を考慮すると」、「生徒が栄養のある内容豊かな食事をとることができるよう今後いっそうその普及を図るべきである」というふうに述べておられるわけですけれども、こうした夜間定時制に対して学校給食の一層その普及を図るべきだと強調しておられるという立場からいって、夜間定時制における給食を民間へ委託するということとは、やはり好ましくないというのがこの昭和四十五年保健体育審議会答申の精神じゃないか、この答申の精神からいけばそういうことになるのじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○政府委員(高石邦男君) ここで述べております夜間の定時制高等学校における給食については、給食の内容の充実、普及の充実ということを積極的に進めるべきであるというように述べてあるわけでございます。給食の調理の形態までこの「高等学校における学校給食の普及」というところでは述べられていないわけでございます。しかし、先ほどから申し上げておりますように、文部省の今日までの考え方は、調理について直営でやるのが望ましいという立場をとってきておりますが、じゃそれ以外の一切のものは違法であるとか不適当であるというようにことまでは断定できないという内容でございますので、それその市町村の良識ある判断によって給食の実施の形態はとっていただきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 もう一遍確かめますけれども、どういう給食の形態をとるかということについて、学校直営のそういう形以外は違法だとか、そういうふうには断定、きめつけることはできないけれども、文部省の今日までの見解からいけば、小中学校ももちろんのこと、高等学校夜間定時制の給食についても、学校直営でやっていたのが教育的には好ましいだろうというのが文部省の指導の見解でということですね。

○政府委員(高石邦男君) 従来の取り扱いは、そういう方針でできているわけでございます。

○佐藤昭夫君 そこで、小中学校の給食と、夜間定時制高校の給食とは少し状況の違いがあります。小中学校は土曜日も給食なしと、夜間定時制高校は土曜日も含めて六日間毎週行うというのが原則でありますし、しかも、いま御質問をしておられます山城高校の例について言えば、すでに早くから週四回の米飯給食を実施をしておいたということ、現在の調理員の配置基準ですね、これは小中学校の配置基準と高等学校の配置基準と同一の基準でいくということは、少しく妥当でないんじゃないかというふうに思うんですが、その点どうですか。

○政府委員(高石邦男君) 配置基準につきましては、小中学校と同じでございます。

ただ、勤務時間の関係でいいますと、土曜日をやるやらないの給食の実施の面から言えば、そういう議論はできるかと思いますが、公務員全体の勤務時間の観点からいいますと、同じ勤務時間の中で処理をするという形で仕事をしているわけでございます。

○佐藤昭夫君 どうでしょうかね、繰り返ししてお尋ねをするわけですが、小中学校の場合、これは全国的には週三回米飯給食ということになった時点で、調理員の基準の増員の問題について見直しをやるという、こういう動きになってきましたね、そうじゃありませんか。

○政府委員(高石邦男君) 米飯給食の導入に伴ういろいろな人手の問題というのは出ているわけでございますので、そういう実態を見た上で検討するということでございます。現在のところまだ週二日までの定着が完成していないという段階でござい

ますので、いま直ちにどうこうするということを考えているわけではございません。

○佐藤昭夫君 とにかくこの米飯給食の回数が、週当たりの回数がふえれば非常に労働密度、労働強度がふえてくる。したがって、調理員の配置基準についても見直しが必要になってくるんだという、このことはお認めになりますか。

○政府委員(高石邦男君) 仕事があれば合理的な配置を考えていかなければなりません。ただ全体的に公務員の数をやささないというふうな方針が、全体の方針としてとられていた場合に、人をふやしてそう対処するか、ないしはそういうものについての民間委託を導入するか、非常勤のパートタイマーを利用するか、そういう工夫はおのずから選択として迫られてくる課題であらうと思ふんです。したがって、業務量がふえるから定数をふやすというふうに簡単にいかないわけでございます。

○佐藤昭夫君 そうすると、この段階でも、実際にこの学校現場の現状は、米飯給食がふえてくるそのことに伴って調理員の人数の労働は大変きつくなってきていると。しかし、いまのこの臨調、行革、人減らし、この関係で人はふやすことはできぬという、こういう文部省は非常に冷たい態度なんですね。もっと職場のそういういろいろな苦しみ、心を配って、いろいろむずかしい困難なことはあろうけれども、そういう中でどうやって労働条件の改善を図るかという問題について検討する気持ちはないんですか。

○政府委員(高石邦男君) 文部省が冷たいというよりも、国家公務員、地方公務員を通じて、公務員の増員については厳しい批判にさらされているのが今日の状況下であるわけです。そこで、一方においては労働量がふえるということになれば、その打開策としてパートタイマーの活用というのを考えて対応していくことを考えるべきであって、すぐそれを増員に結びつけて検討するということに考えるのはいかがなものだろうかというのを申し上げているわけでございます。

○佐藤昭夫君 どうもいまの答弁では納得できませんけれども、時間の関係もありますので次の問題に進みたいと思ひます。

この学校給食の形態をめぐって、きょうも他の同僚委員からこの共同調理方式、センター化の方向の問題点についていろいろ質疑が行われてきたところでありますけれども、まず現在、この共同調理方式、共同センターというのはどれくらい進行しているという把握ですか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和五十五年度で申し上げると、単独校方式が五〇％、共同調理場方式が五〇％でございます。なお、四十六年からの推移を見ますと、四十六年当時で申し上げますと、単独校方式が六二・九％、共同調理場方式が三七・一％ということで、共同調理場方式がふえてきているわけでございます。

○佐藤昭夫君 そういう現状にあって、そこで果たして学校給食についての自校方式、それと共同方式と、一体どちらが教育的にふさわしい方式なのかということについてはどうもとも言えませんが、その問題についてはもう自治体の御判断に任せていくんだという、こういう答弁です。同僚委員の質問に対して始終をしておたというふうな思ふんですけれども、内容的に私も少しいろいろお尋ねをいたしたいと思ひますが、自校方式を共同調理場方式にかえることによって、この食事内容は非常に単一的な方向へ進むのか、変化に富んだそういう食事内容に変わっていくのか、どういうふうに見えていますか。

○政府委員(高石邦男君) 食事、調理、食事内容自体については、共同調理場であろうと単独校方式であろうと、年々改善、充実していくべきだというところで、それそれが調理の段階で工夫をしていくわけでございます。したがって、共同調理場だから食事内容が多様化してないとい概には言い切れないというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 そういう把握をされておるから、もうどっちでもいいことなんですかという判断が生

まれてくるんじゃないですか。それは自分の学校でつくる場合と、何力校か一緒になってばんと一括でどこかをつくる、こういう場合と、食事のメニュー、その内容がどっちがその学校や地域の実情に即した豊富なものがつくられるかといえ、これは自明な問題じゃありませんか。あえて私から言うまでもないと思うんですけども、この共同調理方式では運搬に非常に時間がかかるということもあるでしょうし、大量のものを短時間でつくらなくちゃならぬ、そういう点からいって、どうしたっていろいろな学校の希望に基づいてメニューを変えて共同調理場で調理をするということとは、これは事実上できないことだろうと。どうしても大量一括処理ですから、そういう点で加工品や冷凍食品、こういうものを多く使わざるを得ないようになってくる。こういう意味から言って、どうしたって画一的な食事の内容、メニューの内容にならざるを得ないというふうになんが考えたってそう思うと思うんですけども、なぜあんなふうにならざるを得ないのか、何か文部省として具体的に調査をした、その結果に基づいてのあなたのたのみの回答ですか。

○政府委員(高石邦男君) 学校でつくるから、おいしくてメニューのたくさんある献立ができるというふうには一概に言えないわけです。と申しますのは、共同調理場の方式にする場合に相当新しい機械を積極的に導入するわけです。単独校ではなかなかそれまでの新しい調理器具を入れるということが非常にむずかしいけれども、大型化していくためにその作業能率を合理化していくということ、調理器具を非常に積極的に新しいものに取替えていくということも考えるし、それから、給食の毎日の児童生徒に対する献立も、共同調理場であろうと単独校であろうと、同じ形態でやっているところは、一つの同じ献立で給食を供するというような努力をしているわけです。したがって、共同調理場は共同調理場なりに、単独校でやっていると同じぐらいの中身をつくり上げる、ということでの機械の合理化をやったり、いろいろな食材料の手当てをやるといふ努力をしているんであって、共同調理場のものはまずくて、単独校のものがおいしいというふうには思っていないわけでございます。

○佐藤昭夫君 私は、おいしいか、まずいかの問いをしたわけじゃないんですよ。私の問いは、どっちが子供たちにとって豊富な多様なバラエティに富んだ、そういう食事が用意されるか。これはもう改めて言うまでもなく自明の問題じゃないかと言ったけれども、いやどっちもどっち、そんなもの努力すれば同じことだというふうになんたは言う。しかれば、それは何か具体的な実情の調査をしてその結論に達したのか、調査をやったんですかと、こう聞いています。それをあなたはずりかえて――そのうまいかまずいかの議論もありましよう。ありましようけれども、そのことを聞いているんじゃない、私の聞いていることにちゃんと答えなさい。

○政府委員(高石邦男君) 一般的にそういうことが言われるので、給食を実施するいろいろな栄養士の研究会であるとか給食研究会では常にそういうことのないようにと、単独校でつくられると同じものを学校で提供できるような体制をつくるというところを力をつけて今日まで努力してきているし、関係者は、そういう方向での努力を積み重ねているというのを常に研究会等でも報告してきているわけでございます。

○佐藤昭夫君 調査に基づいての結論だということとはあなたの口から一言もない。そういういろいろ栄養士、栄養職員の人たち、調理師の方々がそういう努力をなさっているはずだろうから、努力すればどちらも同じことだということあなたの理屈の答弁があるだけだということですね、何遍聞いても同じです。

もう一つ、二つ目に尋ねましよう。この自校方式とセンター方式と、食中毒など、こういうものの発生率がどっちが高いかということの調査をしたことがありませんか。

○政府委員(高石邦男君) 文部省自体として調査しておりませんが、厚生省の調査によりますと、単独校、共同調理場における発生傾向は全く同じ傾向を示しているということで、差はございません。

○佐藤昭夫君 それは、そういう結論を出す根拠資料、何を根拠資料にしていますか。

○政府委員(高石邦男君) これは、年度によって単独校、共同調理場の状況が報告されております。比率で申し上げます。五十一年度、単独校〇・五、共同調理場〇・二。五十二年、単独校〇・四六、共同調理場〇・三七。五十三年、単独校〇・三三、共同調理場〇・三五。

○佐藤昭夫君 いまのその数字、何の数字ですか。

○政府委員(高石邦男君) これは、学校給食関係食中毒の発生状況の推移の調べでございます。五十四年度発生率、単独校〇・二四、共同調理場〇・三九。年度によって単独校がよかつたり共同調理場がよかつたり、ならしてみるとほとんど変わらない、こういうことでございます。

○佐藤昭夫君 あなたがいま引用されておる、その数字をちょっと資料としていただきたいと思うんです。

私がいろいろ調べておるところでいきますと、単独校と共同調理場、この中毒発生件数というがある。年度によっては五倍ぐらい共同調理場の方が中毒の発生患者数が多い。ただ、この患者数という点で見たのでは比較が妥当でないという、こういうこともあろうかと思えますけれども、中毒が発生をした箇所、これで見ていきますと、単独校の最近約九年間の平均ですけれども、単独校の場合には八十三・四カ所に一件中毒が発生をする。共同調理場は二十七・〇カ所に一件中毒が発生をしておる。こういうことで、この発生率が共同調理場が約三倍だと、こういう数字になつてい

るわけです。これは厚生省からいただいております数字をもとにして割り出した私の計算ですけれども、一遍この点は、本日はペンディングにして、さらに一層はつきりさせたいと思うんですけれども、私の計算では大体そういうことで、約三倍共同調理場の方が中毒が発生をしておるということになっておるんです。

もう一つお尋ねをしますけれども、この費用の面です。この共同調理方式、これは安くつくというふうにとにかく宣伝をされておるわけですから、私の調べたところではむしろ高くなつてい、こういう例もたくさんあるということですが、文部省として調べたことがありませんか。

○政府委員(高石邦男君) 比較して研究したことはございません。

○佐藤昭夫君 じゃ、それをひとつ概略御説明願いたい。

○政府委員(高石邦男君) これは小学校の例を単独校方式、共同調理場方式について申し上げます。これは五十五年五月に調べたものでござい

ます。調理員一人当たりの児童生徒数、これは単独校では百七十七・三、共同調理場では二百六十四です。それから、一人の調理従事員で賄っている児童生徒数は単独校では百七十七、共同調理場では二百六十四ということになるわけでございます。そういうことで、人件費につきましては単独校よりも共同調理場の方が経費の面で見ますと合理的な形で処理されていると、こういうことでござい

ます。

○佐藤昭夫君 人件費について言えばという前提がついていましたけれども、共同調理場にいろいろな設備投資が要りますね。それから、ボイラーなんかも大型のボイラーが要る、当然たくさんつくるわけですから。そういうものの全部含めての調査をしたことありますか。

○政府委員(高石邦男君) まず、施設設備を各学校に単独に整備した方が安上がりか、共同調理場をつくって供給するような形にした方がいいかと

第六部 文教委員会会議録第六号 昭和五十六年十一月十二日 【参議院】

二七

いうことでございますが、これはその共同調理場が何校分を処理するかという校数にも関係するわけでありまして、一般的に私の方では、共同調理場の施設費、設備費が、各単独校でばらばらに置かれるよりも合理的に安く上がった施設設備であるというふうに考えているわけでございます。また、光熱水費も同じようなことが言えますので、各単独校で光熱水費を使うのが合理的か、共同調理場が一括してまとめてつくる方が合理的かということになると、共同調理場の方が光熱水費も安いと。ただ、先ほど議論がありましたように配送費がかかるわけです。ですから、配送費の分についての計算を少ししなければなりません。そういうことを含めても一般的に共同調理場方式がふえていくというところは、市町村においてはそこの方式が経済的に合理的であるという選択をしてこういう傾向を示していると、こう理解をしています。

○佐藤昭夫君 先ほどあなたが言ったのは、少なくとも配送費は含まれていない。それから、いろんな設備費とか、運営上のこの光熱水費、こういうものは共同調理場の方が安くなるはずでという、こういう話ですね。それについても先ほどの問題と同じように、実際に調べて現にこういう数字になりますというのをあなたの方が説明をしているわけですね。いずれにしても、あなたさつきから説明をしているその資料をひとつ資料としていただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 資料は差し上げます。

○佐藤昭夫君 もう一つですけれども、この自校方式と共同調理場方式と比べておしいかまうまいかという話がありました。それに大いに関係をする問題だと思ふんですけれども、食品の鮮度、新しさ、こういう点ではどうなるか。これはもう論ずるまでもないことだと思ふんですけれども、どちらも同じと言ふんですか、それも。

○政府委員(高石邦男君) 食品の鮮度は共同調理場の方がまさっていると思われまふ。と申しますのは、一括購入して、共同調理場は冷凍庫である

とか低温倉庫とか、そういうものを付設しているのが大部分でございます。したがって、物品の管理につきましてもそういうことを十分配慮して処理しているわけでございます。単独校についてはそこまで整備することは、必要なことでございますけれども、実情はそこまで整備されていないということも考えれば、鮮度のいいものが一括購入されて共同調理場で料理されている、こういうふう

に理解しております。

○佐藤昭夫君 もう何をかいわんやという感じがせざるを得ないようなあなたの答弁だと思ふんです。

共同調理場はたくさんものを一緒に一時にくらなくちやならぬということ、事前にどかっ

と買込みをしなくちやならぬという、そのこと

もあるでしょうし、それから、これは少しく研究をされたら明白な問題だと思ふすけれども、たとえば零度以下の低温に保存をしたような食品です。ね、こういうものは細胞組織にいろんな形でプレッシャーがかかる、そういうことによつて、たん白質ともある結合水が分離をして、なかなか常温に戻してもとの新鮮さに戻らないというの、これは常識の問題であるわけです。あるいは野菜にしろあるいは魚介類にしろ、収穫後できるだけの短時間、これが鮮度を保持する上で適当だということですから、あなたは大きな調理場の方が新しいものを買ひ付けできるんだという。しかし、それこそ自校方式、共同調理場、努力の問題ではありませんか。そういうことで、トータル

の結論として共同調理場の方が新鮮なものが食べられるんではないか、そこへ結論を落としていくというやり方はもう独断ではなほだしいと思ふんです。

私、四つほどの判断の目安になる問題を出しました。一体本当に子供たちの喜ぶ、教育的にも楽しい学校づくり

に役立つといふようなバラエティのある多様性を持った給食が、自校方式とセンター方式でどっちが一体ふさわしいのかというところ、あるいは食中毒の発生率という点から見て

も、いまの食べ物の新鮮さというそういう点から見ても、あるいは値段の点で、非常に不完全なそういう数字をもとにして共同調理場の方が安くつくでしようというところを言ひ張る。こういう点で、あなたの答弁というものはもう全く独断に満ち満ちていると、こう思ひざるを得ぬわけです。これは一遍、いろいろ資料を出していただくことになりましたから、あなたが論議としておる資料をもとにして、この次、私の方からそれに対しての論議をいたしましょう。

そういうことで、これ以上この問題は続けませんけれども、各自自治体の選択をなさる方向だ、この言ひながら、結局文部省としては共同調理場の、この方向をどんどん推し進めよう。そして、みずから掲げた学校給食法の目的、あるいは何回か文部省として出してきたという通知、通達、この理念を自分から掘り出すようなやり方をあなたが先頭に立ってやっているんじゃないかというふう

に思ひざるを得ないわけですね、これは。というところを強調しておいて、あと残っている時間、もう一つ別な問題をお尋ねをします。

全国学校栄養士協議会というのがあります。これは学校栄養職員の方々が任意に加盟をしておられる団体ですけれども、全国組織ですが、その設立二十周年記念事業というのが行われる。その内容は、全国統一献立による学校給食、要するに全国同じ献立、メニューによる食事をつくつて、これを一斉に全国の学校でばつと子供たちに食べ

てもらう、こういう記念事業なんです。この記念事業に文部省が後援をしております。それで、御丁寧に文部省の各都道府県教育委員会へ出ておられます高石体育局長名による通知ですけれども、このいまの「社団法人全国学校栄養士協議会では文部省の後援により、別添実施要領により全国統一献立を実施することになりましたので、関係者の協力方について特段の御配慮をお願いいたします。」というところで、究極は各都道府県、市町村教育委員会あるいは学校、ここが採用するかどうか決めることだから強制するわけにはいかぬとい

いうことを、まあ当然のことを踏まえつつ、しかし、ひとつ特段の協力をしてやってほしい、できるだけ各学校でやってほしいと、こういうわけですね。

それで、なぜこれが別添要領にも書いてあるように、全国統一献立というのが「学校給食の意義を徹底し、感謝の気持ちを育てる」ということになるのかということですね。先ほど来る聞いておりますように、給食というのは自校方式が好ましいと。それは、できるだけその学校の実情に沿つた多様な楽しい学校づくり、学級づくりに役立

ていくような給食、こういう教育的な観点からそういう見地に立ってきたと思ふんですけれども、なぜこれを文部省としてどんどん後援をしていこうという、こういうことになるんです。

○政府委員(高石邦男君) 今回の学校栄養士協議会の統一献立は、きわめて有益、有効な事業である、このいうふう

に考えたわけでございます。

○佐藤昭夫君 私は、何もカレライスに恨みがあつて言うわけじゃないんです。しかし、たとえば学校給食という制度が始まった何十周年を記念してひとつ記念事業をやろうというわけじゃないんです。学校給食の職員の方々がつくっておる団体の、その団体が発足した二十周年という形で、しかもその内容が一斉にカレライスを子供たちに食べさせようという、これをなぜ文部省が後援をしなくちゃならぬか。そこに教育的意義があるのか。

逆に聞きますけれども、学校教育に携わつておる一定の職種の人たちが団体を一つつておると、そのかなりの相当部分が加盟をして。これも栄養士の人、全員加入じゃないですかあつておるけれども、そういう学校教育に携わつておる人の相当数が加盟をしておる団体が、わが団体のこととして二十周年だ、ことし三十周年だ、こういう場合に、まさか文部省が全部それを後援するというわけじゃないですね。

○政府委員(高石邦男君) 社団法人全国学校栄養士協議会、この協議会は自分たちの研修、資質の向上をみずから図るとともに、あわせて社会的な公益的な事業も展開したいということで、この人たちが日本の学校給食に携わつておる人々、この事業を展開し、PRをしていく。そのこと自体は決してとがめられるべき筋合いのものではないわけでございます。そして、今回この事業の一環、設立記念日をやつたわけではなくして、この二十周年の記念事業の一つとしてこれを取り上げたということ、民間の任意団体としては大変珍しいことであると。むしろ、公がやるべきぐらいのことをこの団体がやってくれたというふうになんか感激いたしまして、この後援を積極的に進めていくことにしたわけでございます。

○佐藤昭夫君 聞き直つた言い方をしなさんなよ、私の聞いていることにも答えぬと。

この学校栄養士協議会が、この団体が自分のところの独自計画として二十周年記念事業をいろいろおやりになることは、これは自由でしょう。し

かし、文部省がそれを後援するというその論法をもつてすれば、それならばこの学校の何がしかの教員、事務職員、養護職員等々以下、それから学校のお医者さん、歯医者さん、いろいろな職種があるでしょう、学校教育に携わつておる人たち。そういう人たちの加盟をしておる団体の、わが団体が発足をして二十周年、三十周年というすべてを文部省は後援をしておるわけではありませぬ。しているわけじゃないと。そこで、たまたまこの栄養士さんのこの団体が二十周年記念事業の一つとして一斉にカレライスを食べてもらおうと、こういう計画があるという、これを文部省として特段に後援をしていく。すなわち、積極的にこれをひとつ後押ししていくこと。で、教育委員会や学校はひとつこれにうんと協力をし

てあげてほしいと、こういうふうにしていくというところは、事実上一〇〇%これがやられるということを望んでおるわけでしょう。ということ、は、この給食のメニュー、内容が、一斉に全国画一的に、何月何日——まあたし書きでは、都合が悪い場合にはその一週間の前後ではかの日でもよろしいと、こう書いていますけれども、全国一斉に同じ献立でばつと子供に食べさせるという、このことが教育的にいいことだと思つておるんですか。私はそう思わない。学校給食というのは、やっぱり学校の実情に即して、親や学校の先生、教職員の方々の意見に基づいて、どういうメニューをわが校の子供たちが喜ぶだろうかという、これをよく判断をして、それぞれ独自性を持ったメニューで学校給食がやられるという、これが一番望ましいことだ。画一的な形は決して望ましくない。そんなものは百害あつて一利なしというふうには私は思つておるんだけれども、教育的に意味がある。栄養士さんに感謝するということ意味じゃないですよ、教育的に意味があると言ふんだから、その意味を言つてもらふなさい。

○政府委員(高石邦男君) 公益法人である財団法人とか社団法人がいろいろな事業を興す際に、その事業として文部省後援とか各省の後援を求めている

くということばざらにあることでございます。そこで、その際に文部省が後援をすべきかどうかという判断をするわけでございます。で、今回の判断につきましては、同一の献立で、しかも米を利用した同一の献立で全国一斉にやられる。そこに注目されるわけでございますから、その注目が学校給食を全国民が理解する大きなアクションになるということで、きわめて教育的であると考えまして後援したわけでございます。

○佐藤昭夫君 文部大臣にいまの問題で尋ねをしますけれども、大臣はこの計画を、この計画というか体育局長がこういう通達を出したと、このことについて事前によく御存じの上で、これはいいことだというふうな判断をされたのか、それとも後から聞いて、そうかということになってしまったか。で、あわせて私は、文部大臣ずっと聞いていたにございまして、結果的に画一的な学校給食メニューを全国に押しつけていくことになるような、そういうものは教育的にふさわしくないというふうにお考えにならないのか、文部大臣にお尋ねします。

○國務大臣(田中龍夫君) 私は、この計画についてはただいま先生との対話において知つたわけでございますけれども、しかし先生がいろいろとお話の中で、この点はひとつ、別に全国カレライスを一つをつくるというわけじゃないと。むしろカレライスを一つをつくるというわけじゃなくて、むしろ先生がお聞きになりました中におきまして、まだ学校給食というものの普及率が一〇〇%に達していない。われわれは何とかしてこれを全国にやらないといふことと、もう一つは米飯給食といふものをもう少し普及したいという、そういうふうな、事務当局として善意に基づく国策として推進したと私は考えます。この点はひとついい意味でお考え願いたい、こういうふうにお考えおそれからまた、この統一的な給食のあり方とい

うことにつきましては、先ほども宮内省の委員のときにお答えいたしましたんで、文部省といつてはむしろ統一給食という問題等につきましましては、やはり地元教育委員会その他、地元の方々の御意思に基づいて考えていかなきゃならぬのだと、こういうふうな考え方をありまして、集配業務といったような問題が、これはなかなか広域になりますとむずかしいという点におきましてはやむを得ないと考えますけれども、その点は、むしろそういうふうな一面一性については別個な立場をとつておるわけでございます。その点はよく御理解いただいていると思つております。ただ、学校給食という問題が、先ほど来お話がございましたように、経済性とか合理性とかという点になりますれば民間業者に委託するというような結論が出がちな感じがしますが、われわれが今朝来申しておりますのは、むしろ教育的な立場に立つて、そういう意味で学校給食の意義、またそこに子供に対する精神的な教育という意味における学校給食を重視いたしておるのでございまして、御議論がただ経済性ということになりますと、やはりそれは大量に仕入れ、また設備の完備した工場のような炊飯場で炊飯するという方が、それはいいことは当然でございます。ところが、むしろそういうことよりも、もっともつと生徒と先生あつては父兄といふふうなもの、心のつながりとしての給食といふことを特に私は考えたい、こういう気持ちでございましてことを申し上げます。

○佐藤昭夫君 いまの文部大臣の御答弁で、前段、私のきょうのこの質問で初めて知つた、こういうふうにおっしゃつておつた。そして、後段の方で、学校給食というのは自校方式が望ましいのだといふことを言われておる。もっともだと思つたわけですが、またそのことを私も主張してきつたわけですが、後段で言われておるそういう見地に照らして、私は今度の全国統一カレライスというのは、教育的に見てどうかということを思いますので、文部省でもう一遍よく検討してほしいと、これについては。一たん後援と

いう通知を出してしまつたからというメンツにこだわるんじゃないくて、本当に教育的な立場というのはどういう立場かという角度から検討をお願いしておきます。

○小西博行君 健康会法案が、先日来かなりいろんな分野から審議されているわけでありますが、私はぜひともこれだけは聞いておきたいということとを要点をしぼって質問させていただきたいと思っています。特に、今回の健康会法案というのは、行革の一環としてその意味を大きく持っているというふうに私は考えます。私自身行革の委員の一人でありまして、行革のいろいろな審議内容につきましても、出席をしていろいろ議論してきたところでございます。そういう意味からいいますと、どうやら各委員の質問を聞きながら、どうもこの行革の本質から少し外れているんじゃないかというよりは、むしろ余りメリットがないんじゃないかという感じが実はますます強くなっているわけがあります。

健康会法案の趣旨というのは、もう何回も答弁していただきましたように、児童の心身の健全な育成というところが私は大変大切じゃないかというように考えているわけでありまして、そういうような意味で実際の実態、過去長い間安全会あるいは給食会というのをやってきたわけでありまして、そういう意味では、これらが本当に今日大変大きな成果を上げているのだ、さらにこれを一つの法案にまとめてもつと成果を上げていくのだ、その辺の実態をひとつ報告していただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) この両法人の統合によりまして、統合した後に一層の効果を上げるような体制で仕事をしていかなければならないと、こう思っております。したがって、いまの時点でまだ統合をして具体的に動いていませんので、その具体的な事例を挙げての説明が非常にむずかしいわけですが、気持ちとしては、統合の時には児童生徒の健康に関する増進のために役立つような事業を積極的にやっています。

たい、こう思っております。

○小西博行君 いや、前段の部分は、健康会法案はまだ通過してないわけでありまして、そのことは別にいたしまして、いままでもうすでに二つの安全会と給食会というのが長い間やられていた。そういう意味で、それをやり出してこういういいメリットが出てきているのだという、その辺の実態をお話し願いたいんです。

○政府委員(高石邦男君) まず一つは、子供の体位の向上ということ。戦後、給食が行われ、あわせて一般の食生活も非常に改善されたので、子供の身長とか体重、胸囲、座高、こういうような指定統計で出ている児童生徒の体位の向上は非常に著しいものがあります。これは、明治の初めから戦前の状況の比率よりも、戦後のそういう状況の比率の伸び率というのは、きわめて際立った成果を上げているということは具体的に統計数字で明らかでございます。

それから、学校の安全会につきましても、給付事業を始めるようになりまして、学校管理下における事故というものの減少という一層原因分析を圖つて、こういうことで事故が起きるから、こういうことは再び起きないようにといういろんな指導事例なんかをつくって学校に送付する、そうしてまた、それをもとにして学校における安全教育を徹底させるということで相当な成果を上げてきていると思っております。

○小西博行君 どうしても、この審議の中でなぜ健康会法案としてまとめるんだらうかということと、それは論点になるんじゃないかと思うんです。それは恐らく実績はまだないわけですから、何か予測があると思うんです。その予測というのは、先ほどもいろいろ委員の方から質問があつて答弁していただきましたが、人数がある程度減るとか、あるいは内部的には多少の人事交流とかいうようなものがあるんじゃないかというふうに考えるわけですが、何か予測メリットというものを出すような考え方というのは中

にないんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 一つは、子供のそういう学校管理下における災害、病気、それと食事、そういうもののかかり合いをもっと密接に展開できるというのが一つあると思うんです。それから、学校給食会がいろいろな物資の取り扱いを行つておりますが、現在の形ではいかどうか、そういうことを考えながら、より一層児童生徒の立場に立つて低廉で合理的な価格の物資の供給体制、そういうものができるようにしなければならぬでしょうし、そういうことを考えるわけでございます。

○小西博行君 政府の考えていることに対しましては、放送大学もそうございましたが、将来の大きな大勢としては、やっぱりいろいろな問題があらうともやらないかぬということであれは通過した問題だというふうに私は考えているわけですが、そういう意味では、せっかく健康会という一つの法案を通過させて新しいものにまとめようというふうになさっているわけですから、そこに何かもう少し具体的な方向性というんでしょうか、これ私、もつとすばつと出れば、大変委員の皆さん方もよく御理解願えるんじゃないだろうか。恐らくそれぞれの委員の方は大して変わらないんだけれども、そのうちに何か新しいものが出てくるんじゃないだろうかという期待のある方は賛成されているんじゃないか、そのように考えるわけですね。その辺のところはもう少し大臣、局長さんだけに答弁してもらつたのは気の毒です。それから、何かもう少し具体的な御意見ございませんでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) ありがとうございます。この健康会の問題は、私はこの児童生徒の体位向上なりあるいはまた学校傷害、災害といったようなもの、これを一つの公約数をとつてまいります。それから健康会というものが浮かび上がつてまいりますが、何せいまのところは、この二つの違った沿革によつてできましたものが合体したということを決めただけでありまして、今後これは前向きに物を考えてまいります場合には、こ

の相共通の点を持つております二つの団体が、さらに理想に向かつてもう一歩前進していかなくちやならない私は足場になつておるんだ、そうしてまた、先ほど来それならばその理想とするターゲットは何なんだという御質問に對しましては、まだそれをいろいろと論ずる段階でもないわけでありまして、御承知のゼロシーリングの中において、概算要求もこれから一層厳しさを増すであろう客観情勢下におきましては、今回健康会法を通していただいて、さらにわれわれを御鞭撻いただいて、もつとより一層教育的な効果を持った児童生徒の健康管理という面に一歩前進してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小西博行君 なかなかやっぱり具体的な御意見が聞けないような感じがいたしますけれども、ただ私は、この教育行政、この法案にいたしましては、もうそれだけでも、単独ではこれ存在するはずがないという考え方を持っておるわけです。つまり教育というのは、現在の問題からいいますと、どうしても非行とか、あるいは校内暴力その他、こういう問題が何とでも大きな私はターゲットじゃないかというふうに考えているんです。そういう意味で、前々から何とかしてこの非行問題、暴力問題を解決できるような一つの方策というものを文部省の方が示してほしい。各先生方というものは、どういう方法をとつたらいいんだらうかということで大変悩んで、試行錯誤されながら、それぞれの自分の経験なり、あるいは知識でもつてやっておられる。しかしなかなかいい成果が上がりません。

この間、実は高木先生の方から大変いい質問が出たと思うんですが、いわゆる先生と生徒と、一つの給食というものを媒体にしまして、コミュニケーションをよくすることで図っていく。そのことが、ひょつとするとその校内暴力とか非行を食い止められるんじゃないだろうか、こういうような、実は御意見もあつたような気がするんです。しかし、私が考えますのに、何かしら一つの問題だけに非行、暴力という問題をすぐまた結びつけ

てしまうという悪い癖もあると思うんです。そういう意味では、この前から筑波大学の森本先生の論文じゃございませんけれども、教科書がすべての非行問題の原因であるというふうな書き方されている。それと同じように、私はもう少しきょう三角局長も来ていただきましたが、全体の中で何が一番大きな問題なのか。先ほど申し上げたのは、私の場合は非行、校内暴力という大変大きな問題があると思います。その問題に対して、給食をやることによってコミュニケーションを図っていくことがどの辺の解決の位置づけになるんだらうか、こういうことをお互いに確認しながら一つの行政というものを進めていかなければ、私は問題が残るというふうな感じがするわけです。そういう意味で、どうもこの校内暴力とか非行問題というの、まだまだ私はその解決策というのは見つけていないような実感がするわけですね。そういう意味で、これは大変ちよつと法案から外れているかも知れませんが、ぜひともその辺を三角局長の方から、できればこの給食の關係に対してどういうふうにお考えかということも含めまして御答弁願いたいと思います。

○政府委員(三角哲生君) 給食の關係ですと、私よりも高石局長の方が専門家ではございますが、お尋ねでございますので、若干私見を申し上げることにさせていただきますが、やはり体育局の方では、学校給食というものを、生徒の自律性などを培う観点から、計画的に導入することによって生徒の非行を放散することに成功したという事例なども聞いているようにございまして、私もやはり、給食というのとはただ空腹をいやすというだけの問題ではございまして、当然、給食を通じての生活指導というものがあろうと思っております。

戦後、アメリカからいろいろなことを学んでやってきましたものいろいろございまして、給食の場合も私の知っておる範囲では、前に県で英語の先生をしていただいた方が留学をしまして、そして

頼まれてアルバイトに給食の指導の仕事をやりました。それで、ちよつとやめる方がおりました、それは年配の御婦人だったそうでございまして、どういうふうな給食の間じゅう子供を指導するかという、あらゆるノウハウといえますか、そういうのを伝授を受けて、外国人である日本人がアメリカ人の子供の給食の指導をやったということを承りました。その際も、非常にそれはきちんとして厳しい指導をその地区では行っていたということも聞いたわけでございまして。

結局、要するに食事というものをどういうふうに行儀よく、そして、しかもなごやかに進めるかというところが基本のようでございまして、むちを持って、そして背筋が伸びてないような子供があらますと、そこで大きな声を張り上げて机なり何なりをむちでたたいて指導するということなりでございます。半面は非常に動物的な必要な行為でございます。半面は非常に動物的な必要な行為でございます。半面は非常に動物的な必要な行為でございます。半面は非常に動物的な必要な行為でございます。

いかにその人が教養があると申しますか、品位があると申しますか、それが端的にあらわれることでもあると思います。口への物の入れ方、かみ方あるいはその姿勢、ひじを突いて食べておるかおらないかというふうなこと。そこで人間の、その人の人柄というのはおのずから出るわけでございまして、それはやはり心がけてそういうことについて自分自身の、何と申しましょうか、よい意味の習慣というのか、それをつくっていくということが大切でございまして。でございまして、そういう意味では非常に文化的なことでございます。

それから、一人で食べるということもよくあるわけでございますけれども、通常は家族で団らんをして食べる。それから、あるいは友人なり、あるいは社会的な一つのグループとしての会食というものがありますが、いずれにいたしましても、楽しく談笑をしながら、そしてしかも崩れないような形で会食ができるということも、これまた大切なことでございまして。私は、学校給食というのは、いま申し上げまし

たようなものもろのこのやはり一つの基本になることをそこで培っていったらうということでございます。それで、これはきわめてやはり人間の振舞いなりと密接な關係を有することでございます。その、そういう意味では、やはり非行とか暴力とか、そういうものに対しては、直接ではございせんけれども非常に深い關係がある、こういうふうな思っております。

○小西博行君 大変詳しくお話をいただきました。どうも体育局長、ああいうことらしいんですね。大変私は何か大切なことじゃないかというふうに私自身も考えておるわけです。

同時に、いまさっき食事のマナーについて非常に厳しく指導するというお話がございました。ですから、私は今度のこの健康会法案にいたしましたもそうですが、やっぱり現地で先生方が大変厳しく指導するという、このことが成功するか不成功するか大変大きな要素になってきておると思うんです。

その一例として、ちよつと外れるかも知れませんが、ソシアアルアンクル制度というのが、大変最近では、ちよつと言葉は聞きにくいと思うんですが、例の地域の中で少年野球であるとか、あるいはサッカー、こういうふうなものを盛んに指導されているおじさんですね。こういう方がいらっしゃると思うんですが、大変そういうリリーダーのおじさん方が不良化防止といいますが、非行問題の解決といいますが、そういう意味で大きな解決をやっているというか貢献している、こういうことを聞くんですね。つまり、学校の中というのはなかなか先生方もストリートにしかない部分もあると思ひますね。それで家庭でもいろいろ問題がありまして、なかなか家から出た場合の子供さんの性格をつかみにくいという問題もあると思ひます。そういう場合に、さっき申し上げました監督と父兄と先生との三者が一体になりまして、むしろ監督がしかるというように対しては非常にスムーズに聞けるわけですが、それは恐

らくただ単に野球だけじゃなくて、一緒に御飯を食べたりあるいは野球以外に山登りしたりという、いろんなそういう地域の中での社会生活を通じてはじめていくんじゃないかと、こういうふうに考えるわけですね。

そういういたしますと、三角局長にお聞きします。が、どうもその辺の非行問題に対しても、ただの校内だけの問題というのか、あるいは家庭の環境だけというのをよく言われるんですけれども、むしろその社会的なそういうものを、もつと政府が援助できるような体制がとれると大変やりやすいんじゃないか。これはかなり自費で負担してやっておられるような大変熱心な監督さんがおられると思うんですが、そういうことに對して局長さんぜひとも考えていただきたいなと、そういうふうにお考えですが、どういうお考えでしょう。

○政府委員(三角哲生君) やはり御指摘のように、いろいろな角度あるいはいろいろな方向からの取り組みというのが大事だと思ひますが、私も学校を所管しておりますので、まずもって私の立場としては、学校の先生に一生懸命にやっていたいただきたいということが前提になるわけでございまして、いまおっしゃいますような、やはり学校外のいろいろな活動というものは非常に大切だと思っております。いろいろな意味の青少年の団体活動もございまして、あるいはいま御指摘のような野球なりあるいはサッカーなり、特定のことを中心に子供たちが集まっております。意味の修練をやる、こういうこととございまして、やはりこれは一つの自発的な、自主的なボランティア的な活動でございますから、そういう意味では、そういうところにもうきょういう場がありまして溶け込んでやれる子供は大変幸福だと思います。そしてやはりそういうところの指導者というものは、損得抜きのこととやっております。一つの方々でございまして、そういう意味での一つの効果と云うと何かちよつとあれでございまして

こういう差異があるんですけれども、この辺の定員の決め方というのは何か根拠があるんでしょうか、教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(高石邦男君) いま御指摘のとおりでございまして、大体一人当たり年間六千五百件程度でございまして、したがって、一日約十七件か二十件程度、大体一件の処理時間が約二十分ぐらいいかると言われておるわけでございまして。したがって、仕事の内容としては、大体仕事の量と人員配置は一応現在の段階では合理的に行われているのではないかと考えます。ただ、県によつては発生件数が非常に少ないにもかかわらず三人というところがあるわけでございまして、これをもつと減らせるんじゃないかという議論も出てくるかと思うんです。最低各支部に三名という最低基準を置きまして、あとは人数の多いところで調整をしていくという形で人員配置をしているわけでございまして。なお、この配当基準について今後改善していくべき点があれば改善していきたいと思つております。

○小西博行君 これは皆さん方もよく御存じかも知れませんが、一人当たりが大体年間どのぐらいの処理しておるかというデータがちゃんと全部出ているわけですね。それを見ても、千葉なんかは九千件以上あるわけですね、九千五百一件、それから埼玉が八千九百七十七件というように、六人、八人ぐらいでやっているわけですが、非常にたくさん処理をしなければいけないところ、ところが沖繩はわずか二百七十二件という非常に上限と下限と離れておりますね、極端に。そして、平均はさつき局長が言われましたように、一人年間六千四百九十八件と、そういう形が出ておるわけなんです、私はこの辺でも少し合理化ができるんじゃないだろうかという感じがするんですけれども、これ以外の仕事ということについては、もうすでに何回も御説明いただきましたので求めはしませんけれども、現実にはこういうばらつきに対して、具体的に、私ははつきり数字を、せつかく出ているわけですから、これ

はもう二年後、三年後にはここまで持つていくのかというように何か一つの目標があつていいんじゃないだろうかと思うんです。片や千二百何件で、これは一人一日の件数といつたら三件ぐらいになるでしょう。さつき二十分とおっしゃった。これまた二十分というのはかなり過ぎじゃないかと思うんです。これは事務処理はもうちゃんと書いてきたやつが来ておるわけですから、それをチェックするわけですね。そして県段階でほとんど支払い業務をやるわけでしょう。それを一件について二十分以上かかるかというの、ちょっと私は納得できないんですが、これは細かい話をし過ぎるかもしれません。しかし、現実問題、いま申し上げたように、非常にたくさん担当してやつておられるところもあるわけですから、九千件もやっているとこのところから、これはどうでしょう、か、せめて平均の一人当たり六千件ぐらいのところまで全部持つていく、こういう結論は出してもらえませんかでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 安全会の仕事では、そうした給付事業のほかいろいろな機関紙の作製とか、それから学校に対するいろいろな協議会の開催というように、要するに、給付事務以外の仕事も実はあるわけですね。したがって、安全会の共済給付事業の件数処理だけで基準を決めて人員をはき出すという点はできないわけですね。御指摘のとおり、非常に一件当たりのばらつきがございまして、われわれとしてもなお一層今後努力をして合理的な形での配当基準ができるように考えていきたいと思つております。

○小西博行君 いや、私は産業に育った人間ですから人員の査定なんかというのはしつちゅうやってきましたわけですね。省庁では定員という言葉で呼んでいるのですが、一般産業では要員という言葉から、中で改善をしたり何かをしようと、もう当然、自由自在に減らすわけですね。ところがここでは定員という形が出ておるわけですね。その辺が非常に私は不満なんです、実際は、これは要員と

いう形の言葉で言い出すと行革はかなり進んでいるということに私なと思う。そういう意味で、いまおっしゃったようなものの仕事というのはよくわかります。わかるんですが、毎日毎日、それについてわずかの仕事のところ大分あるわけですね、二千何百とか、三千幾らというものがたくさんあるわけですから、そういうものはひとつとつてしまふか、これは改革していくといひますか、要員査定をやっていく場合には、本省あたりからおまえのところは少し忙し過ぎるかどうかというふうな聞き方をされるんでしょうか。何かちゃんとしたものがないと、要員査定というのは、現場で聞いたら、それはできるだけ人数が多い方がいいです、ということでは当然言われると思ひます。要らぬ仕事もつくるかも知れませんが、そういう要素が必ず民間でもあるわけですから、特に事務業務というのはそうですから、生産性が非常に出しにくいわけですからね。そういう面では余り極端な数字の差があるものから、せめて平均の六千四百九十八、このくらいにやっぱり持つていきます、ということをお願いしたいと思ひます。これは大臣の方がいいんですが。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま伺つております、まことにいろいろごもつともな点が多いのであります、この問題は安全会自身がいたすべきこととございまして、文部省がどうもちよつと容喙しにくいといひますか、指示しにくいような問題じゃないかと、こう思つておるのであります、局長の方からさらに意見を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 具体的な仕事の組織とか、人員配置は、これは安全会の責任者が工夫してやらなきゃならぬので、私の方でこの支部は減らす、どうという権限はないのでございまして、いま大臣が御答弁申し上げたわけでございますが、ただ、御指摘のように人員を合理的な形で配分するということは基本的にきわめて重要なことでございまして。したがって、いま御議論のありましたことを念頭に十分置きながら安全会の

方とも十分協議を重ねて対処していきたいと思ひます。

○小西博行君 いや、だから私は問題だと思ひますね。せつかく行革絡みで健康会法案をやらうとしてゐる。実際に数字見たらえらい数字だ、私はびっくりしたんです。そのことはもうとくに局長さんにもよく御存じじゃないかと思ひます。こういう法案審議の中で質問がなくても、むしろこういう数字が出ておるんで何とかしたいです、と言ふのが私が考えるごく普通の――していただきたいとか、安全会の方でこういう指導をしますとか、具体的なそういうものがないから私は問題があるんじゃないかと思ひます。ですから、これはきょうだけじゃないでしょうけど、前からずっと審議しておるんですが、何か言葉のやりとりばかりで終わつてしまふ。私はこれ一つにかけてもきょうのこの委員会の意味があるというふうに私自身は考えておるわけですね。これはたくさん給料ももらつておるわけですから、この一つをかけた、これは何とか六千ぐらいにやりましようというふうな答えをいただいて初めてこの委員会の成果が私はあると、こういうふうには評価したいわけですね。何もなくて、そのうちにと言つたつて、またむずかしいんだと、仕事の内容がずいぶん多いですからちよつと無理ですみたいな形になるんではないかと、そういう感じがいたしますので、もし何だつたら行革の方でも特にこの問題をとりあげてやつてみたいと思ひます。ぜひ指導をしていただきたいと思ひます。これはもつと私は具体的にいろいろな分野についてこの数字を整理していきなさい、このように考えますので、大臣、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がなから次にいきますが、実は子供の健康の問題なんですけれども、いろんな障害が起きて、そしてその後これは五年間以内で処理するわけですね。その後には後遺症みたいなものが實際残つて、大変親御さんが困つてゐるというふうな事例は幾つかございまして。現在把握しております

廃疾見舞金の現況を調べてみますと、昭和三十五年から五十二年までに廃疾見舞金を受けた人が、全体で百八十六件ございます。この追跡をいたしますと、五十三年度の状況で生存者が百五十二、亡くなった方が十、その他が二十一というような形で、制度としては廃疾見舞金というのは一時金でございますので、そのもらった人が後々どういふ形になっているかという詳細な追跡はできかねていられるわけでございます。

○小西博行君 調査は、大人になっていくわけですから大変むずかしいと思うんですが、これは何かの形で、傾向として、これはいつもいふものというのは大変でしょうけど、何か調べてみられたらどうでしょうか。大変私は大切な問題じゃないかと思うんですね。そして現実には、これは事故が起きない方が一番いいわけですから、むしろ事故によって後を処理するというのは非常に悲しむべき行為ですから、できれば予防的に、予防安全といえますか、そういう方向で当然やっておられると思うんですが、私はむしろそっちの方を何か強化できるようなやっぱり指導という形をとっていただきたいなど、このように考えます。

安全の方はそれで一応終わりますが、行革絡みという、ちょっとテーマのとらえ方が私変わっておるんですが、行革絡みであるとか、それから日学給の差益問題とか、それから承認物資の問題とか、あるいは需給のシステムの問題とか、あるいは都道府県学校給食センターの問題とか、あるいは山間僻地、離島の問題、こういうような項目を一応分けて何点かずつ質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどちょっと申し上げたわけですが、この二つを一つにしたメリットというのは、余り大きなメリットがないと、しかし、これからのやり方によっては大きな成果につながっていくだろう、こういうような答弁を實際は受けているわけなんですよ。人事の交流という問題もさっきね、いわゆる安全会と給食会。この辺の人事の交

流について、あるいは教育について、配転するわけですから、そういうものに對してはどういうお考え方を持っておられるでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 人事の交流は一つの組織になるわけでございますので、職員が交流し、そしてより一層能率的な仕事ができる体制をつくるということが必要だと思っております。だから、いままでやってきた仕事は給食の仕事、それから経済の仕事というところで色合いが違いますので、そういう教育とか研修、そういうことを含めて実施していかなければならないと思っております。

○小西博行君 せひともそういう新しい一つの形をつくっていただきたいというふうに思います。さっきもいろいろお話を聞いておりました、どうも官公庁のかなり年輩の人がそこへ滑り込んでおると。特に、県学給の方にもかなり来ているというふうな話も聞いているわけですが、やはり新進気鋭のメンバーの方向でぜひいい形をつくっていただきたいと思っております。

次に移りますが、鈴木総理も今度は第二臨調ということで、大変活発にいろいろやっておられるように私は思います。そういう意味では、第二臨調というのは、当然民間の活力を何とか生かせるような方法でということをお願いいたします。そういう意味では、給食会の問題なんですけれども、どうしても承認物資といいますが、一般物資といいますが、この辺が一般の民間と大変厳しい競争合になるわけですね。そういう意味では私が心配しているのは、ひょっとしたら小さいいはゆる民間の八百屋さんとか、肉屋さんとか、あるいは豆だとかいろいろの店があると思っておりますけれども、そういうような業者が案外やる気をなくしてしまふような形になりはしないだろうかという心配を少ししておるわけです。詳しいことはもつと後で質問させていただきますけれども、そういう民間の活力を生かすということについては問題ございませんか。

○政府委員(高石邦男君) 給食の物資の供給、これはやっぱり九〇％は現在も民間の業者によって

直接供給されているわけですから、そういう民間の人々の活力、協力を得て円滑な学校給食をやっていくかなければならないと思っております。

○小西博行君 最近では食糧事情が大変よくなりまして、保管庫の問題もかなり整備されているわけですからね。私はむしろそういう資材の供給というものは、かえって地域の中の民間の業者にやらせてみていい時期に来ているのじゃないだろうか。そういう判断をしているわけですが、それに対する考え方、あるいはなぜそれを日学給が取り扱っているのかというところをちょっとお聞かせください。

○政府委員(高石邦男君) 日学給が取り扱っているのはその中でまだ少ないんで、全一般物資の一・八％で、比率としては非常に少ないわけでございます。それで、午前中にも申し上げましたが、まず学校給食用物資を調達する際に、従来の経過から申し上げますと、学校単位で行われたときには学校単位で物を買って付けたいたわけですが、これでは一括購入のメリットが出ないということで、市町村単位に組織が広がっていったわけですが、それで、市町村単位でつくるときに、教育委員会自身がその業務に従事する場合と、給食会をつくってそういう仕事を専門的にやらせるという二つの方式、ないしは学校が共同して物を買うというふうな方式が出てきたわけですね。そこで、具体的な実施主体は市町村の教育委員会の責任のもとに実施するわけですから、市町村の立場としてはより良質な物を、より低廉な物を、より鮮度のいい物を買って付けたという基本で運用していることはいまも変わらないわけでございます。したがって、県、県の給食会が取り扱っているとか、日学給が取り扱っている物資というのは、ある意味においてはそういうメリットのあるものに着眼して取り扱うという傾向にあるわけです。たとえば外国から物を輸入する場合に、ばらばらじゃいけないから、日学給が外国からかん詰めを輸入して、そして末端まで流すと、そういうような業務

をやっているわけですね。だから、本来コストが高い物を権力的に扱わせるというような組織ではないわけなんです。日学給も県学給も、市町村側から言えば一業者と同じなんです。そういう基礎がある。それから、日学給とか県給食会が物を買って付けるのはやっぱり民間から買っているわけですね。自分で製造してはいないわけですね。民間のメリットのある、ある意味ではもつと大きい食料品の工場とか会社から買うと。それを末端まで流すということになるわけですね。ですから、いまおっしゃったように豆腐屋さんとか身近にある人たちの利用ができるものも利用していかねければならない。そういうメリットのあるものはそういう形で供給されるものを利用していかねければならないということ、あくまで児童生徒の立場に立って、どういう物資の供給体制、流通機構を整備していくかというのが非常に問題になるわけでございます。そうすると民間との競争が出てくるわけですね。民間の競争で、民間の人がいろいろおっしゃるの、やっぱり向こうの方が安いとかいい品物が出るということ、とんどんとん押されてくるわけですね。そこに一つの危機感がある。しかし、民間はいままで学校給食をやる意味では維持してきたわけですから、できるだけ地域の民間業者の活力、生きがい、そういうものもバランスをとりながら物資の調達をやっていくかなければならない、そこに悩み、問題点があると考えているわけでございます。

○小西博行君 大臣、その給食のさっきの資材の問題をいま議論しておるわけですが、非常にむずかしい部分が私はそこにあると思うんですね。と申し上げますのは、大量一括で買っていくというやり方ですね、これは当然安く買えるだろうと思っております。そしてしかも、各県に冷蔵庫——これは常温あるいは冷凍あるいは低温の冷蔵庫、こういうものを完全に完備して、それで国で一括して買ったものをちゃんとそこへ入れるわけですから、それはこの経費は国の予算で出るわけですね。そういう意味では一般の業者というのはなかなか太刀

○小西博行君　そういたしますと、貸借対照表でいまのおおのの数字を見ながらめていきま

すと、これがそれぞれプラスとやっぱりマイナスというの結構あるわけですね、いわゆる収支を合わせていきますとね。マイナスのところは私は多分ないんだらうと思つたら、やっぱり結果的にマイナスがあるわけですね。こういう見通しの誤りというんでしょうか、マイナスになるというところは一体どういう理由なんですか。これは実際に言いますと、五十三年度もこれはマイナスです、五十四年度も、五十五年度もマイナスという事になってるわけですね。これはどういう意味でこんなになるんでしょうか、見通しを大きく外れていると思ふんですが。

○委員長(片山正英君) ちょっと速記をとめてください。

○委員(高石邦男君) じゃ、速記を始めて。

○政府委員(高石邦男君) 御指摘のとおり、五十一年度、五十二年度は剰余金が出ておりますが、五十三年度、五十四年度、五十五年度と、いずれも赤字になってきております。で、どうしてそういう一般物資、たとえば一般物資でミカンかん詰めの場合を申し上げますと、大体買付けを暮れから交渉を始めるわけですね。そして、大体ミカンかん詰めになりますのが三月の末ぐらいに大体の価格が出ると、そして最終的にはもう一月か二月おくらせて仕入れ価格というものが業者との間で契約されるわけです。ところが一方、日学給の供給する物資は二月ごろ価格の提示を現場にするわけです。そうしますと、多分これくらいで買えるだらうと思ふのが、どうしても買えなくなつたと、しかし一たん価格を提示した以上はその価格で年間供給するという体制をとらないと、向こうは給食費をそんなに毎月毎月上げられませんか、そういう形になっていきますと、最終的にはミカンのかん詰めで損したというようなことで赤字になるわけです。それからそれ以外に、たとえば脱脂粉乳の輸入によって、ある程度これくらいのドル相場であると考えていたのが、ドルの変動によって高くなつたり安くなつたり、これまた赤字の要因、黒字の要因というふうな事になって

きますので、あくまで現場の末端において年間を通じて安定した価格で供給するというシステムを維持しているものですから、そこで赤字が出たり黒字が出たりということになるわけでございます。そして基本的には、やっぱり三百五十億ぐらい年間の事業費がございまして、ある程度の相当な資金を持つていかないと全部銀行から借りなければならぬということ、銀行の利子を払うのに大変だということ、基本金約二十億と、そういうものが運転資金になるという形で日本学校給食会の経理が行われているわけでございます。

○小西博行君 もちろんあれでしょうね、そういう貯蔵の費用であるとか、それから運送費だとか、そういうものは一般経費というふうに入ると思ふんですが、ただ、私はこんなに差益があるのかと思つて実はびっくりしたわけですね、指定物資あるいは承認物資というのがありますが、それそのもののいわゆる仕入れ価格と販売価格ですね、卸というか、販売と言つたら言葉が悪いかもしれませんが、実際に県学給の方に売るといふようなことになると思ふんですね。その差益が大変大きいですね。こんなに大ききとつても結果的には赤字になるという表現になるかと思ふんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 米につきましては、大体購入価格と売り渡し価格はいろんな流通経費、それから精米の費用、そういうものを含めてとんとんでいくというふうな形で価格を決めているわけでございます。それから、小麦粉につきましてもそういうふうな基本的な態度で価格を決めております。

問題は脱脂粉乳、これが外国からの輸入でございますので、あるときは非常に安く、あるときは非常に損をするという非常に危険性の多い物資になっているわけでございます。これによる黒字の蓄積というのがかなりあるわけでございます。

す。それから輸入牛肉につきましても、これも外国からの輸入牛肉というのは大体日本の国内の牛肉よりも非常に価格が安いわけですね。しかし、ある意味で日本の畜産の保護育成ということも考へていかなきゃならないので、ある程度のそつちの面の価格を見ながら価格調整をしてくる。そして、そこでの蓄積というのは、他の一般に、たとえば三カかん詰めで損したといつたらそつちの方に回すとか、そういうような操作をしてやってきているわけでございます。

○小西博行君 そういう意味では、経費を節約しようという努力をすれば、できるだけ大量に買つて安く買うということが一点ですね。それから、あとの管理費をできるだけ小さくとめるといふことになりまして、実際にはたとえば県学給の方から考えましても、せつかつくつてくれた冷凍庫あるいは倉庫、こういうものでできるだけ一般物資も大量に安く買つて保存する方が、施設を有効に使うという意味では単価的に非常に安くなる、そういう働きはありますでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 低温倉庫とか冷凍庫、冷蔵庫、そういうものをつくったときはまさにそういう考え方でございました。ただ、県の給食会によつてはなおそのスペースがあると、そういうスペースの利用につきましても、民間業者への利用ということも考へていいんじゃないかというところで、県の給食会あたりには民間の方々のそういう利用に供することもひとつ研究してほしいというところを申し上げているわけでございます。

○小西博行君 実際にその利用はどうでしょう。

○政府委員(高石邦男君) 現在、いまのところはないわけで、実はこれは非常に困つたことでございまして、県の給食会と民間業者とのトラブル、いわば敵対関係、商売がたきというふうな形で流れてきているわけですね。したがって、そういう商売がたきの意識がある間はなかなかそままでの歩み寄りではないと、だから県の給食会側も、それから民間業者の側も、相協力して学校給食の内容をよくしていくというふうな基本的なムード、手をつなぐムードにならないと、こつちをあけますよと言っても何かけんか腰になつてそんなの要らぬと、むしろ扱われようにしてくれというような短絡的な話になるので、そこまで情勢はいつていせんけれども、方向としてはそういうことを進めるように努力したいと思つております。

○小西博行君 私はそこがなかなか仲よくやれないという要因があると思ふんですが、というのは、そんなにりっぱな倉庫があるものですか、できるだけ県学給からよけい買つと、あるいは日学給からもらったものを貯蔵すると、こういう行為に走ると思ふんですね。当然局長の方ももう少し合理的にやれというふうなことで指導されると思ふんです。そうしますと、ますます一般の民間というのは、承認物資がだんだんふえてきまして、そしてもう頭にきてしょうがないというのが私は現実だと思ふんですけど、その辺の調整機能というのはいまはどういうふうなところになっているんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 承認物資というのは日本学校給食会が取り扱うときの言葉でありまして、したがって、それは一・八%で五十三億というところでシェアとしては非常に少ない。県の給食会は財団法人ですけれども、ある意味では民間と同じような立場に立っているわけですね。したがって、県の給食会がいろんな物資を買つたり購入したりするのは、県給食会の判断にゆだねられているわけで、私の方からこれはやめとけとかこれは買えとか、そこまでの命令系統はないということになるわけですね。そして、県の給食会は、たとえば県の議会あたりではもうちょっと低廉な価格で安定した形で供給するために倉庫をつくつたんだらうと、それをもうちょっと利用してちゃんとやれと、こういつて追及されるわけですね。そうすると、そつちの方にますます力を注ぐというところで業者との競争というのが生ずるわけでございます。だから、一般物資、承認物資について日学給の云々というよりも、むしろ県の給食会が扱

っているのがシェアの約一〇％ぐらいありますので、そこ民間業者との競争ということが大きな課題だろうというふうに思っているわけでございます。

○小西博行君 確かにそこが一番大きな問題だと思つてですね。たとえば見積もりを出して、そしていいものは買ってもらえろというスムーズな形があればいいんですけども、なかなか業者の数は莫大に多いわけですからね。従来は学校単位で非常に小さい商売をやっていたのが、いつの間にか県学給という大きいところへばんといくわけですからね。郡部の方の小さい商売は全然手も足も出ないというのが私は現実じゃないかと思うのです。そういうものに対して、一般民間の業者の方々はそういうことはなくしてもらいたい、何とかいままでも同じように近くの学校へ納めたいと。八百屋さんの子供さんが学校へ行っている、うちのやつ買ってくれやと言ったら、いままでもだたら簡単に安く売って商売が成り立っていったのが、えらいかた苦しい県の方へ行かなきゃいかぬ、あるいは見積もりを出してだめだったとか、そういうふうな形になっていると私は聞いています。その辺のことが実は問題じゃないんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) そういう民間業者の關係が非常に問題があつて、もう数年前からこれではいけないと、民間業者自身が一つの組織をつくらうというんでつくられたのが学校給食物資流通研究協議会、学流協と俗稱言っていますが、そういうものを一方においてつくった。それからもう一つは、全国給食物資販売協同組合連合会、それから日本給食品連合会と、民間自体もある意味ではまとまって、そして流通の一翼をちゃんと位置づけた形で担うような形にしようじゃないかというところで、いま申し上げたような団体がつくり上げられていたわけですね。したがって、私の方ではこうした民間業者とも十分な連携をとりながら、その県の調整を基本的にやっていくということを考えているわけです。

それから、身近な豆腐屋さんとか八百屋さんという問題もあるわけですが、学校の立場でも、市場から買った方が安いことがわかり切っているのに身近な八百屋からなぜ買わなきゃならぬといつて、今度は学校に民間からそばから買えといつても、学校側がそういう判断をしない場合があるわけですね。いかに流通体制を官民一体でわれわれがやるんだといつても、今度は最終的に買う学校側が、それよりも市場から買うということになっちゃうものだから、だから日学給があるから、県学校給食会があるから民業圧迫だというふうな単純な論法でこれらしているけれども、やはりそう簡単なものではないということを思っているわけでございます。

○小西博行君 私は、指定物資は、これは国がまさに農業対策も含めてやるべきだというふうに思っているわけですね。いまの四品目だといつても、これは五品目になる場合があるかも知れません。そのことは結構なことじゃないかと思うのです。ただ、いわゆる一般物資といわれるもの、こういう問題については、できればもうなくしたらどうかかなと、これは厄介なことですから、できればなくしてやるような方向にもう十分対応できるんじゃないかなという感じが実はしているんです。ただ、それに対する反論は、やっぱりそうなる価値が高くなるだろうということとで、政府の皆さん方はそういうふうに思っておられると思うんですが、少なくとも民間の競争というものは、これは自衛隊関係もそういうことか入っていますね。大変厳しいですね。ノリにしたって何にしたって、私知ってますけれども、もう大変安い原価でもって競争している、これは実態ですね。そういうことを考えますと、給食なんというものはもう十分それでいけるんじゃないだろうかなと。さっきおっしゃいましたように県学給と国を入れたって一〇%ちょっとだというお考え方かもしれませんが、これは私は県の場合の一〇%というのは大変大きな数字だと思うんです。その点どうでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 仮に承認物資を日学給が取り扱うものをシェアとして一・八%ぐらいの全品目をめとした場合に問題が解決するかどうかと解決しないわけなんです、実は。それは依然としてやっぱり県の給食会がどういふものを買い付けするかというフリーハンドを持っているわけですね。したがって、その問題が解決しない限りは、日学給の一般物資が全部なくなればいまだ問題解決して民間業者がよくなったというふうな満足はしないと思うんです。事はそう単純でないと、これをわれわれは十分考えていかなきゃならないと。それで、日学給がやっている一般物資について、やっぱり品質の問題とか、外国から来るものとか、そういう限定的な形でやっぱり制限していくということは考えられなければならぬ問題だと思つてですね。だから、そういう方向への検討は進めていきたいと思いますけれども、問題は県の段階における取り扱いまで含めて、文部省で、民間業者が不満に思っている問題に思っているものを一気に解決できるかといつたら、ちょっといまのシステムではなかなかそこまで一刀両断に解決できないという悩みがあるわけでございます。

○小西博行君 一般の業者が言っているのが全部私正しいとか、一般業者は全部すばらしい経営をやっていると、そういうことを言っているわけじゃないんです。現実にはそれは大変管理が複雑なところもたくさん、小さいだけにそれはあると思つていいものをいれたいということについては間違いないですけれども、ただ、そういう全体でたくさん買ったものが、過去マカロニの問題もございましたし、パインかん詰めとか幾つかそういう事例が出ていますね。余り古くなり過ぎて、そしてなかなか給食会にも使えないから——あるいは実際使った例もあるわけですね。一般業者が大変安く卸したという話もう実際のデータがあるわけですから、何々県のこと、そこ、そういうのがちゃんとあるわけですから、そういう

のがたくさん出ているんですね。それに対する何か予防対策というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) ですから、私の方も、何もかも給食会が全部賄うことはできないわけですから、民間の活力、御協力も仰がなければスムーズに学校給食ができないと、そういうことは十分認識しているわけでございます。そこで、そういう人たちの立場も考えながら、そして先ほど言った父兄、子供たちの立場も考えながら、そこで調整をしてお互いが対立関係でなくして円満な形で相協力してやるような形にしたいものだと思つてはいます。そういう角度で国としては指導、助言をしていきたいと思つております。

○小西博行君 この保管の年数と言つては、かん詰めとか米とか、いろいろ品物によって違ふと思つてですね。その辺の何か基準みたいなものがちゃんとあるんでしょうか。できればその回転、どのぐらい回転しているかということもちょっと知りたいんです。

○政府委員(高石邦男君) 細かい、たとえばかん詰めなんかにつきましては、日本罐詰協会で、大体その期間というのはこのかん詰めはこれくらいだというふうな一定の表示があるわけでございます。その表示に従つて物の取り扱いをしていくということを考えていかなければならないと思つてます。だから、先ほどもちょっと御指摘がありましたけれども、一括購入、大量購入による問題点というのは、品物が長く寝かされて品質が悪くなるというのをやっぱり考えていかなければならぬので、そういうことを防止しながら対応していかなければならないと思つております。

○小西博行君 それでも、なおかつ品物にカビが生えるとか、少し味が悪くなるとか、あるいは全然味が悪くならなくても、ちょっと古いからもう処分しようという場合には、あれはどういう扱いになるんでしょうか。一般の業者にやっぱり売ることではできないでしょうか。利益団体ではないから利益を上げないかぬわけですが、実際はどう

いう処分をしているんでしょうか。ただであげるというのもおかしいと思うんですが。

○政府委員(高石邦男君) 日本学校給食会の承認物資については、原則的にそういうことのない需要を見込みながら取り扱うということで、いままで余りないようでございますが、ただ一件だけ過去にあったようでございまして、一定の基準年数を超えたものにつきまして民間の人に払い下げたということが。後はそういうことのないようにということで、その年数内で処理できる数量を取り扱うということになっております。

○小西博行君 自分自身が何か八百屋と魚屋になったような感じで、細かい問題を大変申しわけないと思うんですが、しかし、現実問題はともその辺にあるんじゃないかと思うんですね。ですから、確かに当初に返りまして、安くていいものを児童に供給していくということ、これは私大賛成です。ところが現実問題としては、そういう値段には大差がないけれどもやっぱり国とか県でござい買ったやつは、価格調整金もあることですから、実際はこれだけの値段で売っている一般の民間が、それを極端に安い値段で売っていくという実例が幾つかあるわけです。そのことに對して一般の業者はとも手足が出ないというのが私は現実問題じゃないかと思うんです。この問題に對して、わざわざそうしなくても、それだけの調整金があるなら対策はとれるんじゃないかと思うんです。民間から買い上げて、何かの形でそれだけの価格にできる方法というのはあると思うんです。そういう方法はむしろとれないんだらうかなと。その辺を私は根本的にお願いしたいんですがね。

○政府委員(高石邦男君) 日本学校給食会にしろ県の給食会にしろ、買い付けしている相手は民間なんですね。ただ、それが大きいか、中小であるか、零細であるかというところの差なんですね。だから、日学給、県給食会が製造工場を持って、そこでつくらせてどうこうじゃないんで、あくまでやっぱりそこで民間から買っている。そして民

間から買ったものについて、なお児童生徒に安定した価格でやるという観点で総合して子供に渡している、食べさせているというようなこともあるわけですね。だから、何か日学給、県の給食会が物をあつせんするのは、民間から買わないで、というような意識だと若干問題があると思うんです。あくまで民間の業者から買っているわけですから。ただ、身近な業者であるかどうかといううなところ、そこについてもやっぱり配慮を加える必要があるというところで、そういう点についても配慮を加えながらみんなが協力してくれるような体制で給食を実施していきたい、こう思っているわけでございます。

○小西博行君 それが、たとえばミカンを例にとりますと、ミカンを買う場合に、やっぱり農協の大元締めあたりからばんと契約して一年間分買うわけですね、たとえば十五万かんばつと買うとか。ところが、実際の民間の場合はそうじゃなくて、やっぱり卸屋から、市場から買ってきて店舗へ並べるわけですね。それだけ流通経路としては余分にクッションがあるものだから、どうしてもそれに対抗できないわけでしょう。たとえば「小西屋」という八百屋がありまして、いきなりさつきのかん詰めだったら十五万かん一通に買わないというところは、小さい店じゃできないわけなんです。ですから、どうしたって値段の競争となりまして、当初申し上げたようになかなか太刀打ちできないだらうと、これは私はそう思うんです。ただやっぱり民間としては、何とか生きなきゃいかぬというのがあるんじゃないでしょうか。それでいま局長は、パーセンテージにしたら大したことないじゃないかと言ったけど、これがやっぱり大変大きいんですね。業界の中でのいろいろ論議するときはそれが一つの値段みたいなものになりまして、とてもじゃないが太刀打ちできないというその気持がほかには大変大きな影響を与えているというのは事実なんですね。だから、金額そのものは、パーセンテージそのものは三〇も四〇もいってないじゃないかという論議だけではこの問題

はどうも解決できそうな感じはしませんね。そういう意味では、できるだけ安いものという一面と、そういう業者から何とかしてやっぱり買ってあげてほしいと。何か補助みたいな形で、実際はもう原価はこうなんですよというのが当然わかると思うんですね。現実問題は、そういう県の方が買う場合だって原価を割って競争しているというのが実際あるわけですね。これはスパーと同じような現象というのがあるわけですね。それを、やはり小さい店だけにそのまま放置して、それでいままでもおりやりますという形でだけではどうも解決にならないような感じがします。――時間も余りありませんから、くどくどこれ以上は申しませんけれども、何か今度新しくそういう健康会法案というものが通過して一つのものができるとすれば、その辺の民間の活力だけは忘れないでいてほしいなど、特にまた、離島の問題とか山間部という問題がございまして、これもなかなか店がないものから、むしろこの辺を県学給あたりが中心にいろいろどんどん入っていくってやっていただきたいなと、逆にそういうふうに思うんです。ところが実態をいろいろ調べてみますと、なかなか県学給がやってくれない。品物を持つてきてくれないものから、一般の民間が損をするのをわかっておいて、ちょっとした量を山越えて持つていくという例も幾つか聞いておるわけですね、そういう実態がどうも島嶼部であるとか山間部ではかなりあるような感じがいたしますね、実際のデータを見まして、その辺のところもあわせて今度積極的にひとつ進めていただきたいと思っております。

幾つかほかの問題もありましたのですが、時間が来ましたがやめますが、大臣はいませんけれども、いままでの二つを一つにまとめるというだけじゃどうも私はすっきりしませんので、何とかその辺をひとつ整備していただきたいという感じがします。

○委員長(片山正英君) 本案に対する質疑は本日終わります。

はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後六時六分散会

十一月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校災害補償法制定に関する請願(第六九〇号)

一、大幅私学助成に関する請願(第七一六号)

第六九〇号 昭和五十六年十月二十三日受理
学校災害補償法制定に関する請願
請願者 東京都日野市東平山二ノ三ノ一

六 東山仁外三百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君

学校災害補償法を速やかに制定されたい。

理由

子どもの遊び場がなくなり、そのことに伴って子どもの運動機能が減退し、けがをする機会が多くなつていっているといわれている。我々の子どもが通学している日野市立滝合小学校でも、こうした原因によつて学校内で事故を起こし、当事者である子どもやその家族が不幸に陥つたことがある。また、全国でもこうしたケースが少なくないといわれている。これらの事故は、もちろん、その当事者に主たる責任がある場合もあるが、いわば社会的責任といえるような場合が少なくない。殊に、まだ完全には自立していない子どもの場合、後者に属するケースが多いといえる。そこで、学校内で起つた身体的事故のうち、特定の意図をもつて行われたものでない限り、治療費その他の補償は国がすべきである。

第七一六号 昭和五十六年十月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 新潟県長岡市高頭町甲二〇五 高本義男外九百九十九名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第九十五回国会文教委員会会議録第三号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

五 二二三 史料 資料

七 三 報 道 情報

第四号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

二 四 六 それから それら

八 四 二 かわり が取り扱いの の取り扱いが

九 二 二 本岡昭治君 本岡昭次君

三 三 三 結 食 給食

昭和五十六年十一月二十六日印刷

昭和五十六年十一月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局